

第 4 会 計 年 度 任 用 職 員 関 係

第 4 目 次

1	会計年度任用職員と会計年度任用職員給与条例	4-1
2	給料関係	4-2
3	手当関係	4-5
4	費用弁償	4-13
5	その他	4-14

第 4 会 計 年 度 任 用 職 員 関 係

1 会計年度任用職員と会計年度任用職員給与条例

地方公務員法第22条の2第1項に規定する「会計年度任用職員」については、パートタイムの会計年度任用職員には報酬、費用弁償及び期末手当、フルタイムの会計年度任用職員には給料及び各種手当がそれぞれ支給されることとされ、その報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法、給料及び手当の額並びにその支給方法は、条例で定めることとされている。

このことから、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（会計年度任用職員給与条例）においては、パートタイムの会計年度任用職員を「第1号会計年度任用職員」、フルタイムの会計年度任用職員を「第2号会計年度任用職員」とし、それぞれに支給する給与及び費用弁償の種類を次に掲げるものとし、その額及び支給方法について定めている。

なお、その職務の特殊性等を考慮し、第1号会計年度任用職員の報酬及び期末手当の取扱いが会計年度任用職員給与条例第4条各項の規定により難しいとき又は第2号会計年度任用職員の給料及び各種手当の取扱いが同条例第7条各項の規定により難しいときは、その取扱いについては、任命権者が人事委員会と協議して定めることとされている。

（給与条例適用職員、会計年度任用職員に支給される給料等の比較）

給与条例適用職員	第1号会計年度任用職員 (パートタイム)	第2号会計年度任用職員 (フルタイム)
(1) 給料月額	基礎報酬 (月額、日額又は勤務1時間 当たりの額で定める額)	給料月額
(2) 給料の調整額	○ (報 酬)	○ (給 料)
(3) 教職調整額	×	×
(4) 管理職手当	×	×
(5) 初任給調整手当	○ (報 酬)	○
(6) 扶養手当	×	×
(7) 地域手当	○ (報 酬)	○
(8) 住居手当	×	×
(9) 通勤手当	○ (費用弁償)	○
(10) 単身赴任手当	×	×
(11) 特殊勤務手当	○ (報 酬)	○
(12) 特地勤務手当等	×	○
(13) 時間外勤務手当	○ (報 酬)	○
(14) 休日勤務手当	○ (報 酬)	○
(15) 夜間勤務手当	○ (報 酬)	○
(16) 宿日直手当	○ (報 酬)	○
(17) 管理職員特別勤務手当	×	×
(18) 期末手当	○	○
(19) 勤勉手当	○	○
(20) 寒冷地手当	×	×
(21) 義務教育等教員特別手当	×	×
(22) 産業教育手当	×	×
(23) へき地手当等	×	○
(24) 定時制通信教育手当	×	×
(25) 農林漁業普及指導手当	×	×
(26) 災害派遣手当	×	×
(27) 旅費	出張旅費のみ (費用弁償)	○

地方公務員法

第22条の2

地方自治法

第203条の2

地方自治法

第204条

会計年度任用職員給与条例

第3条、第4条、第5

条、第6条、第7条

2 給料関係

(1) 給料表

給料表は、給与条例第4条第1項の給料表を準用することとなっている（給料表が改定されたときの取扱いについては、給与条例適用職員の例による）。

会計年度任用職員給与条例
第4条第2項、第7
条第2項

(2) 職務の級の決定基準

準用する給料表に定める職務の級に分類する基準となるべき標準的な職務の内容は、次のとおりとなっている。

会計年度任用職員給与条例
別表

会計年度任用職員級別標準職務表

給料表の種類	職務の級	標準的な職務
行政職給料表	1級	定型的な事務又は技術の職務
	2級	知識経験を必要とする事務又は技術の職務
	3級	高度の知識経験を必要とする事務又は技術の職務
	4級	特に高度の知識経験に基づき困難な業務を行う事務又は技術の職務
	5級	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う事務又は技術の職務
備考 行政職給料表の適用を受ける者以外の者の職務の級の分類は、旅費条例第2条第2項の行政職給料表の適用を受けない者について任命権者が知事に協議して定めるこれに相当する職務の級とこの表に定める職務の級との権衡を考慮し、任命権者が知事に協議して定める。		

(3) 初任給決定の基準

新たに会計年度任用職員となった者の初任給は、まずその者に適用される給料表における職務の級を決定し、さらにその職務の級の号俸を定めることによって決定される。

(ア) 職務の級の決定

職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表（規則7—140別表第1）に定める基準に従い決定される。

級別資格基準表の適用方法等については、規則7—140第4条に具体的に定められているが、その概要は、次のとおりである。

- (i) 職種欄及び学歴免許等欄の区分は、それぞれの種類の区分に応じて適用する。
- (ii) 職務の級欄に定める数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数（注）を示す。
- (iii) 学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用する。

ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合は、その区分によることができる。

（注）経験年数とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数（換算された年数を含む。）をいい、必要経験年数とは、職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。

職員の経験年数は、級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用によることとされており、同表の適用に当たって用いた学歴免許等の資格を取得した時以後の経歴のうち職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、経験年数換算表（規則7—140別表第3）に定めるところにより、職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

規則7—140
第3条、第8条
規則7—140
第4条

〔 令和元年通知
第222号
規則第4条関係 〕

規則7—140
第2条

規則7—140
第5条

〔 令和元年通知
第222号
規則第5条関係 〕

また、職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して、修学年数調整表（規則 7—1 4 0 別表第 4）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の経験年数は、その年数を加減した年数とする。	規則 7—1 4 0 第 6 条 〔 令和元年通知 第 2 2 2 号 規則第 6 条関係 〕
なお、級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、これらの規定にかかわらず、その定めるところによる。 〔免許所有職員等の免許取得前の経歴の取扱いについては、参考資料（会計年度任用職員関係） 5 参照のこと。〕	規則 7—1 4 0 第 7 条 〔 令和元年通知 第 2 2 2 号 規則第 7 条関係、 級別資格基準表関係 〕
（イ）号俸の決定	
（i）号俸決定の原則	
a 決定された職務の級の号俸が初任給基準表（規則 7—1 4 0 別表第 5）に定められているときは当該号俸とする。 b 職員の職務の級を初任給基準表に定める職務の級よりも上位の級に決定する場合の号俸は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、採用の日の前日から、級別資格基準表を適用する場合における当該職員の経験年数に相当する期間をさかのぼった日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼった日において、初任給基準表を適用して得られる初任給を基礎とし、採用の日の前日に受けていた号俸に対応する上位級決定時号俸対応表（規則 7—1 4 0 別表第 6）の上位級の号俸欄に定める号俸とする。	規則 7—1 4 0 第 9 条 〔 令和元年通知 第 2 2 2 号 規則第 9 条関係 〕 規則 7—1 4 0 第 1 4 条 〔 令和元年通知 第 2 2 2 号 規則第 1 4 条関係 〕
（例）大学卒以降 5 年の経験年数（1 0 割換算）を有する者を行政職 2 級に決定する場合 ・初任給基準表の初任給：1 級 1 号俸 ・上位級決定時号俸対応表による号俸：1 級 1 号俸→（1 級 2 1 号俸（注））→2 級 1 号俸 （注）1 年につき 4 号俸加算とした場合	
c 初任給基準表に適用すべき職種欄のない場合又はその者の学歴免許等の資格が初任給基準表の最低の学歴免許等の区分に達しない場合の号俸は、職務の級の最低の号俸とする。 d 号俸決定に当たっては、号俸決定上限表（規則 7—1 4 0 別表第 7）の上限欄に定める号俸を超えることはできない。	規則 7—1 4 0 第 9 条 〔 令和元年通知 第 2 2 2 号 規則第 9 条関係 〕 規則 7—1 4 0 第 1 6 条
（ii）初任給の調整	
職務の内容や責任の程度等を考慮して、職員がその職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格や、経験年数を有する場合に上位の号俸に調整することができる。 a 学歴免許等の資格による初任給の調整 その者に適用される初任給基準表に掲げる号俸の号数に、修学年数調整表（規則 7—1 4 0 別表第 4）に加える年数（+の年数）（1 年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に 4 を乗じて得た数を加えた号数の号俸に調整する。ただし、職務の内容や責任の程度等を考慮し、これにより難しい場合として任命権者が認めるときは、この限りではない。	規則 7—1 4 0 第 1 1 条 〔 令和元年通知 第 2 2 2 号 規則第 1 1 条関係 〕

b 経験年数による初任給の調整 経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては18月）で除した数（1に満たない端数は切り捨てる。）に4を乗じて得た数を加えて得た数の号俸の範囲内で調整することができる。	規則7—140 第12条 〔令和元年通知 第222号 規則第12条関係〕
(ウ) 下位の区分を適用するほうが有利な場合の号俸 その者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有する者として初任給の号俸を決定したほうが有利な場合は、それによることができる。	規則7—140 第13条
(エ) 再度職員として任用する者の職務の級を初任給基準表よりも上位の級に決定する場合の号俸 職員の職務の級を初任給基準表に定める職務の級よりも上位の級に決定する場合で、採用の日における職務の級と同一又は上位の職務の級（以下「同一又は上位の級」という。）に決定された職員として在職した期間がある場合の号俸は、（i）bの号俸の号数に、採用の日から3年前の日の属する会計年度の初日から採用の日の前日までの期間における同一又は上位の級に在職した期間の月数を合算のうえ12月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4号俸を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸の範囲内とすることができる。	規則7—140 第15条 〔令和元年通知 第222号 規則第15条関係〕
(例) 大学卒以降5年の経験年数（10割換算）を有する者を行政職2級の会計年度任用職員として1年間任用し、再度行政職2級の会計年度任用職員として任用する場合 1年目（1年間任用） ・初任給基準表：1級1号俸 ・上位級決定時号俸対応表による号俸：1級1号俸→（1級21号俸（注））→2級1号俸 2年目（1年間任用） ・初任給基準表：1級1号俸 ・上位級決定時号俸対応表による号俸：1級1号俸→（1級25号俸（注））→2級1号俸 ・再度任用に伴う号俸加算 2級1号俸＋ 12月÷12月×4号俸（注） ＝ 2級5号俸 3年目（1年間任用） ・初任給基準表：1級1号俸 ・上位級決定時号俸対応表による号俸：1級1号俸→（1級29号俸（注））→2級1号俸 ・再度任用に伴う号俸加算 2級1号俸＋ 24月÷12月×4号俸（注） ＝ 2級9号俸 （注） 1年につき4号俸加算するとした場合	
(4) 第1号会計年度任用職員の基礎報酬の額 (ア) 月額で定める基礎報酬の額 その者の受ける号俸に応じた額×（その者について定められた1週間当たりの勤務時間÷38時間45分）	会計年度任用職員給与条例 第4条第7項

(イ) 日額で定める基礎報酬の額
(その者の受ける号俸に応じた額 ÷ 21) × (その者について定められた 1 日当りの勤務時間 ÷ 7 時間 45 分)

会計年度任用職員給与条例
第 4 条第 8 項

(ウ) 勤務 1 時間当たりの額で定める基礎報酬の額
(その者の受ける号俸に応じた額 ÷ 21) ÷ 7 時間 45 分

第 4 条第 9 項

3 手 当 関 係

(1) 給料の調整額 (給料の調整額に相当する報酬を含む。)

給与条例に規定する給料の調整額の例により支給する。

ただし、第 1 号会計年度任用職員については、2 (4) の例により計算した額とする。

第 4 条第 10 項、
第 7 条第 7 項

(2) 初任給調整手当 (初任給調整手当に相当する報酬を含む。)

給与条例に規定する初任給調整手当の例により支給する。

ただし、第 1 号会計年度任用職員については、2 (4) の例により計算した額とする。

(3) 地域手当 (地域手当に相当する報酬を含む。)

給与条例に規定する地域手当の例により支給する。

ただし、第 1 号会計年度任用職員については、2 (4) の例により計算した額とする。

(例) 地域手当に相当する報酬の計算

- ・ 行政職給料表 1 級 1 号俸 : 185,000 円
- ・ 給料の調整額に相当する報酬 : 6,700 円 (調整数 1)
- ・ 地域手当支給割合 : 5% の場合

1 月額で定める基礎報酬を支給されるもの (例 : 週 29 時間勤務の場合)

① 基礎報酬

$185,000 \text{ 円} \times (29 \text{ 時間} \div 38 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}) \approx 138,451 \text{ 円}$ (端数切捨て)

② 給料の調整額に相当する報酬

$6,700 \text{ 円} \times (29 \text{ 時間} \div 38 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}) \approx 5,014 \text{ 円}$ (端数切捨て)

③ 地域手当に相当する報酬

(① + ②) × 地域手当支給割合

$= (138,451 \text{ 円} + 5,014 \text{ 円}) \times 5\% \approx 7,173 \text{ 円}$ (端数切捨て)

2 日額で定める基礎報酬を支給されるもの (例 : 1 日 7 時間 15 分勤務の場合)

① 基礎報酬

$(185,000 \text{ 円} \div 21) \times (7 \text{ 時間 } 15 \text{ 分} \div 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}) \approx 8,241 \text{ 円}$ (端数切捨て)

② 給料の調整額に相当する報酬

$(6,700 \text{ 円} \div 21) \times (7 \text{ 時間 } 15 \text{ 分} \div 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}) \approx 298 \text{ 円}$ (端数切捨て)

③ 地域手当に相当する報酬

(① + ②) × 地域手当

$= (8,241 \text{ 円} + 298 \text{ 円}) \times 5\% \approx 426 \text{ 円}$ (端数切捨て)

(次頁へ続く)

3 勤務1時間当たりの額で定める基礎報酬を支給されるもの

①基礎報酬

$(185,000 \text{ 円} \div 21) \div 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} \div 1,136 \text{ 円}$ （端数切捨て）

②給料の調整額に相当する報酬

$(6,700 \text{ 円} \div 21) \div 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} \div 41 \text{ 円}$ （端数切捨て）

③地域手当に相当する報酬

$(\text{①} + \text{②}) \times \text{地域手当支給割合}$

$= (1,136 \text{ 円} + 41 \text{ 円}) \times 5\% \div 58 \text{ 円}$ （端数切捨て）

(4) 通勤手当

第2号会計年度任用職員に支給することとされており、給与条例に規定する通勤手当の例により支給する（第1号会計年度任用職員には、通勤に係る費用弁償が支給される（「4 費用弁償」を参照））。

会計年度任用職員給与条例
第7条第7項

(5) 特殊勤務手当（特殊勤務手当に相当する報酬を含む。）

給与条例に規定する特殊勤務手当の例により支給する。

会計年度任用職員給与条例
第4条第10項、第7条第7項

(6) 特勤勤務手当（特勤勤務手当に準ずる手当を含む。）

第2号会計年度任用職員に支給することとされており、給与条例に規定する特勤勤務手当等の例により支給する。

会計年度任用職員給与条例
第7条第7項

(7) 時間外勤務手当（時間外勤務手当に相当する報酬を含む。）

給与条例に規定する時間外勤務手当の例により支給する。

ただし、第1号会計年度任用職員については、給与条例に規定する育児短時間勤務職員等に支給する時間外勤務手当の例により計算した額（「第3 給与条例適用職員関係（手当）」の「12 時間外勤務手当」（2）（イ）を参照）とする。

なお、勤務1時間当たりの給与額の計算方法については後述する（「5 その他」（2））。

会計年度任用職員給与条例
第4条第10項、第7条第7項

(8) 休日勤務手当（休日勤務手当に相当する報酬を含む。）

給与条例に規定する休日勤務手当の例により支給する。

なお、勤務1時間当たりの給与額の計算方法については後述する（「5 その他」（2））。

会計年度任用職員給与条例
第4条第10項、第7条第7項

(9) 夜間勤務手当（夜間勤務手当に相当する報酬を含む。）

給与条例に規定する夜間勤務手当の例により支給する。

なお、勤務1時間当たりの給与額の計算方法については後述する（「5 その他」（2））。

会計年度任用職員給与条例
第4条第10項、第7条第7項

(10) 宿日直手当（宿日直手当に相当する報酬を含む。）

給与条例に規定する宿日直手当の例により支給する。

会計年度任用職員給与条例
第4条第10項、第7条第7項

(11) 期末手当

給与条例に規定する期末手当の例により支給する。ただし、第1号会計年度任用職員については任期が6月未満の者又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者、第2号会計年度任用職員については任期が6月未満の者にあつては支給しない。

会計年度任用職員給与条例
第4条第11項、第7条第7項

(ア) 任期

- (i) 基準日（6月1日、12月1日）時点で発令されている任期が6月以上あること
（同一会計年度内で通算した場合を含む。）が条件となる。
- (ii) 基準日6月1日においては、同日以前6箇月以内の期間における任期を含む。
- (iii) 給与条例の適用を受ける職員が会計年度任用職員給与条例の適用を受ける職員となった場合は、次の期間を任期とみなして通算する。
- a 基準日6月1日
同日以前6箇月以内の期間において給与条例の適用を受ける職員として在職した期間
- b 基準日12月1日
同日の属する会計年度内において給与条例の適用を受ける職員として在職した期間

(例1) 基準日6月1日における任期の考え方

- ・1月1日～3月31日（3箇月）：給与条例適用職員
- ・5月1日～9月30日（5箇月）：会計年度任用職員 の場合
→基準日時点の任期は5箇月だが、同日以前6箇月以内における給与条例適用職員としての在職期間を通算すると6箇月以上となるため支給可能。

(例2) 基準日12月1日における任期の考え方

- ・4月1日～8月31日（5箇月）：給与条例適用職員
- ・10月1日～12月31日（3箇月）：会計年度任用職員 の場合
→基準日時点の任期は3箇月だが、同一会計年度内における給与条例適用職員としての在職期間を通算すると6箇月以上となるため支給可能。

令和元年通知
第222号
会計年度任用職員給与
条例第4条第1項
及び第7条第1項関係

(イ) 第1号会計年度任用職員の期末手当基礎額

- (i) 月額で定める基礎報酬を支給されるもの
基準日現在において職員が受けるべき報酬の額（基本報酬のうち月額で定めるものの額及び地域手当に相当する報酬の額の合計額）
- (ii) 日額で定める基礎報酬を支給されるもの
基準日現在において職員が受けるべき報酬の額（基本報酬のうち日額で定めるものの額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額）に平均1箇月当たりの勤務日数を乗じて得た額。

平均1箇月当たりの勤務日数は以下のとおり算定する。

$$\frac{\text{算定期間（基準日以前6箇月以内の期間）内の勤務割振日数（注1）}}{\text{算定期間（基準日以前6箇月以内の期間）内の任用期間（注2）の月数}}$$

- (iii) 勤務1時間当たりの額で定める基礎報酬を支給されるもの

基準日現在において職員が受けるべき報酬の額（基本報酬のうち勤務1時間当たりの額で定めるものの額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額）に平均1箇月当たりの勤務時間数を乗じて得た額。

平均1箇月当たりの勤務時間数は以下のとおり算定する。

$$\frac{\text{算定期間（基準日以前6箇月以内の期間）内の勤務割振時間数（注1）}}{\text{算定期間（基準日以前6箇月以内の期間）内の任用期間（注2）の月数}}$$

(注1) 「勤務割振日数」「勤務割振時間数」「任用期間」は、基準日における職と同一の職に限る。

(注2) 任用期間の月数は、民法第143条の規定の例により計算する。ただし、任用期間のうち1月に満たない期間は、任用期間が1月を超える場合にあっては切り捨て

規則7—140
第17条

令和元年通知
第222号
規則第17条関係

、1月に満たない場合にあっては、当該任用期間において割り振られた勤務日数または勤務時間数を割り振られた日数の合計を21で除した数とする。

(ウ) 期別支給割合（給与条例適用職員と同じ）

基準日	6月1日	12月1日
割合	$\frac{125}{100}$	$\frac{125}{100}$

会計年度任用職員給与条例
第4条第11項、第
7条第7項

(エ) 在職期間

(i) 在職期間の通算

在職期間は、会計年度任用職員として在職した期間とし、基準日以前6箇月以内の期間において給与条例適用職員が会計年度任用職員となった場合は、その期間内において給与条例適用職員として在職した期間を在職期間に算入する。

会計年度任用職員給与条例
第4条第11項、第
7条第7項

(ii) 在職期間からの除算

a 会計年度任用職員として在職した期間については、給与条例適用職員に準じ、規則7—14第5条第2項各号に掲げる期間（「第3 給与条例適用職員関係（手当）」の「9 期末手当」（2）（ウ）（ii）を参照）を除算する。

規則7—14第5条

b 基準日以前6箇月以内の期間において給与条例適用職員が会計年度任用職員となった場合における、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間から除算する期間は、前記aと同じ。

規則7—140

第19条

会計年度任用職員給与条例
第4条第11項、第
7条第7項

規則7—14第5条

第1号会計年度任用職員の期末手当の計算例

(例1) 基準日時点における職が単独の場合

- ・令和7年6月期（算定期間：R6.12.2～R7.6.1）の期末手当を算定
- ・基準日（R7.6.1）時点における職
行政職給料表1級1号俸：185,000円、
給料の調整額に相当する報酬：6,700円（調整数1）
地域手当支給割合：5% の場合

1 月額で定める基礎報酬を支給されるもの

（例）週29時間勤務、令和6年度から継続して任用

①基礎報酬

$185,000 \text{ 円} \times (29 \text{ 時間} \div 38 \text{ 時間} 45 \text{ 分}) \div 138,451 \text{ 円}$ （端数切捨て）

②給料の調整額に相当する報酬

$6,700 \text{ 円} \times (29 \text{ 時間} \div 38 \text{ 時間} 45 \text{ 分}) \div 5,014 \text{ 円}$ （端数切捨て）

③基本報酬のうち月額で定めるもの

$(\text{①} + \text{②}) = 143,465 \text{ 円}$

④期末手当基礎額の算定に係る地域手当

$143,465 \text{ 円} \times 5\% = 7,173 \text{ 円}$ （端数切捨て）

⑤期末手当基礎額

$\text{③} + \text{④} \div 150,638 \text{ 円}$

※給与改定等により算定期間中に基礎報酬等が変動した場合でも、基準日時点における基礎報酬等により算定する。

（次頁へ続く）

⑥期別支給割合

1.25

⑦在職期間別割合

100/100 (算定期間中継続して会計年度任用職員として在職)

⑧期末手当支給額

⑤×⑥×⑦=188,297 円 (端数切捨て)

2 日額で定める基礎報酬を支給されるもの

(1) 算定期間内の任期が単一の場合

(例) 任用期間：R7.4.1～R8.3.31 (算定期間内の任用期間の月数：2月)

1日当たりの勤務時間：7時間15分

算定期間内の勤務割振日数：21日

①基礎報酬

$(185,000 \text{ 円} \div 21) \times (7 \text{ 時間 } 15 \text{ 分} \div 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}) \approx 8,241 \text{ 円}$ (端数切捨て)

②給料の調整額に相当する報酬

$(6,700 \text{ 円} \div 21) \times (7 \text{ 時間 } 15 \text{ 分} \div 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}) \approx 298 \text{ 円}$ (端数切捨て)

③基本報酬のうち日額で定めるもの

$(①+②) = 8,539 \text{ 円}$

④期末手当基礎額の算定に係る地域手当

$8,539 \text{ 円} \times 5\% \approx 426 \text{ 円}$ (端数切捨て)

⑤平均1箇月当たりの勤務日数

算定期間内の勤務割振日数÷算定期間内の任用月数

$= 21 \div 2 = 10.5 \text{ 日}$ (端数処理不要)

⑥期末手当基礎額

$(③+④) \times ⑤ = 94,132 \text{ 円}$ (端数が生じる場合は切捨て)

⑦期別支給割合

1.25

⑧在職期間別割合

30/100

⑨期末手当支給額

$⑥ \times ⑦ \times ⑧ = 35,299 \text{ 円}$ (端数切捨て)

(2) 算定期間内の任期が複数ある場合

ア 基準日における職と前職が同一の職であり、勤務割振りの頻度が変わらない場合

(例) 任用期間：R6.4.1～R7.3.31 (A職)、R7.4.1～R8.3.31 (A職)

(算定期間内の任用期間の月数：6月)

1日当たりの勤務時間：7時間15分

算定期間内の勤務割振日数：63日

①基本報酬のうち日額で定めるもの

8,539 円 (= (1) ③)

②期末手当基礎額の算定に係る地域手当

426 円 (= (1) ④)

③平均1箇月当たりの勤務日数

算定期間内の勤務割振日数÷算定期間内の任用月数

$= 63 \div 6 = 10.5 \text{ 日}$ (端数処理不要)

(次頁へ続く)

④期末手当基礎額

(①+②)×③=94,132 円 (端数が生じる場合は切捨て)

※給与改定等により基準日における職と前職で基礎報酬等が異なる場合でも、基準日時点における基礎報酬等により算定する。

⑤期別支給割合

1.25

⑥在職期間別割合

100/100 (算定期間中継続して会計年度任用職員として在職)

⑦期末手当支給額

④×⑤×⑥=117,665 円 (端数切捨て)

イ 基準日における職と前職が同一の職であるが、勤務割振りの頻度が異なる場合

(例) 任用期間：R6.4.1～R7.3.31 (A職)、R7.4.1～R8.3.31 (A職)

(算定期間内の任用期間の月数：6 月)

1 日当たりの勤務時間：7 時間 15 分

算定期間内の勤務割振日数：53 日

①基本報酬のうち日額で定めるもの

8,539 円 (= (1)③)

②期末手当基礎額の算定に係る地域手当

426 円 (= (1)④)

③平均 1 箇月当たりの勤務日数

算定期間内の勤務割振日数÷算定期間内の任用月数

=53÷6=8.833…日 (端数処理不要)

④期末手当基礎額

(①+②)×③=79,190 円 (端数が生じる場合は切捨て)

※給与改定等により基準日における職と前職で基礎報酬等が異なる場合でも、基準日時点における基礎報酬等により算定する。

⑤期別支給割合

1.25

⑥在職期間別割合

100/100 (算定期間中継続して会計年度任用職員として在職)

⑦期末手当支給額

④×⑤×⑥=98,987 円 (端数切捨て)

ウ 基準日における職と前職が異なる職の場合

(例) 任用期間 R6.4.1～R7.3.31 (B職)、R7.4.1～R8.3.31 (A職)

(算定期間内の任用期間の月数：2 月 (A職))

1 日当たりの勤務時間：7 時間 15 分 (A職)

算定期間内の勤務割振日数：21 日 (A職)

①基本報酬のうち日額で定めるもの

8,539 円 (= (1)③)

②期末手当基礎額の算定に係る地域手当

426 円 (= (1)④)

③平均 1 箇月当たりの勤務日数

算定期間内の勤務割振日数÷算定期間内の任用月数

=21÷2=10.5 日 (端数処理不要)

(次頁へ続く)

④期末手当基礎額

(①+②) × ③ = 94,132 円 (端数が生じる場合は切捨て)

⑤期別支給割合

1.25

⑥在職期間別割合

100/100 (異なる職であるが、算定期間中継続して会計年度任用職員として在職)

⑦期末手当支給額

④ × ⑤ × ⑥ = 117,665 円 (端数切捨て)

3 勤務1時間当たりの額で定める基礎報酬を支給されるもの

(例) 任用期間: R7.4.1~R8.3.31 (算定期間内の任用期間の月数: 2月)

算定期間内の勤務割振時間数: 150 時間

※算定期間内の任用期間が複数ある場合の取扱いは2と同様。

①基礎報酬

(185,000 円 ÷ 21) ÷ 7 時間 45 分 = 1,136 円 (端数切捨て)

②給料の調整額に相当する報酬

(6,700 円 ÷ 21) ÷ 7 時間 45 分 = 41 円 (端数切捨て)

③基本報酬のうち勤務1時間当たりの額で定めるもの

① + ② = 1,177 円

④期末手当基礎額の算定に係る地域手当

1,177 円 × 5% = 58 円 (端数切捨て)

⑤平均1箇月当たりの勤務時間数

算定期間内の勤務割振時間数 ÷ 算定期間内の任用月数

= 150 ÷ 2 = 75 (端数がある場合も端数処理は不要)

⑥期末手当基礎額

(③ + ④) × ⑤ = 92,625 円 (端数が生じる場合は切捨て)

⑦期別支給割合

1.25

⑧在職期間別割合

30/100

⑨期末手当支給額

⑥ × ⑦ × ⑧ = 34,734 円 (端数切捨て)

(例2) 基準日時点における職が複数の場合

・令和7年6月期 (算定期間: R6.12.2~R7.6.1) の期末手当を算定

・基準日 (R7.6.1) 時点において、以下のA職、B職を兼務

	【A職】	【B職】
初任給	行政職給料表1級1号俸: 185,000 円	
給料の調整額に相当する報酬	6,700 円 (調整数1)	なし
地域手当支給割合	5%	
任用期間	R7.4.1~R8.3.31 (算定期間内の任用期間の月数: 2月)	
算定期間内の勤務割振時間数	50 時間	100 時間

(次頁へ続く)

①期末手当基礎額

A職、B職それぞれについて計算し合算する。

【A職】

a 基礎報酬

$(185,000 \text{ 円} \div 21) \div 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} \div 1,136 \text{ 円}$ （端数切捨て）

b 給料の調整額に相当する報酬

$(6,700 \text{ 円} \div 21) \div 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} \div 41 \text{ 円}$ （端数切捨て）

c 基本報酬のうち勤務1時間当たりの額で定めるもの

$a+b=1,177 \text{ 円}$

d 期末手当基礎額の算定に係る地域手当

$1,177 \text{ 円} \times 5\% \div 58 \text{ 円}$ （端数切捨て）

e 平均1箇月当たりの勤務時間数

算定期間内の勤務割振時間数 $\div$ 算定期間内の任用月数

$=50 \div 2=25$ （端数がある場合も端数処理は不要）

f 期末手当基礎額

$(c+d) \times e=30,875 \text{ 円}$ （端数が生じる場合は切捨て）

【B職】

a 基礎報酬（＝基本報酬のうち勤務1時間当たりの額で定めるもの）

$(185,000 \text{ 円} \div 21) \div 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} \div 1,136 \text{ 円}$ （端数切捨て）

b 期末手当基礎額の算定に係る地域手当

$1,136 \text{ 円} \times 5\% \div 56 \text{ 円}$ （端数切捨て）

c 平均1箇月当たりの勤務時間数

算定期間内の勤務割振時間数 $\div$ 算定期間内の任用月数

$=100 \div 2=50$ （端数がある場合も端数処理は不要）

d 期末手当基礎額

$(a+b) \times c=59,600 \text{ 円}$ （端数が生じる場合は切捨て）

【A職＋B職】

$30,875 \text{ 円} + 59,600 \text{ 円} = 90,475 \text{ 円}$

②期別支給割合

1.25

③在職期間別割合

$30/100$

④期末手当支給額

$① \times ② \times ③ = 33,928 \text{ 円}$ （端数切捨て）

(12) 勤勉手当

給与条例に規定する勤勉手当の例により支給する。ただし、第1号会計年度任用職員については任期が6月未満の者又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者、第2号会計年度任用職員については任期が6月未満の者にあつては支給しない。

(ア) 任期

前記(11)(ア)を準用する。

会計年度任用職員給与条例

第4条第11項、

第7条第7項

令和元年通知

第222号

会計年度任用職員給

与条例第4条第1項

及び第7条第1項関

係

(イ) 第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額 前記(11)(イ)を準用する。	規則7—140 第17条、第20条
(ウ) 勤務期間	
(i) 勤務期間の通算	規則7—140
勤務期間は、会計年度任用職員として勤務した期間とし、基準日以前6箇月以内の期間において給与条例適用職員が会計年度任用職員となった場合は、その期間内において給与条例適用職員として勤務した期間を勤務期間に算入する。	第19条、第20条
(ii) 勤務期間からの除算	会計年度任用職員給与条例
a 会計年度任用職員として勤務した期間については、規則7—15第5条第2項に掲げる期間(「第3 給与条例適用職員関係(手当)」の「10 勤勉手当」(2)(ア)(ii)を参照)のほか、会計年度任用職員給与条例第9条の規定により給与を減額された期間(その期間が7時間45分未満である場合を除く。)を除算する。	第4条第11項、 第7条第7項 規則7—15第5条 規則7—140
なお、給与を減額された期間には、無給休暇(職員が任命権者の承認を得て正規の勤務時間中に給料又は報酬の支給を受けないで勤務しない期間)の期間を含むものとする。	第20条
b 基準日以前6箇月以内の期間において給与条例適用職員が会計年度任用職員となった場合における、給与条例の適用を受ける職員として勤務した期間については、規則7—15第5条第2項に掲げる期間(「第3 給与条例適用職員関係(手当)」の「10 勤勉手当」(2)(ア)(ii)を参照)を除算する。	〔 令和元年通知 第222号 規則第20条関係 〕
(13) へき地手当(へき地手当に準ずる手当を含む。)	会計年度任用職員給与条例
第2号会計年度任用職員に支給することとされており、給与条例に規定するへき地手当等の例により支給する。	第7条第7項
4 費用弁償	
(1) 通勤に係る費用弁償	会計年度任用職員給与条例
(ア) 第1号会計年度任用職員に支給することとされており、給与条例の規定の適用を受ける職員の通勤手当の例により支給する。	第5条
(イ) ただし、職務の特殊性等により、通勤手当の例により難い特別の事情(注)があるときは、旅費条例の規定の適用を受ける職員の例により支給する。	規則7—140
(注) 通勤手当の例により難い特別の事情	第21条
・職務の勤務実態を考慮して、旅費条例による費用弁償の方が低い額となる場合 ・その他人事委員会事務局長が必要と認める場合	〔 令和元年通知 第222号 規則第21条関係 〕
(ウ) その他	
(i) 回数券等を利用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する場合の支給額は、平均1箇月当たりの通勤所要回数(注)分の運賃等の額とする。	
(ii) 自動車等の使用者で、平均1箇月当たりの通勤所要回数(注)が10回に満たない場合は、距離区分に応じ求められる額(「第3 給与条例適用職員関係(手当)」の「6 通勤手当」(2)(イ)を参照)から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。	
(注) 平均1箇月当たりの通勤所要回数(1未満の端数切り上げ)	
〔任用期間において通勤に要することとなる回数〕 ÷	
〔任用期間の月数(1月に満たない期間は、任用期間が1月を超える場合は切り捨て、任用期間が1月に満たない場合は切り上げる。)]	

※ 任用期間の計算方法

・暦に従う。

(例) 2月1日～2月28日→1月 3月1日～3月31日→1月

・月の中途から起算するときは、最後の月においてその起算日に相当する日の前日をもって満了する。

(例) 2月18日～5月17日→3月

・最後の月に応当日がないときは、その月の末日をもって満了する。

(例) 1月30日～2月28日→1月

(2) 公務のための旅行に係る費用弁償

第1号会計年度任用職員に支給することとされており、旅費条例の規定の適用を受ける職員の例により支給する。

会計年度任用職員給与条例
第6条

5 その他

(1) 報酬及び給料の支給方法

(ア) 基本報酬及び給料の計算期間は、月の1日から末日までとし、月1回にその全額を支給する。

(イ) (ア)の給与期間の報酬及び給料の支給日(以下「支給定日」という。)は、毎月21日とし、その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を支給定日とする。

(ウ) これらの規定により難いと認められるときは、任命権者が別に定めることができる。

(エ) これらによるほか、報酬及び給料の支給については、規則7—0の適用を受ける職員の例による。

会計年度任用職員給与条例
第8条
規則7—140
第22条

(2) 給与の減額

会計年度任用職員が勤務しないときは、他の法令等の規定によりその勤務しないことにつき特に認められている場合のほか、その勤務しない1時間につき、次の勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

会計年度任用職員給与条例
第9条、第10条

(ア) 第1号会計年度任用職員

(i) 月額で定める基礎報酬を支給されるもの

$$\frac{(\text{月額で定める基本報酬} + \text{初任給調整手当に相当する報酬(月額)} + \text{地域手当に相当する報酬(月額)}) \times 12}{(1 \text{週間当たりの勤務時間} \times 52) - (\text{休日の日数(注)} \times 7 \text{時間} 45 \text{分} \times 1 \text{週間当たりの勤務時間} \div 38 \text{時間} 45 \text{分})}$$

(注) 令和7年度は19日

(ii) 日額で定める基礎報酬を支給されるもの

$$\frac{\text{日額で定める基本報酬} + \text{初任給調整手当に相当する報酬(日額)} + \text{地域手当に相当する報酬(日額)}}{1 \text{日当たりの勤務時間}}$$

(iii) 勤務1時間当たりの額で定める基礎報酬を支給されるもの

勤務1時間当たりの額で定める基本報酬 + 初任給調整手当に相当する報酬(勤務1時間当たりの額) + 地域手当に相当する報酬(勤務1時間当たりの額)

(イ) 第2号会計年度任用職員

$$\frac{(\text{給料(給料の調整額含む。)} + \text{初任給調整手当} + \text{地域手当} + \text{特地勤務手当(特地勤務手当に準ずる手当を含む。)} + \text{へき地手当(へき地手当に準ずる手当を含む。)}) \times 12}{(1 \text{週間当たりの勤務時間} \times 52) - (\text{休日の日数(注)} \times 7 \text{時間} 45 \text{分})}$$

(注) 令和7年度は19日

(3) 休職者の給与

会計年度任用職員が休職にされたときの給与の取扱いについては、給与条例の規定の適用を受ける職員の例による。

会計年度任用職員給与条例
第11条

第 5 技能勞務職員關係

第 5 目 次

1	技能労務職員と給与条例	5-1
2	技能労務職員の範囲	5-1
3	技能労務職員の給与に関する具体的な定め	5-3
4	給料関係	5-3
5	手当関係	5-5
6	その他	5-10

第 5 技能労務職員関係

1 技能労務職員と給与条例

地方公務員法第 57 条に規定する「単純な労務に雇用される者」については、その職務と責任の特殊性に基づき、地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第 5 項において準用する地方公営企業法第 38 条及び第 39 条の規定により、給与決定の条例主義等について定めた地方公務員法第 24 条及び第 25 条の規定は適用しないこととされ、その給与については、「給与の種類及び基準」のみを条例で定め、その額及び支給方法については、任命権者の規則又は規程で定めることとされている。

このことから、給与条例第 25 条においては、技能労務職員に支給する給与の種類を次に掲げる給与とし、また、その額及び支給方法について、技能労務職員及び企業職員以外の職員（以下「一般職員」という。）の給与の額及び支給方法を基準とし、その職務と責任の特殊性を考慮して任命権者が別に定めることとしている。

- (1) 給料（給料の調整額を含む。）
- (2) 扶養手当
- (3) 地域手当
- (4) 住居手当
- (5) 通勤手当
- (6) 単身赴任手当
- (7) 特殊勤務手当
- (8) 特勤勤務手当（特勤勤務手当に準ずる手当を含む。）
- (9) 時間外勤務手当
- (10) 休日勤務手当
- (11) 夜間勤務手当
- (12) 宿日直手当
- (13) 期末手当
- (14) 勤勉手当
- (15) 寒冷地手当
- (16) 災害派遣手当

地方公務員法
第 57 条
地方公営企業等の労働関係に関する法律
附則第 5 項
地方公営企業法
第 38 条
第 39 条

条例第 25 条

2 技能労務職員の範囲

技能労務職員の範囲については、従前は、「単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員の範囲を定める政令（昭和 26 年政令第 25 号）」に規定するところによっていたが、同政令は地方公務員法附則第 21 項の規定が削除されたことにより、昭和 27 年 9 月 30 日をもって失効した。

しかし、今日に至るまで同政令に代わるべきものが定められておらず、地方公務員法改正の経緯等から、技能労務職員の範囲は、同政令の定めるところによると解して差し支えないとされている。

(参 考)

単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員の範囲を定める政令（昭和２６年政令第２５号）

地方公務員法附則第２１項に規定する単純な労務に雇用される職員とは、一般職に属する地方公務員で左（次）の各号の一に掲げる者の行う労務を行うもののうち技術者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者をいう。

- １ 守衛、給仕、小使、運搬夫及び雑役夫
- ２ 土木工夫、林業夫、農夫、牧夫、園丁及び動物飼育人
- ３ 清掃夫、と殺夫及び葬儀夫
- ４ 消毒夫及び防疫夫
- ５ 船夫及び水夫
- ６ 炊事夫、洗たく夫及び理髪夫
- ７ 大工、左官、石工、電工、宮繕工、配管工及びとび作業員
- ８ 電話交換手、昇降機手、自動車運転手、機械操作手及び火夫
- ９ 青写真工、印刷工、製本工、模型工、紡織工、製材工、木工及び鉄工
- １０ 熔接工、塗装工、旋盤工、仕上組立工及び修理工
- １１ 前各号に掲げる者を除く外、これらの者に類する者

なお、本県職員の職で技能労務職員の職としてとらえられる職及びその職務の内容は、次のとおりである。

職 名			職 務 の 内 容
知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	
主 事 （事務補）	主 事 （事務補）	事 務 員	上司の命を受け、軽易な事務の補助的業務に従事する。
技 師 （運転技術）	技 師 （運転技術）	技 術 員	上司の命を受け、自動車等の運転業務に従事する。
技 師 （電話交換）		電 話 交 換 員	上司の命を受け、電話等の通信業務に従事する。
巡 視 長			上司の命を受け、庁舎内外の警備等の業務を処理し、技師（巡視）を指揮監督する。
技 師 （巡 視）	技 師 （巡 視）		上司の命を受け、庁舎内外の警備等の業務に従事する。
技 師 （庁 務）	技 師 （庁 務）	業 務 員	上司の命を受け、使役等の労務に従事する。
技 師 （甲板業務）	技 師 （甲板業務）		上司の命を受け、船舶等の労務に従事する。
技 師 （調 理）	技 師 （調 理）	調 理 員	上司の命を受け、炊事等の労務に従事する。
技 師 （農場業務）	技 師 （農場業務）		上司の命を受け、農耕等の労務に従事する。
技 師 （機械操作）	技 師 （機械操作）	技 能 員	上司の命を受け、機械操作等の技能的労務に従事する。
技 師 （寮 母）			上司の命を受け、収容者の介護及び指導に従事する。

技 師 (看護補助)			上司の命を受け、軽易な看護の補助的業務に従事する。
技 師 (試験検査補助)			上司の命を受け、試験、研究又は検査の補助的業務に従事する。
技 師 (獣疫衛生)			上司の命を受け、狂犬病予防等の労務に従事する。
	技 師 (実験補助)		上司の命を受け、実験の補助的業務に従事する。

(注) 任命権者別には、それぞれ次の規則で当該職についての規定をしている。

知 事 部 局 …… 行政組織規則（昭和 3 5 年宮城県規則第 7 6 号）

教育委員会 …… 宮城県教育委員会行政組織規則
（昭和 4 1 年宮城県教育委員会規則第 4 号）

警 察 本 部 …… 宮城県警察組織規則（昭和 3 7 年宮城県公安委員会規則第 2 号）

3 技能労務職員の給与に関する具体的な定め

給与条例第 2 5 条の規定に基づき、各任命権者においては、次の訓令又は規則により、技能労務職員の給与に関する具体的な定めをしている。

これらの訓令又は規則は、各任命権者が技能労務職員の給与に関する具体的な定めをする場合においては知事と協議をしなければならないこととされており、内部的には、知事部局における「技能労務職員の給与に関する規程」（以下「規程」という。）を基本とし、他の任命権者においては、規程に準拠した定め方をしているか、規程の例によっているかのいずれかである。

知 事 部 局 …… 技能労務職員の給与に関する規程（昭和 3 2 年宮城県訓令甲第 2 6 号）

教育委員会 …… 宮城県教育委員会に属する技能労務職員の給与に関する規則
（昭和 3 2 年宮城県教育委員会規則第 1 1 号）

警 察 本 部 …… 県警察に勤務する技能労務職員の給与に関する規程
（昭和 3 2 年宮城県警察本部訓令第 8 号）

なお、これらの訓令又は規則の適用職員の範囲は、それぞれの訓令又は規則により、前記 2 の「技能労務職員の範囲」の表に掲げた職及びこれらの職（巡視長を除く。）ごとの主任の職名を有する者としている。

4 給料関係

(1) 給 料 表

給料表は、5 級制をとっている。（参考資料 1 参照）

(2) 職務の級の決定基準

給料表に定める職務の級に分類する基準となるべき標準的な職務の内容は、次のとおりとなっている。

条例第 2 5 条第 3 項

規程第 1 条第 2 項

規程第 2 条別表第 1

規程第 2 条の 2
別表第 2

○ 級別標準職務表（知事部局の例）

職務の級	標準的な職務
1 級	技師（運転技術）、技師（巡視）等の職務
2 級	技能又は経験を必要とする業務を行う技師（運転技術）、技師（巡視）等の職務
3 級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う技師（運転技術）、技師（巡視）等の職務
4 級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技師（運転技術）、技師（巡視）等の職務
5 級	1 巡視長の職務 2 技師（運転技術主任）、技師（巡視主任）等の職務

（３）初任給決定の基準

初任給については、次の初任給基準表に定める号俸とする。経験年数を有する場合には、一般職員に準じ、当該経験年数を調整し、上位の級号俸に決定することができる。

規程第３条第２項
別表第３

○ 初任給基準表（知事部局の例）

職 種	学 歴	初 任 給
技師（運転技術）、技師（電話交換）、技師（巡視）、技師（機械操作）、技師（寮母）、主事（事務補）、技師（庁務）、技師（甲板業務）、技師（調理）、技師（農場業務）、技師（看護補助）、技師（試験検査補助）及び技師（獣疫衛生）	高校卒	1 級 <u>5</u> 号俸
<u>技師（機械操作）、技師（甲板業務）及び技師（調理）のうち、船舶に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員</u>	高校卒	<u>1 級 1 7 号俸</u>
	中学卒	<u>1 級 5 号俸</u>

（注） 教育委員会においては、宮城丸に乗り組む者の初任給基準について、宮城県教育委員会に属する技能労務職員の給与に関する規則第３条の２及び令和３年宮城県教育委員会規則第５号附則第２項から第５項までに具体的に定められている。

（４）昇 格

技能労務職員の昇格の場合の給料月額については、規則７—３３第２３条の規定を準用することとしており、この場合において、同条第１項中「別表第７」とあるのは「技能労務職員の給与に関する規程（昭和３２年宮城県訓令甲第２６号）別表第４」と読み替えるものとしている。

規程第３条第３項

5 手 当 関 係

(1) 給料の調整額

給料の調整額は、別表第1に掲げる勤務箇所に勤務する技能労務職員に支給する。

規程第4条

その1 知事部局

○ 支 給 額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{調 整 基 本 額} \\ \hline \text{(別表第5の2、別表第5の3)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{調 整 数} \\ \hline \text{(別表第5)} \\ \hline \end{array}$$

別表第5 給料の調整額表

勤 務 箇 所	職 員	調整数
中央児童相談所	(1) 一時保護の業務に従事することを本務とする技師（寮母）及び技師（看護補助）	3
	(2) 一時保護の業務に従事することを本務とする職員のうち、(1)に掲げる職員以外の職員	1
さわらび学園	全職員	1
水産林政部 水産業振興課	漁業取締船に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員	1.5
水産技術総合センター	漁業調査指導船に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員	1

別表第5の2 調整基本額表

職務の級	調整基本額
1 級	6, 100円
2 級	7, 500円
3 級	8, 600円
4 級	8, 800円
5 級	9, 800円

別表第5の3 調整基本額表

職務の級	調整基本額
1 級	5, 900円
2 級	6, 200円
3 級	6, 700円
4 級	7, 400円
5 級	8, 300円

- (注) 1 定年前再任用短時間職員には別表第5の3の調整基本額を、それ以外の職員には別表第5の2の調整基本額を適用する。
- 2 その他、定年前再任用短時間勤務職員等の給料の調整額の取扱いについては、一般職員の例によることとする。
- 3 調整基本額が給料月額 $\frac{100}{分}$ の4.5を超えるときは、給料月額 $\frac{100}{分}$ の4.5に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 4 給料の調整額が給料月額 $\frac{100}{分}$ の2.5に相当する額を超えるときは、給料月額 $\frac{100}{分}$ の2.5に相当する額を給料の調整額とする。
- 5 給料の調整額について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

その2 教育委員会

宮城丸に乗り組む者の職務に応じて規程別表第5の2に掲げる調整基本額に1.5を乗じて得た額

規則（昭和32年
教育委員会規則第
11号）第3条の3

(2) 特殊勤務手当

技能労務職員に支給する特殊勤務手当の種類、支給要件及び支給額は、次の表に掲げるとおりであり、その支給方法等は、一般職員の例による。

(注) 次の表の支給要件中「条例」とは、職員の特殊勤務手当に関する条例をいう。

その1 知事部局

特殊勤務手当の種類	支給要件	支給額	
県税事務従事手当	県税事務所に所属する技師（運転技術）及び主事（事務補）が、条例第3条第1項第1号に規定する業務の補助業務に従事したとき	業務に従事した日1日につき 650円	規程第5条 規程第6条
技術者養成業務手当	農業大学校に所属する技師（農場業務）が、条例第5条第1項第2号に規定する業務の補助業務に従事したとき	別表アに掲げる額	規程第7条
家畜取扱手当	畜産試験場に所属する技師（農場業務）が、条例第6条第1項第2号に規定する作業に従事したとき	作業に従事した日1日につき 〔種畜を御する作業 300円〕 〔家畜のと殺・解体の作業 400円〕	規程第8条
船舶乗組手当	一般職員と同じ (条例第7条第1項)	(条例第7条第2項の額)	
防疫等作業手当	一般職員と同じ (条例第11条第1項)	(条例第11条第3項の額)	
精神保健業務手当	保健福祉部精神保健推進室又は保健福祉事務所に所属する技師（運転技術）が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項又は第29条の2第1項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送の業務に従事したとき	業務に従事した日1日につき 400円	規程第9条
有害物等取扱手当	農業・園芸総合研究所又は古川農業試験場に所属する職員が、条例第13条第1項第1号に規定する業務の補助業務に従事したとき	業務に従事した日1日につき 300円	規程第10条
	保健環境センター又は産業技術総合センターに所属する職員が、条例第13条第1項第2号に規定する業務の補助業務に従事したとき	業務に従事した日1日につき 300円	
野犬等取扱作業手当	保健福祉事務所又は動物愛護センターに所属する技師（獣疫衛生）が、条例第14条第1項に規定する作業（当該作業の補助作業を含む。）に従事したとき	作業に従事した日1日につき 〔犬又は猫の殺処分の作業 450円〕 〔犬の捕獲、抑留又は引取りの作業 350円〕	規程第11条

立入検査等業務手当	環境生活部環境対策課、食と暮らしの安全推進課、循環型社会推進課、保健環境センター又は保健福祉事務所に所属する職員が、条例第15条第1項第2号に規定する業務の補助業務に従事したとき	業務に従事した日1日につき 300円	規程第12条
	計量検定所に所属する技師（運転技術）及び主事（事務補）が、条例第15条第1項第4号に規定する業務の補助業務に従事したとき	業務に従事した日1日につき 300円	
死 体 処 理 手 当	一般職員と同じ （条例第16条第1項）	業務に従事した日1日につき 〔解剖の補助作業 3,200円〕 〔清拭等の作業 1,000円〕	規程第13条
特殊現場等作業手当	① 畜産試験場、土木事務所又はダム総合事務所に所属する技師（運転技術）が、別表イに掲げる特殊自動車を運転する業務に従事したとき	除雪又は雪上輸送の業務 業務に従事した日1日につき 600円 ----- 上記以外の業務 業務に従事した日1日につき 250円	
	② 条例第18条第1項第1号に規定する公所に所属する職員が、同号に規定する業務又はその補助業務に従事したとき	業務に従事した日1日につき 350円	
	③ 条例第18条第1項第2号に規定する公所に所属する職員が、同号に規定する作業（当該作業の補助作業を含む。）に従事したとき	作業に従事した日1日につき 350円	
	④ 条例第18条第1項第3号に規定する公所に所属する職員が、同号に規定する業務に従事したとき	業務に従事した日1日につき 300円	
災害応急作業等手当	一般職員と同じ （条例第20条第1項）	作業に従事した日1日につき 巡回監視 350円 応急作業等 530円 <u>避難所の運営</u> 910円 <u>大規模災害</u> 1,080円 〔夜間作業（日没時から日出時までの間）の場合は、50/100加算〕 噴火による災害状況の調査等 910円 〔警戒区域内の場合は 100/100加算〕	規程第14条

（注）併給禁止

- 1 特殊現場等作業手当のうち①の手当を支給される日には、②及び③の手当は支給しない。

規程第13条第3項

- 2 災害応急作業等手当の支給される日には、特殊現場等作業手当のうち、③の手当は支給しない。
- 3 上記に定めるもののほか、併給の禁止については、一般職員の例による。

規程第14条第2項

規程第14条第3項

その2 教育委員会

規則（昭和32年教育委員会規則第11号）第4条

特殊勤務手当の種類	支給要件	支給額
船舶乗組手当	一般職員と同じ (条例第7条第1項)	(条例第7条第2号の額)
夜間課程勤務手当	一般職員と同じ (条例第22条第1項)	業務に従事した日 1日につき 190円

(別表)

ア 技術者養成業務手当（勤務1日につき）

職務の級又は職務の級の号俸の区分	手当額
1級	200円
2級のうち16号俸以下	250円
2級のうち17号俸以上又は3級	350円
4級以上	400円

イ 特殊自動車の種類

規程別表第6

トラクタ	ブルドーザ	パワーショベル
ロード・ローラ	グレーダ	ロード・スノーパー
ロータリー除雪車	プラウ付除雪車	雪上車

(3) 期末手当・勤勉手当

技能労務職員に支給する期末手当・勤勉手当の支給範囲及び支給額は、一般職員の例によるものであるが、算定基礎額につき加算を受ける職員の加算割合については、次の表に掲げるとおりである。

規程第15条

第3項、第4項

職員	加算割合
職務の級5級の職員	$\frac{10}{100}$
職務の級3級又は4級の職員のうち、基準日現在（注1）の経験年数（注2）が19年（新高3卒）以上の職員	$\frac{5}{100}$

備考 職員欄の経験年数に付された括弧内に定める学歴区分（人事委員会規則7-33（初任給、昇格、昇給等の基準）別表第3に定める学歴区分をいう。）以外の学歴免許等の資格を有する職員については、同規則別表第5の修学年数欄に掲げる年数に応じ、経験年数の調整を行うものとする。

(注1) 基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員にあっては、退職した日又は死亡した日現在

(注2) ここでいう経験年数とは、規則7―33に規定する級別資格基準表の適用に係る職員の経験年数(規則7―33第8条の規定に基づき経験年数の調整を受ける職員にあっては、その調整前の経験年数)をいう。

6 そ の 他

前記4及び5のほか、技能労務職員の給与の取扱いについては、一般職員の例によることとしている。

規程第15条第1項

第 6 企 業 職 員 関 係

第 6 目 次

1	企業職員と給与条例	6-1
2	企業職員の給与に関する具体的な定め	6-1
3	給料関係	6-2
4	手当関係	6-3
5	その他	6-5

第 6 企 業 職 員 関 係

1 企業職員と給与条例

地方公営企業法第15条に規定する「地方公営企業の管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員（企業職員）」については、職務と責任の特殊性に基づき、その身分取扱いについては同法の適用を受け、そのなかで、給与については、給与決定の条例主義等について定めた地方公務員法第24条及び第25条の規定は適用しないこととされ、「給与の種類及び基準」のみを条例で定めて、その額及び支給方法については地方公営企業法に規定するところにより、当該企業の管理者の規程等によって定めることとされている。

地方公営企業法の適用を受ける企業の範囲については、同法第2条に規定されているところであるが、本県の場合、水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業及び地域整備事業が同法の全部の適用を受ける事業に該当し、企業局に勤務する職員が同法の身分取扱いに関する規定の適用を受けることとなる。

このことから、給与条例第24条においては、企業職員に支給する給与の種類として次に掲げる給与を定め、また、その額及び支給方法は、県の一般職員の額及び支給方法を基準とし、地方公営企業法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めなければならないこととしている。

- (1) 給料（給料の調整額を含む。）
- (2) 管理職手当
- (3) 初任給調整手当
- (4) 扶養手当
- (5) 地域手当
- (6) 住居手当
- (7) 通勤手当
- (8) 単身赴任手当
- (9) 特殊勤務手当
- (10) 特勤勤務手当（特勤勤務手当に準ずる手当を含む。）
- (11) 時間外勤務手当
- (12) 休日勤務手当
- (13) 夜間勤務手当
- (14) 宿日直手当
- (15) 管理職員特別勤務手当
- (16) 期末手当
- (17) 勤勉手当
- (18) 寒冷地手当
- (19) 災害派遣手当

2 企業職員の給与に関する具体的な定め

企業職員の給与に関する具体的な定めは、「企業職員給与規程（昭和49年宮城県企業局管理規程第6号）」（以下「企業局給与規程」という。）において行っている。

なお、企業職員の給与の取扱いについては、県の一般職員及び技能労務職員又は会計年度任用職員の例によることとしているほか、次の3及び4のとおりである。

地方公務員法

第57条

地方公営企業法

第15条

第36条

第38条

第39条

地方公営企業法

第2条

公営企業の設置等に関する条例第4条

条例第24条

企業局給与規程
第8条

3 給料関係

(1) 給料表

給料表は、企業職員を水質等の検査及び分析に従事する職員と、単純な労務に雇用される職員、高度の専門的な知識経験等を活用するため任期を定めて採用された職員、それ以外の職員に区分し、それぞれ次のように定めている。

- (i) 企業職給料表(1) 給与条例別表第1の行政職給料表を準用し、この表の適用職員の範囲を企業職給料表(2)から企業職給料表(4)までの適用を受ける職員以外の職員としている。
- (ii) 企業職給料表(2) 給与条例別表第5のイの医療職給料表(2)を準用している。
- (iii) 企業職給料表(3) 技能労務職員の給与に関する規程(昭和32年宮城県訓令甲第26号)別表第1の給料表を準用している。
- (iv) 企業職給料表(4) 任期付職員条例第4条の特定任期付職員給料表を準用している。
- (v) 会計年度任用職員給与条例第1条に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)については、(i)、(ii)又は(iii)の給料表を適用する。
- (vi) 任期付職員条例第2条の2及び同条例第2条の3の規定に基づいて採用された職員の給料月額、(i)の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- (vii) 任期付職員条例第2条の3の規定に基づいて採用された職員の給料月額は、(v)の規定にかかわらず、(v)に規定する給料月額に職員勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間(38時間45分)で除して得た数を乗じて得た額とする。

(2) 初任給、昇格、昇給等の基準

初任給、昇格、昇給等の基準については、給料表の適用される職員の区分に応じ、それぞれ県の一般職員及び技能労務職員又は会計年度任用職員の例によることとしている。

企業局給与規程
第2条

企業局給与規程
第3条

4 手当関係

(1) 管理職手当

管理職手当は、次の表に掲げる職にある企業職員に支給するものとしている。

組 織	職	区 分
本 局	局 長	1 種
	理 事 技 監	2 種
	副 局 長	3 種
	参 事 技 術 参 事 課 長	4 種
	専 門 監 局 副 参 事 局技術副参事	5 種
	総括課長補佐 (管理者が定める者に限る。)	7 種
地 方 機 関	所 長	4 種
	管理事務所長	6 種
	総括次長 (管 理者が定める 者に限る。)	7 種

また、支給する額は上記の表の職を占める職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る上記の表の区分に応じ、それぞれ次の表に掲げるとおりとしている。

職務の級	区 分	管理職手当
10 級	1 種	139,300 円
9 級	1 種	130,300 円
	2 種	119,900 円
8 級	3 種	94,000 円
	4 種	84,600 円
7 級	4 種	79,700 円
	5 種	66,400 円
	6 種	53,100 円
	7 種	44,300 円
6 級	4 種	74,800 円
	5 種	62,300 円
	6 種	49,900 円
	7 種	41,600 円
5 級	5 種	59,500 円
	6 種	47,600 円
	7 種	39,700 円
4 級	6 種	44,400 円
	7 種	37,000 円

企業職員給与規程
第5条

(2) 特殊勤務手当

企業職員に対して支給する特殊勤務手当の区分、支給される職員の範囲及び支給額は、次の表に掲げるとおりであり、その支給方法等は県の一般職員の例によるものとする。

企業局給与規程

第6条

特殊勤務手当の区分	支給される職員の範囲	支給額						
特殊現場等作業手当	(所属) 公営事業課、水道経営課、大崎広域水道事務所、仙南・仙塩広域水道事務所、中南部下水道事務所又は東部下水道事務所 (業務) 工事現場等において次に掲げる工事の測量、調査、監督、指示、試験又は検査の業務に従事した職員 1 地表又は水面からの高さ10m以上の建築工事、えん堤工事、橋りょう工事の現場その他墜落の危険性が特に著しい現場で企業局長が定めるもの 2 トンネルの掘削工事の現場 3 地表からの深さ10m以上の現場（企業局長が定めるものに限る。） 4 前各号以外の工事現場等で企業局長が認めるもの	業務に従事した日1日につき 350円						
用地買収等業務手当	(所属) 公営事業課、水道経営課、大崎広域水道事務所、仙南・仙塩広域水道事務所、中南部下水道事務所又は東部下水道事務所 (業務) 土地の取得等に伴う調査若しくは交渉又は事業の施行により生ずる損失の補償に伴う調査 若しくは交渉の業務（企業局長が定めるもの）	業務に従事した日1日につき 750円 （業務が夜間（午後5時15分から翌日午前8時30分までの間をいう。）に行われた場合には950円）						
有害物等取扱手当	(所属) 大崎広域水道事務所又は仙南・仙塩広域水道事務所 (業務) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）別表第1から別表第3までに規定する毒物 及び劇物（以下「毒劇物」という。）の発生を伴う業務又は毒劇物若しくは放射性物質を内蔵する 精密機器を用いて行う検査及び分析の業務に従事した職員	業務に従事した日1日につき 300円						
災害応急作業等手当	(所属) 大崎広域水道事務所、仙南・仙塩広域水道事務所、中南部下水道事務所又は東部下水道事務所 (業務) 次に掲げる作業に従事した職員 1 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条の規定に基づき居住者、滞在者その他の者が避難のための立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督その他局長が定める作業 2 前号に掲げるもののほか、企業局が管理する公共土木施設等で企業局長が定めるもの又はその周辺において異常な自然現象により重大な災	○ 1号の業務 作業に従事した日1日につき 910円 ○ 2号の業務 作業に従事した日1日につき次の表に定める額 <table border="1"> <tr> <th>作業の種類 職務の級</th><th>巡回監視</th><th>応急作業等</th></tr> <tr> <td>企業職給料表(1) 又は企業職給料表 (2) 4級以上の級</td><td>600円</td><td>910円</td></tr> </table>	作業の種類 職務の級	巡回監視	応急作業等	企業職給料表(1) 又は企業職給料表 (2) 4級以上の級	600円	910円
作業の種類 職務の級	巡回監視	応急作業等						
企業職給料表(1) 又は企業職給料表 (2) 4級以上の級	600円	910円						

	害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (企業局長が定める場合に限る。)に行う巡回監視又は応急作業等	企業職給料表(1) 又は企業職給料表 (2) 2 級、3 級	480 円	730 円
		企業職給料表(1) 1 級又は企業職給料表 (2) 1 級の級 及び企業職給料表 (3)	350 円	530 円
		○ 前2号の規定にかかわらず、次の場合における各号の手当の額は、次に掲げる額とする。ただし同一の日においてア及びイに該当するときは2に定める額を各号の手当の額とする。 ア 2号の作業が日没時から日出時までの間 に行われた場合に $\frac{50}{100}$ を加算した額 イ 各号の作業が著しく危険である区域(企業局長が定めるものに限る。)で行われた場合に $\frac{100}{100}$ を加算した額		

- (注) 1 災害応急作業等手当の支給される日には、特殊現場等作業手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる特殊現場等作業手当の額が、災害応急作業等手当の額を超えるときは、特殊現場等作業手当を支給し、災害応急作業等手当は支給しない。
- 2 所属の長は、企業局長が定めるところにより、特殊勤務手当台帳及び特殊勤務手当支給整理簿を作成し、保管しなければならない。

(3) 宿日直手当

宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次のように定めている。

- (i) 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び庁内の監視を目的とする勤務 4,200 円
- (ii) 浄水施設の運転監視・保守管理等を目的とする勤務 5,900 円

企業局給与規程
第7条

5 そ の 他

企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する具体的な定めは、「企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和49年宮城県企業局管理規程第5号）」（以下「企業局勤務時間等規程」という。）において行っている。

なお、企業職員の年次有給休暇の時季指定については、「第7 勤務時間その他の勤務条件」10（4）のとおりである。このほか、職員の勤務時間その他の勤務条件及び服務については、県の一般職員の例によることとしている。

企業局勤務時間等規程
第2条
第3条
第4条

第 7 勤務時間その他の勤務条件

第 7 目 次

1	1 週間の勤務時間	7-1
2	週休日及び勤務時間の割振り	7-1
3	休憩時間	7-3
4	週休日の振替等	7-4
5	正規の勤務時間以外の時間における勤務	7-6
6	育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び 時間外勤務の制限	7-8
7	時間外勤務代休時間	7-9
8	休 日	7-10
9	休日の代休日	7-10
10	年次有給休暇	7-10
11	病気休暇	7-16
12	特別休暇	7-17
13	介護休暇	7-26
14	介護時間	7-27
15	修学部分休業	7-28
16	高齢者部分休業	7-28
17	自己啓発等休業	7-28

18	配偶者同行休業	7-28
19	育児休業	7-28
20	職務に専念する義務の免除	7-29

凡 例	
法	律
地公法	地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）
教特法	教育公務員特例法（昭和 2 4 年法律第 1 号）
育児休業法	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）
条	例
条例	職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年宮城県条例第 7 号）
（学）条例	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年宮城県条例第 8 号）
職専免条例	職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 2 6 年宮城県条例第 8 号）
外国派遣条例	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 6 3 年宮城県条例第 6 号）
育児休業条例	職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年宮城県条例第 1 2 号）
公益的法人等派遣条例	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 1 3 年宮城県条例第 6 3 号）
修学部分休業条例	職員の修学部分休業に関する条例（平成 1 7 年宮城県条例第 1 8 号）
高齢者部分休業条例	職員の高齢者部分休業に関する条例（平成 1 7 年宮城県条例第 1 9 号）
自己啓発等休業条例	職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 1 9 年宮城県条例第 8 9 号）
配偶者同行休業条例	職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 2 6 年宮城県条例第 4 5 号）
規	則
規則 8—5	人事委員会規則 8—5（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）
規則 8—6	人事委員会規則 8—6（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）
規則 8—7	人事委員会規則 8—7（職員の育児休業等に関する規則）
規則 8—8	人事委員会規則 8—8（職員の自己啓発等休業に関する規則）
規則 9—0	人事委員会規則 9—0（営利企業等の従事制限についての許可基準）
規則 9—1	人事委員会規則 9—1（職務に専念する義務の特例に関する規則）
通	知
通知ア	人事委員会規則 8—5（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の運用について
通知イ	人事委員会規則 8—6（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の運用について
規	程
勤務時間規程	技能労務職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 2 2 年訓令甲第 5 号）
（教）勤務時間規程	宮城県教育委員会に属する技能労務職員の勤務時間等に関する規程（令和元年 1 2 月 2 7 日宮城県教育委員会訓令甲第 5 号）
（企）勤務時間規程	企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和 4 9 年宮城県企業局管理規程第 5 号）

第 7 勤務時間その他の勤務条件

1 1 週間の勤務時間

(1) 職員及び学校職員 ((2) の職員を除く。) の勤務時間

(ア) 職員及び学校職員 ((イ) から (エ) を除く。)

4 週間を超えない期間につき、1 週間当たり 3 8 時間 4 5 分

(イ) 育児短時間勤務職員等

育児短時間勤務等の内容に従い、任命権者が定める時間

(ウ) 定年前再任用短時間勤務職員

4 週間を超えない期間につき、1 週間当たり 1 5 時間 3 0 分～3 1 時間までの範囲内で任命権者が定める時間

(エ) 任期付短時間勤務職員

4 週間を超えない期間につき、1 週間当たり 3 1 時間までの範囲内で任命権者が定める時間

(2) 船舶に乗り組む職員及び船舶に乗り組む学校職員の勤務時間

次により、人事委員会の承認を得て任命権者が定める。

(ア) 職員及び学校職員 ((イ) から (エ) を除く。)

5 2 週間を超えない期間につき、1 週間当たり 3 8 時間 4 5 分

(イ) 育児短時間勤務職員等

5 2 週間を超えない期間につき、育児短時間勤務等の内容に従い、任命権者が定める時間

(ウ) 定年前再任用短時間勤務職員

5 2 週間を超えない期間につき、1 週間当たり 1 5 時間 3 0 分～3 1 時間までの範囲内で任命権者が定める時間

(エ) 任期付短時間勤務職員

5 2 週間を超えない期間につき、1 週間当たり 3 1 時間までの範囲内で任命権者が定める時間

2 週休日及び勤務時間の割振り

(1) 職員 ((3)、(4) の職員を除く。) の週休日及び勤務時間の割振り

(ア) 職員の週休日及び勤務時間の割振り

(i) 職員 ((ii) 及び (iii) の職員を除く。)

日曜日及び土曜日を週休日とし、月曜日から金曜日までの 5 日間に 1 日 7 時間 4 5 分の勤務時間を割り振る。

なお、公務に支障がないと認める場合には、職員の申告を経て、4 週間を超えない範囲内で単位期間ごとの期間につき 3 8 時間 4 5 分となるように勤務時間を割り振ることができる。また、育児・介護を行う職員については、単位期間ごとの期間につき上記の週休日に加えて週休日を設けることができる。

(ii) 育児短時間勤務職員等

育児短時間勤務等の内容に従い、日曜日、土曜日及びその他指定日を週休日とし、1 週間ごとの期間につき 1 日 7 時間 4 5 分以内の勤務時間を割り振る。

なお、公務に支障がないと認める場合には、職員の申告を経て、4 週間を超えない範囲内で単位期間ごとの期間につき週の勤務時間となるように勤務時間を割り振ることができる。

条例第 2 条第 1 項

(学) 条例第 3 条

第 1 項

条例第 2 条第 2 項

(学) 条例第 3 条

第 2 項

条例第 2 条第 3 項

(学) 条例第 3 条

第 3 項

条例第 2 条第 4 項

(学) 条例第 3 条

第 4 項

条例第 8 条第 1 項

(学) 条例

第 7 条の 2 第 1 項

条例第 8 条第 1 項

(学) 条例

第 7 条の 2 第 1 項

条例第 8 条第 1 項

条例第 8 条第 1 項

条例第 3 条

条例第 4 条

規則 8—5 第 2 条

通知ア

(iii) 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員

日曜日、土曜日及びその他指定日を週休日とし、1週間ごとの期間につき1日7時間45分以内の勤務時間を割り振る。

なお、公務に支障がないと認める場合には、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で単位期間ごとの期間につき週の勤務時間となるように勤務時間を割り振ることができる。

(イ) 特別の形態によって勤務する職員（交替制勤務職員）については、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等については育児短時間勤務等の内容に従った8日以上、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については8日以上）の週休日を設け、勤務日が引き続き12日を超えないようにする場合には、任命権者が別に定めることができる。

(ウ) 職務の特殊性等により、4週間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については8日以上）の週休日を設けることが困難である職員については、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上（育児短時間勤務職員等については育児短時間勤務等の内容に従った1日以上）の割合で週休日を設け、週休日が毎4週間につき4日以上になるようにし、勤務日が引き続き12日を超えないようにする場合には、人事委員会と協議して任命権者が定めることができる。

(2) フレックスタイム制の週休日及び勤務時間の割振り

(1) に関わらず、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲で週を単位として人事委員会規則で定める期間（単位期間）ごとの期間につき1に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振ることができる。

(i) 一般職員における割り振りの基準

- a 単位期間：4週間（155時間00分）
- b コアタイム：10:00～15:30
- c フレキシブルタイム（始業）：7:00～10:00
- d フレキシブルタイム（終業）：15:30～22:00
- e 最短勤務時間：6時間
- f 最長勤務時間：12時間
- g 週休日：日曜日及び土曜日

(ii) 育児・介護を行う職員における割り振りの基準

- a 単位期間：1週間（38時間45分）
2週間（77時間30分）
3週間（116時間15分）
4週間（155時間00分） } から選択可
- b コアタイム：10:00～15:00
- c フレキシブルタイム（始業）：7:00～10:00
- d フレキシブルタイム（終業）：15:00～22:00
- e 最短勤務時間：4時間
- f 最長勤務時間：12時間
- g 週休日：日曜日及び土曜日に加えて、1日を限度に週休日を設けることができる。

(3) 学校職員の週休日及び勤務時間の割振り

(ア) 学校職員の週休日及び勤務時間の割振り

(i) 学校職員（(ii) 及び (iii) の職員を除く。）

(1) (ア) (i) と同じ。

(ii) 育児短時間勤務職員等

(1) (ア) (ii) と同じ。

条例第3条

第3項、第4項
規則8—5

第1条の2
～第1条の10
通知ア

(学) 条例第4条
規則8—6第2条
通知イ

(iii) 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員

(1) (ア) (iii) と同じ。

(イ) 特別の形態によって勤務する学校職員については、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等については育児短時間勤務等の内容に従った8日以上、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については8日以上）の週休日を設け、勤務日が引き続き12日を超えないようにし、かつ1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにする場合には、任命権者が別に定めることができる。

(ウ) 職務の特殊性等により、4週間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については8日以上）の週休日を設けることが困難である学校職員については、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上（育児短時間勤務職員等については育児短時間勤務等の内容に従った1日以上）の割合で週休日を設け、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにするとともに、勤務日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにする場合には、人事委員会と協議して任命権者が定めることができる。

(4) 船舶に乗り組む職員及び船舶に乗り組む学校職員の週休日

52週間を超えない期間につき、1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける。

条例第8条

(学) 条例

第7条の2

3 休憩時間

(1) 職員の休憩時間

(ア) 1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては、少なくとも1時間、勤務時間の途中に置く。

条例第6条

(学) 条例第6条

(イ) 1日の勤務時間が6時間を超え8時間以下の場合において、下記に該当し、公務の運営に支障がないと認められるときは、休憩時間を45分とすることができる。

規則8—5第4条

規則8—6第4条

(i) 子を養育するとき

6(1)(ア)(i) 及び (ii) と同じ。

(ii) 要介護者を介護するとき

6(1)(ア)(iii) と同じ。

(iii) 妊娠中の女子職員が通勤の混雑を緩和するとき

12(1) 7と同じ。

(iv) 高校、大学等において修学するとき

(2) 学校職員の休憩時間

(ア) 1日の勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間、勤務時間の途中に置く。

(イ) 1日の勤務時間が6時間を超え8時間以下の場合で、かつ、45分を超える休憩時間が置かれている場合において、上記(1)(イ)(i)～(iv)に該当し、公務の運営に支障がないと認められるときは、休憩時間を45分以上で、かつ、置かれている休憩時間に満たない時間とすることができる。

(3) 休憩時間の一斉付与の例外

任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、公務の運営上必要なもので、休憩時間を一斉に与えないことにより実態として休憩の自由利用が妨げられず、かつ、過度な勤務となることがないと認められるときに限り、休憩時間を一斉に与えないことができる。

4 週休日の振替等

(1) 週休日の振替

(ア) 振替の要件

職員に週休日に勤務することを命ずる必要があること。

(イ) 割振りの方法

勤務を命ずる必要がある日の前4週間及び後8週間の期間内にある勤務日を週休日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を勤務を命ずる必要がある日に割り振る。ただし、勤務の性質により、上記の期間によると、公務の能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合は、人事委員会の承認を得て、当該期間について別段の定めをすることができる。

(ウ) 振替の条件

(i) 振替を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き24日を超えないようにすること。

(ii) 職員に対し速やかに通知すること。

(2) 4時間の勤務時間の割振り変更

(ア) 変更の要件

(1) (ア) と同じ。

(イ) 変更の方法

(1) (イ) の期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間（教育職給料表が適用される教育職員は、4時間又は3時間45分。次の4時間についても同様。）を当該勤務日に割り振ることをやめ、勤務を命ずる必要がある日に割り振る。ただし、割り振ることをやめる4時間は、勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間とする。

(ウ) 変更の条件

(1) (ウ) と同じ。

(3) 振替等を行う場合の留意点

(ア) 一の週休日について、週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更の双方を行うことができる場合は、週休日の振替を優先させること。

(イ) 勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、原則として週休日に変更される勤務日（4時間の勤務時間の割振り変更の場合は、当該職員の通常の勤務日）の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯に割り振ること。

(ウ) 毎日曜日を週休日と定められている職員にあっては、休日に割り振られている勤務時間については、できる限り、週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更は行わないこと。

条例第5条

(学) 条例第5条

規則8—5第3条

規則8—6第3条

通知ア、通知イ

例1～2は、振替等が認められる場合、例3は、教育職給料表が適用される教育職員のみ認められる場合、例4～7は、認められない場合を例示したものである。

(注)



勤務を命ぜられる部分

勤務を要しないこととされる部分

(例1) 日曜日に7時間45分勤務を命ずる場合

日	月	火	水	木	金	土
■						
■						



日	月	火	水	木	金	土
		■				
		■				

(例2) 日曜日に4時間勤務を命ずる場合

日	月	火	水	木	金	土
■						



日	月	火	水	木	金	土
						■
						■

(例3) 1の土曜日に4時間、1の日曜日に3時間45分勤務を命ずる場合（教育職給料表が適用される教育職員のみ。）

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						■								■						

⇒
○

日	月	火	水	木	金	土
				■		
				■		

(例4) 1の土曜日に1の日曜日に4時間勤務を命ずる場合

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						■								■						

⇒
×

日	月	火	水	木	金	土
				■		
				■		

(例5) 勤務を要しないこととされる時間が始業の時刻から又は終業まで連続しない場合

日	月	火	水	木	金	土
■						

⇒
×

日	月	火	水	木	金	土
		■				
		■				

(例6) 勤務を要しないこととされる時間が4時間でも7時間45分でもない場合

日	月	火	水	木	金	土
■						

⇒
×

日	月	火	水	木	金	土
				■		

(例7) 勤務を要しないこととされる時間の分割

日	月	火	水	木	金	土
						■
						■

⇒
×

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						■														

5 正規の勤務時間以外の時間における勤務

(1) 宿日直勤務

(ア) 職員の宿日直勤務

労働基準法別表第1第11号及び第12号に掲げる事業並びに官公署の事業（非現業事業）については人事委員会、同表第1号から第10号及び第13号から第15号までに掲げる事業（現業事業）については労働基準監督署長の許可を受けて、次の勤務を命ずることができる。

(i) 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び庁内の監視を目的とする勤務

(ii) 次の当直勤務

- a 警察本部又は警察署において警察職員の行う警備又は事件の捜査、調査、処理等のための当直勤務
- b 警察学校において教官の行う初等科生の生活指導等のための当直勤務
- c 児童福祉施設等において児童等と直接接することを常例とする職員の行う児童等の生活指導等のための当直勤務
- d 教育又は研修の機関において学生等と直接接する職員の行う学生等の生活指導等のための当直勤務
- e ダムの管理施設において職員の行う機器等の監視、管理又は気象状況等の観測のための当直勤務
- f 動物の飼育、植物の栽培等を行う施設において職員が行う動物又は植物の管理等のための当直勤務
- g 宮城県ドクターバンク事業実施要綱第6第2項に定める研修期間中の研修先病院等における入院患者の病状の急変等に対処するための医師の当直勤務

(イ) 学校職員の宿日直勤務

労働基準法別表第1第11号及び第12号に掲げる事業並びに官公署の事業（教育事業等）については人事委員会（県費負担教職員の場合はその者の属する市町村の人事委員会又は当該市町村の長）、教育事業等以外の事業については労働基準監督署長の許可を受けて、次の勤務を命ずることができる。

(i) 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び庁内の監視を目的とする勤務

(ii) 次の当直勤務

- a 寄宿舎を有する県立学校において舎監の行う舎生の生活指導等のための当直勤務
- b 農業又は水産に関する課程を置く県立学校において生徒の実習指導に従事する県立学校職員の行う生徒の生活指導等のための当直勤務
- c 特別支援学校の寄宿舎において寄宿舎指導員の行う舎生の生活指導等のための当直勤務
- d 農業に関する学科を置く高等学校において県立学校職員が行う動物又は植物の管理等のための当直勤務

(2) 時間外勤務

公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に命ずることができる。

(3) 時間外勤務の上限規制

(2) により時間外勤務を命ずる場合においては、以下に掲げる職員（学校職員を含む。以下同じ。）の区分に応じてそれぞれ当該区分に定められた時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命じなければならない。

(ア) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い所属として任命権者等が指定するもの（以下「他律

条例第10条第1項
規則8—5第7条
通知ア

(学) 条例第8条
第1項
規則8—6第6条

条例第10条第2項
(学) 条例第8条
第2項
条例第10条第3項
(学) 条例第8条
第3項
規則8—5第8条
規則8—6
第6条の2

的所属」という。)に勤務する職員以外の職員 (i)(ii)に掲げる職員以外の職員 a 1箇月において45時間以内 b 1年において360時間以内 (ii)人事異動及び他律的所属の範囲の変更等により、年度の中途において他律的所属から他律的所属以外に所属することとなった職員 a 1年において720時間以内 b 他律的所属から他律的所属以外の所属に所属することとなった日が属する月の末日までの期間(以下「特定期間」という。) ① 1箇月において100時間未満 ② 特定期間における2～6箇月の時間外勤務時間の平均時間が80時間以内 ③ 1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数が6箇月以内 c 特定期間の翌日から1年の末日までの期間 ① 1箇月において45時間以内 ② 1年のうち特定期間以外の期間の月数に30時間を乗じて得た時間以内 (イ)他律的所属に属する職員 (i) 1箇月において100時間未満 (ii) 1年において720時間以内 (iii) 1年間における2～6箇月の時間外勤務時間の平均時間が80時間以内 (iv) 1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数が6箇月以内 ※(ア)及び(イ)においては、「1箇月」は月の初日から末日までとし、「1年」は4月1日から翌年3月31日までの期間とする。なお、任命権者等は人事異動等の時期を考慮して円滑に時間外勤務に係る事務処理を行うため必要がある場合には、4月以外の月の初日を「1年」の起算日とすることができる(ただし、この場合任命権者はその旨人事委員会に報告しなければならない。) (ウ)他律的所属の範囲等 (i)他律的所属の決定 任命権者等は、他律的所属の範囲を必要最小限のものとし、当該範囲を定め、又は変更した場合には、速やかに職員に周知するとともに、人事委員会に報告しなければならない。 なお、学校職員以外の職員の場合、「所属」の単位は、課若しくは室又はこれに相当するもの(以下「課室等」という。)によるが、課室等全体を他律的所属として指定する必要があると任命権者が認めるときは、班、係など課室等の一部を限定して指定することができる。また、学校職員の場合、「所属」の単位は、学校等とする。 (ii)他律的所属の範囲 他律的所属は、業務の量や時期が他律的に決まる比重が高い所属が該当する。所属が他律的所属に該当するか否かの判断については、当該所属の業務の状況を考慮して適切に判断しなければならない。 なお、(3)(ア)の他律的業務の例を挙げると次のaからdのとおりである。 a 県民の生命、身体及び財産を保護するために緊急に対応することが必要な業務 b 県民及び企業等との折衝のため臨時的に対応することが必要な業務 c 労働基準法第36条第1項の協定において、同条第3項の限度時間を超えて勤務させることができる場合として定めた業務 d その他、(3)(ア)(i)に掲げる時間を超えて勤務させることが特に必要な業務として任命権者等が認めた業務 (4)上限の特例及び事後検証 (ア)上限の特例	通知ア、通知イ
--	----------------

災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の業務として任命権者等が認める業務（以下「特例業務」という。）に従事する又は従事した職員に対して（３）に掲げる時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合には、（３）に掲げる時間・月数は適用しない。

（イ）特例業務に係る要因分析等

任命権者等は、（ア）により上限を超えて職員に時間外勤務（以下「特例時間外勤務」という。）を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、１年の末日の翌日から起算して６箇月以内に、当該時間外勤務の要因の整理、分析及び検証（以下「整理分析等」という。）を行わなければならない。

（ウ）特例業務による時間外勤務に関する留意点

- （ｉ）特例業務の範囲は、業務の状況を考慮して必要最小限のものとする。
- （ii）任命権者等は特例時間外勤務を命ずる際は、あらかじめ職員に通知するものとする。ただし、あらかじめ通知することが困難な場合は、事後速やかに通知するものとする。
- （iii）任命権者等は整理分析等を行うに当たっては、少なくとも特例時間外勤務を命ぜられた職員の所属、氏名、特例時間外勤務を命じた月又は年における時間外勤務の時間又は月数及び当該月又は年に係る上限時間等、当該職員が従事した特例業務の概要並びに人員配置又は業務分担の見直し等によっても特例時間外勤務を命ずることが回避できなかった理由を記録しなければならない。
- （iv）任命権者等は適切に情報収集し、整理分析等を行うものとする。
- （v）職員が複数の所属の職を兼ねる場合、当該職員が主として勤務する所属において整理分析等を行うものとする。

６ 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限

（１）早出遅出勤務

（ア）早出遅出勤務の対象職員

- （ｉ）小学校就学の始期に達するまでの子のある職員
- （ii）小学校又は義務教育学校の前期課程に就学している子のある職員であつて、次に掲げる事業を行う施設等にその子（これらの事業を利用するものに限る。）を出迎えるため、又は見送るため赴く職員
 - ① 児童福祉法第６条の２の２第３項に規定する放課後等デイサービスを行う事業を行う施設
 - ② 児童福祉法第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設
 - ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第７７条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設
 - ④ 児童福祉法第６条の３第１４項に規定する子育て援助活動支援事業における援助を行う場所
 - ⑤ 文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所
- （iii）日常生活を営むのに支障がある者（要介護者）を介護する職員（「１３ 介護休暇」の対象者と同じ）

（イ）早出遅出勤務の請求手続

早出遅出勤務を請求する一の期間について、その初日及び末日とする日を明らかにして、あらかじめ早出遅出勤務請求書を提出する。

（２）深夜勤務の制限

（ア）深夜勤務制限の対象職員

- （ｉ）小学校就学の始期に達するまでの子のある職員。ただし、職員の配偶者でその子の親であるものが、次のいずれにも該当する者に該当する場合における当該職員を除く。
 - ① 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が１月につき３日以下の者を

条例第１０条の２

第１項、第２項

（学）条例

第８条の２

第１項、第２項

規則８—５

第８条の２

～第８条の５

規則８—６

第６条の２

～第６条の５

通知ア、通知イ

条例第１０条の３

第１項、第４項

（学）条例

第８条の３

第１項、第４項

含む。)であること。	規則 8—5
② 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。	第 9～12 条
③ 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産する予定である者又は産後 8 週間を経過しない者でないこと。	規則 8—6
(ii) (1) (ア) (iii) と同じ。	第 7～10 条
(イ) 深夜勤務制限の請求手続 深夜勤務制限を請求する一の期間（6 月以内の期間に限る。）についての深夜勤務制限開始日及び深夜勤務制限終了日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の 1 月前までに深夜勤務制限請求書を提出する。	通知ア、通知イ
(3) 時間外勤務の制限	
(ア) 時間外勤務制限の対象職員	条例第 10 条の 3
(i) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員 — <u>時間外勤務命令の禁止又は 1 月について 24 時間、1 年について 150 時間を超える時間外勤務命令の禁止</u>	第 2～4 項
(ii) (1) (ア) (iii) と同じ職員 — 原則として 1 月について 24 時間、1 年について 150 時間を超える時間外勤務命令の禁止	(学) 条例
(イ) 時間外勤務制限の請求手続 時間外勤務制限を請求する一の期間について当該期間の初日及び期間（1 年又は 1 年未満の月単位の期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに時間外勤務制限請求書を提出する。この場合、(i) による請求の期間と (ii) による請求の期間とが重複しないようにする必要がある。	第 8 条の 3
	第 2～4 項
	規則 8—5
	第 14～16 条
	規則 8—6
	第 12～14 条
	通知ア、通知イ
7 時間外勤務代休時間	
(1) 時間外勤務代休時間の指定 任命権者は、正規の勤務時間に対して 1 か月について 60 時間を超えて勤務した場合の割増分の時間外勤務手当の支給に代えて、勤務することを要しない時間として時間外勤務代休時間を指定することができる。	条例第 10 条の 4
	(学) 条例
	第 8 条の 4
	規則 8—5
	第 16 条の 2
	規則 8—6
(2) 時間外勤務代休時間を指定できる期間 60 時間を超える時間外勤務を命じた月の末日の翌日から同日を起算日とする 2 月後までの期間	第 14 条の 2
	通知ア、通知イ
(3) 時間外勤務代休時間の時間数 月 60 時間を超える時間外勤務の時間の区分に応じ、それぞれ次の時間数を指定する。 (ア) 平日等の時間外勤務時間数・・・×25/100 (イ) 短時間勤務職員について、正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の時間外勤務時間数・・・×50/100 (ウ) 土曜日等の時間外勤務時間数・・・×15/100	
(4) 時間外勤務代休時間の単位 (ア) フルタイム勤務職員 4 時間又は 7 時間 45 分（年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が 4 時間又は 7 時間 45 分となる時間） (イ) 短時間勤務職員 4 時間又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が 4 時間又は勤務日ごとの勤務時間の時間数となる時間）	

(5) 時間外勤務代休時間の指定の条件

職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しないことを申し出た場合には、時間外勤務代休時間の指定は行わない。

8 休 日

次の休日には、特に勤務することを命ぜられる職員を除き、勤務することを要しない。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで((1)の休日を除く。)

9 休日の代休日

(1) 代休日の指定の要件

8(1)及び(2)の休日に割り振られた勤務時間の全部について、特に勤務することを命ずること。

(2) 代休日の指定の方法

勤務することを命じた休日の8週間後の期間内にあり、同一の勤務時間が割り振られた勤務日を代休日に指定する。

(3) 代休日の指定の条件

職員があらかじめ代休日の指定を希望しないことを申し出た場合には、代休日の指定は行わない。

10 年次有給休暇

(1) 1暦年の年次有給休暇の日数

(ア) 職員((イ)の職員を除く)の年次有給休暇の日数

(i)(ii)から(iv)までの職員以外の職員 20日

(ii) 年の中で採用された職員

採用された月	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
日 数	20日	19	17	15	14	12	10	9	7	5	4	2

(iii) 前年に他の地方公共団体の職員、国家公務員、地方公営企業法の適用を受ける職員等であったが、人事交流等により引き続き職員となった職員

20日+(前年の年次有給休暇等の残日数)-(職員となった日の前日までに使用した年次有給休暇等の日数)

(iv) 船舶に乗り組む職員

(i)から(iii)の日数。ただし、船舶法第74条が適用される職員で、同法第75条により与えられる有給休暇の日数が(i)から(iii)を上回る場合は、同法第75条による日数。

条例第11条

(学) 条例第9条

条例第12条

(学) 条例第10条

規則8—5第17条

規則8—6第15条

通知ア、通知イ

条例14条第1項

(学) 条例

第12条第1項

規則8—5第18条

規則8—6第16条

通知ア、通知イ

(イ) 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の年次有給休暇の日数

(i) (ii) から (iv) までの職員以外の職員

- a 齊一型短期間勤務職員（1週間ごとの勤務日数、1日の勤務時間が同一の職員）
下記①、②いずれか多い方の日数とする。

$$\star 20 \text{ 日} \times \frac{\text{1 週間の勤務日の日数}}{5} \quad \text{-----} \textcircled{1}$$

☆労働基準法に定める日数 ----- ②

(a) 1週間の勤務時間が30時間以上又は1週間勤務日数が5日以上の職員

勤 続 年 数				
6ヵ月以上 1年6ヵ月未満	1年6ヵ月以上 2年6ヵ月未満	2年6ヵ月以上 3年6ヵ月未満	3年6ヵ月以上 4年6ヵ月未満	
10日	11日	12日	14日	

	4年6ヵ月以上 5年6ヵ月未満	5年6ヵ月以上 6年6ヵ月未満	6年 6ヵ月以上
	16日	18日	20日

(b) その他の職員

1週間の勤務日の日数		4日	3日	2日
1年間の勤務日の日数		169日～ 216日	121日～ 168日	120日 以下
勤 続 年 数	6ヵ月以上 1年6ヵ月未満	7日	5日	3日
	1年6ヵ月以上 2年6ヵ月未満	8日	6日	4日
	2年6ヵ月以上 3年6ヵ月未満	9日	6日	4日
	3年6ヵ月以上 4年6ヵ月未満	10日	8日	5日

4年6ヵ月未満 5年6ヵ月未満	12日	9日	6日
5年6ヵ月以上 6年6ヵ月未満	13日	10日	6日
6年6ヵ月以上	15日	11日	7日

※ 1週間の勤務日の日数が同一である職員にあっては1週間の勤務日の日数欄の区分、1週間の勤務日の日数が同一でない職員にあっては1年間の勤務日の日数欄の区分によること。

b 不斉一型短期間勤務職員（a以外のもの）

下記①、②いずれか多い方の日数とする。

1週間当たりの勤務時間

☆15.5時間× $\frac{\text{-----}}{38\text{時間}45\text{分}}$ ÷ 1日当たりの平均勤務時間数（※）
----- ①

（1日未満端数四捨五入）

※ 4週間以内の期間内の勤務時間数÷同期間内の勤務日数

☆労働基準法に定める日数 ----- ②

(a) 1週間の勤務時間が30時間以上、1週間勤務日数が5日以上又は1年間の勤務日数が217日以上の職員

a (a)の表の日数

(b) その他の職員

a (b)の表の日数

※ 上記a、bにかかわらず、定年前提任用短時間勤務職員の年次有給休暇の日数の取扱いは、定年前提任用短時間勤務職員として採用された後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとして年休日数を扱うものとする。

(ii) 年の中途中で採用された職員

a 斉一型短時間勤務職員

採用された月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1週 間務 の日 の数	5日	20日	19日	17日	15日	14日	12日	10日	9日	7日	5日	4日	2日
	4日	16日	15日	14日	12日	11日	10日	8日	7日	6日	4日	3日	2日
	3日	12日	11日	10日	9日	8日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
	2日	8日	8日	7日	6日	6日	5日	4日	4日	3日	2日	2日	1日

b 不斉一型短時間勤務職員

年間付与日数（(i) bで計算された日数）×次表に定める係数（1日未満端数切上げ）

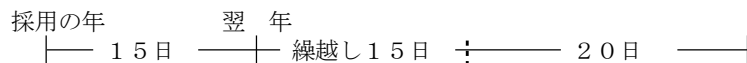
採用された月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
係数	1	11/12	10/12	9/12	8/12	7/12

7月	8月	9月	10月	11月	12月
6/12	5/12	4/12	3/12	2/12	1/12

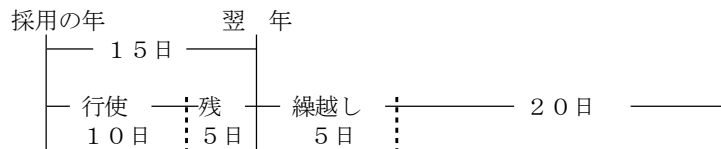
(iii) 前年に地方公営企業法の適用を受ける職員等であったが、人事交流等により引き続き職員となった職員（暫定再任用フルタイム職員を含む） （当該年に条例対象外職員として勤務した期間を条例対象職員とみなした場合における （ア）（i）又は（イ）（ii）の日数）＋（前年の年次有給休暇等の日数）－（職員となった日の前日までに使用した年次有給休暇等の日数） (iv) 船舶に乗り組む職員 （ア）（iv）と同じ。	
（２）年次有給休暇の繰越し （ア）翌年に繰り越すことができる日数 ２０日を超えない範囲内の残日数 （イ）繰越し運用上の留意点 （i）残日数には、１日未満の端数が含まれる。 （ii）繰り越された年次有給休暇のある職員から年次有給休暇の請求があった場合は、繰越し分から先に請求されたものとして扱う。	条例第１４条第２項 （学）条例 第１２条第２項 規則８―５第１９条 規則８―６第１７条 通知ア、通知イ
（３）年次有給休暇の単位 １日又は１時間。ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に１時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。 １時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次に掲げる職員の区分に応じ、次に掲げる時間数をもって１日とする。 （ア）（イ）から（エ）までの職員以外の職員 ７時間４５分 （イ）育児休業法第１０条第１項第１号から第４号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数 （i）育児休業法第１０条第１項第１号 ３時間５５分 （ii）育児休業法第１０条第１項第２号 ４時間５５分 （iii）育児休業法第１０条第１項第３号又は第４号 ７時間４５分 （ウ）（イ）以外の育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員で１週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるもの 勤務日ごとの勤務時間の時間数（１分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間） （エ）（イ）及び（ウ）以外の育児短時間勤務職員等並びに（ウ）以外の定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 ７時間４５分	規則８―５第２０条 規則８―６第１８条
（４）年次有給休暇の時季指定 （ア）対象職員 （i）技能労務職員（地公法第５７条に規定する単純な労務に雇用される職員） （ii）企業職員（地方公営企業法第１５条に規定する地方公営企業の管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員） （イ）年次有給休暇の時季指定義務 年次有給休暇（一の年における年次有給休暇の日数が１０日以上である職員に係るものに限る。）の日数のうち５日については、基準日（１０日以上年次有給休暇を付与した日をいう。）から１年以内の期間に時季を定めることにより取得させること。ただし、職員の請求する時季に年次有給休暇を取得させた場合においては、当該取得させた年次有給休暇の日数（当該日数が５日を超える場合には、５日）分については、時季を定めることにより取得させることを要しない。 （ウ）時季の指定方法 上記により時季を定めて年次有給休暇を取得させようとするときは、職員の意見を聴取し、その意見を尊重しなければならない。	勤務時間規程第３条 （教）勤務時間規程 第３条 （企）勤務時間規程 第３条

(例１) 新規採用（４月１日）の職員が翌年へ繰り越すことができる日数

① 年次有給休暇を全く行使しなかった場合

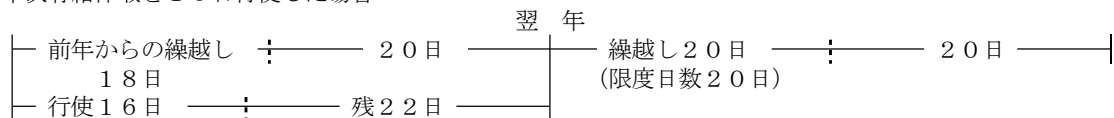


② 年次有給休暇を10日行使した場合

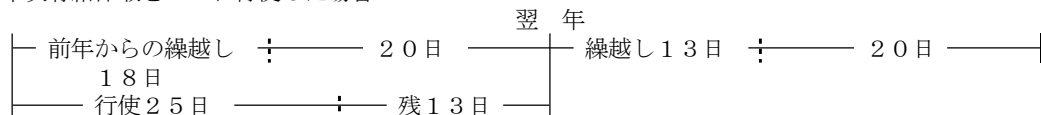


(例２) 新規採用以外の職員が翌年へ繰り越すことができる日数（前年からの繰越しが18日ある場合）

① 年次有給休暇を16日行使した場合

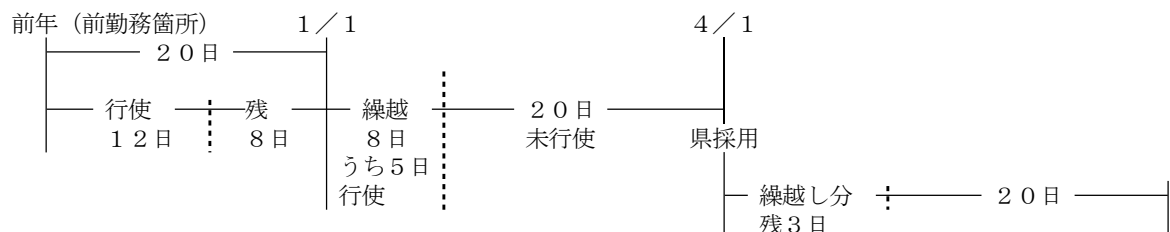


② 年次有給休暇を25日行使した場合

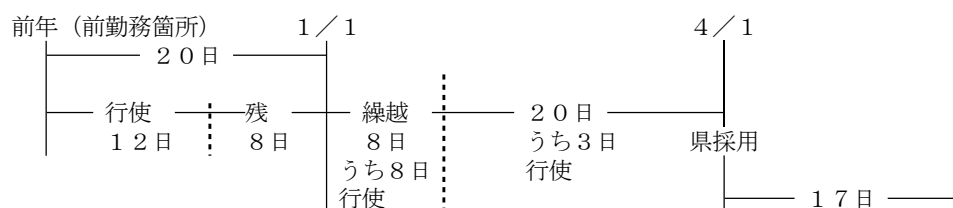


(例３) 年の中途（４月１日）で人事交流等により職員となった者が翌年へ繰り越すことができる日数

① 県採用の前年に12日（前前年の繰越し分を除く。）行使し、当年5日行使している場合



② 県採用の前年に12日（前前年の繰越し分を除く。）行使し、当年11日行使している場合

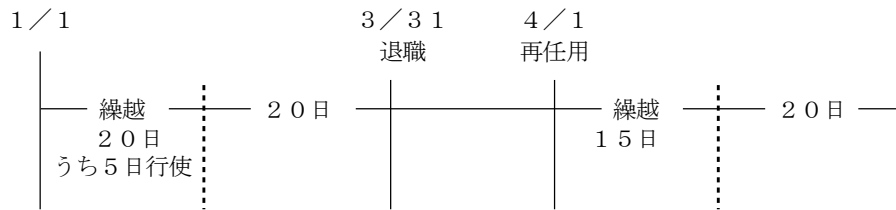


(例４)

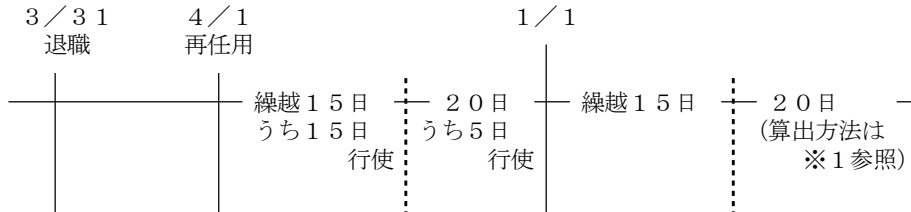
行使する時間	休暇時間	摘要
8：30～12：00	4時間	時間単位で行使
13：00～17：15	5時間	時間単位で行使
10：00～15：15	5時間	休憩時間を除き、時間単位で行使
15：00～17：15	3時間	時間単位で行使

(例５) ３月３１日に退職した職員が４月１日に定年前再任用短時間勤務職員（週４日、１日７時間４５分：週３１時間）として採用される場合の付与日数

① 再任用時（４月１日）の付与日数



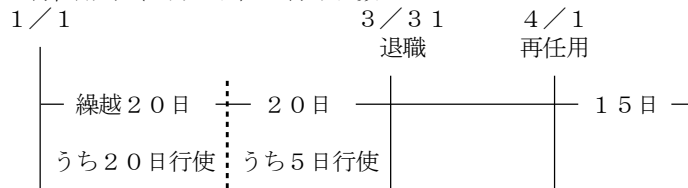
② 再任用中（１月１日）の付与日数



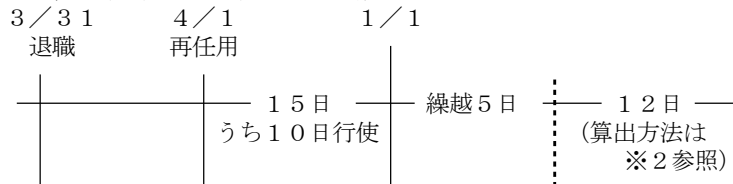
※1 10(1) (イ) (i) aにより次の①、②いずれかの多い方の日数
 $20日 \times 4/5 = 16日$ ①
 労働基準法に定める日数20日 ②
 ①<② なので 20日

(例6) 3月31日に退職した職員が4月1日に定年前再任用短時間勤務職員（週3日（月火各7時間45分・水3時間55分：週19時間25分）として採用される場合の付与日数）

① 再任用時（４月１日）の付与日数



② 再任用中（１月１日）の付与日数



※2 10(1) (イ) (i) bにより次の①、②いずれかの多い方の日数
 $155時間 \times 19時間25分 / 38時間45分 \div (77時間40分 / 12日)$
 $= 155 \times 233 / 465 \div 233 / 36$
 $= 12日$ ①
 労働基準法に定める日数 11日 ②
 ①>② なので 12日

11 病 気 休 暇

（１）病気休暇の区分及び期間

（ア）公務上の負傷若しくは疾病（公益的法人等派遣条例第２条第１項の規定により派遣された職員及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第１０条第１項の規定により派遣された退職派遣者（派遣職員等）の派遣先の業務上の負傷又は疾病を含む。）又は通勤による負傷若しくは疾病（派遣職員等の通勤による負傷又は疾病を含む。）必要と認められる期間

（イ）結核性疾患 １年以内で必要と認められる期間

（ウ）（ア）及び（イ）以外の負傷又は疾病 ９０日以内で必要と認められる期間

ただし、次の疾病については、さらに９０日以内で必要な期間につき延長できる。

（ｉ）高血圧症（脳卒中を含む。）、動脈硬化性心臓病、悪性新生物による疾病

（ii）精神又は神経に係る疾病

（iii）妊娠悪阻、切迫流産、子宮外妊娠、胎状奇胎、後期妊娠中毒症

（iv）その他治療困難な疾病で人事委員会が特に必要と認めるもの

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第１条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病）

※ 期間の計算に当たり、職員が先に当該請求に係る疾病と同一であると認められる疾病による病気休暇の取得、又は加えて病気休職の処分を受けていたときは、先の病気休暇又は先の病気休職の期間が連続し、又は１８０日以内で断続しており、かつ、復帰又は復職から１８０日以内に当該請求に係る病気休暇を取得するときには、先の病気休暇の期間と通算する。

※ 病気休暇の期間の計算には、週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日及び代休日を含めること。

（２）病気休暇の単位 １日又は１時間

（３）病気休暇の手続

（ア）病気休暇の請求

あらかじめ病気休暇申請書を提出する。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ申請できなかった場合は、勤務しなかった日から週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日及び代休日を除き遅くとも３日以内に申請する。

病気休暇申請書には、診断書を添付する。ただし、６日（週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日及び代休日を除く。）を超えない期間の病気休暇については、負傷又は疾病の事実を証する書面（診察券等受診の事実を示すもの。やむを得ない事情により医療機関の診察を受けられない場合は、負傷又は疾病の日時、症状、経過等を記載した本人の疎明書。）で診断書に代えることができる。

（イ）療養経過の報告

（１）（ア）又は（イ）の休暇を取得した場合は、３か月ごとに医師の診断書を添付した療養経過報告書を提出する。

（ウ）病気休暇の承認の取消し

承認済みの病気休暇の期間が満了する前に出勤しようとするときは、承認取消申請書を提出する。承認された病気休暇の期間が６日（週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日及び代休日を除く。）を超える場合は、医師の診断書を添付する。

条例第１５条

（学）条例第１３条
規則８—５第２１条
規則８—６第１９条
通知ア、通知イ

条例第１８条

（学）条例第１６条
規則８—５
第２５条、第２７条
第２９条
規則８—６
第２３条、第２５条
第２７条
通知ア、通知イ

12 特 別 休 暇

条例第16条
(学) 条例第14条
規則8—5第22条
規則8—6第20条
通知ア、通知イ

(1) 特別休暇の種類及び期間並びに運用上の留意点

号	種 類	期 間
1	職員が選挙権その他の公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
	「選挙権その他の公民としての権利」とは、公職選挙法に規定する選挙権のほか、最高裁判所の裁判官の国民審査及び普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係る権利等をいう。	
2	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
3	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に必要な検査、入院等をする場合	必要と認められる期間
	(ア) 「骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合」とは、骨髄バンク事業以外で骨髄又は末梢血幹細胞の提供を行う場合も含まれる。 (イ) 「必要と認められる期間」には、骨髄データセンター等への往復に要する期間も含まれる。なお、骨髄又は末梢血幹細胞の提供を原因として他の疾病を発症した場合には、その時点から病気休暇として取り扱う。 (ウ) 「当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等」とは、骨髄又は末梢血幹細胞の提供に至る以前に何らかの事情により提供を行わなかった場合の、それ以前の行為を含む。 (エ) 「配偶者、父母、子及び兄弟姉妹」に対して骨髄又は末梢血幹細胞を提供する場合には、事前の検査等は年次有給休暇で対応することとなるが、骨髄又は末梢血幹細胞の採取後の入院期間については、病気休暇として取り扱うことができる。	
4	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって人事委員会が定めるものにおける活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1 暦年 5 日以内で必要と認められる期間
	(ア) 「5 日」の取扱いについては、暦日によるものとする。 (イ) 「相当規模の災害」とは、災害救助法による救助の行われる程度の規模の災害をいい、「被災地又はその周辺の地域」とは、被害が発生した市町村（特別区を含む。）又はその属する都道府県若しくはこれに隣接する都道府県をいい、「その他の被災者を支援する活動」とは、居宅の損壊、水道、電気、ガスの遮断等により日常生活を営むのに支障が生じている者に対して行う炊出し、避難場所での世話、がれきの撤	

	去その他必要な援助をいう。 (ウ) 「人事委員会が定めるもの」とは、次に掲げる施設とする。 ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設及びそれ以外の同条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設（③及び⑦に掲げる施設を除く。）、同条第27項に規定する地域活動支援センター並びに同条第28項に規定する福祉ホーム ② 身体障害者福祉法第5条第1項に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設 ③ 児童福祉法第7条第1項に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童心理治療施設並びに児童発達支援センター以外の同法第6条の2の2第2項及び第3項に規定する施設 ④ 老人福祉法第5条の3に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム ⑤ 生活保護法第38条第1項に規定する救護施設、更生施設及び医療保護施設 ⑥ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院 ⑦ 医療法第1条の5第1項に規定する病院 ⑧ 学校教育法第1条に規定する特別支援学校 ⑨ ①から⑧までに掲げる施設のほか、これらに準ずる施設であって人事委員会事務局長が定めるもの (エ) 「その他の日常生活を支援する活動」とは、身体上の障害等により常態として日常生活を営むのに支障がある者に対して行う調理、衣類の洗濯及び補修、慰問その他直接的な援助をいう。	
5	職員が結婚する場合	連続する7日以内で必要と認められる期間 結婚の5日前の日から、結婚後6月を経過するまでの期間内に取得する。ただし、業務の都合等やむを得ない理由により、この期間内に取得できないと任命権者が認める場合は、当該結婚の後1年を経過する日までの期間内に取得することができる。
6	妊娠中の女子職員が妊娠に起因する障害（つわり）のため勤務することが著しく困難である場合	10日以内で必要と認められる期間 (ア) 「妊娠中」とは、医師又は助産師（以下「医師等」という。）により、妊娠が確認された時から出産までをいう（以下同じ。）。 (イ) 「10日以内で必要と認められる期間」とは、一妊娠期間を通じて継続して又は断続して10日以内を認めるものとし、この場合、時間単位で付与して差し支えない。
7	妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	1日1時間又は1日2回各30分 (ア) 「交通機関の混雑の程度」とは、登庁又は退庁の時間帯において通常利用する交通機関がおおむね定員を超過している状態をいい、公共の交通機関の乗降場、車内又は道路における混雑も含まれる。なお、「交通機関」とは、電車、バス等の公共交通機関の他、妊娠中の女子職員が運転する自動車も含まれる。 (イ) 「母体又は胎児の健康維持に支障があると認められる場合」とは、妊娠中の女子職員が、母子保健法第10条の規定に基づく保健指導（以下単に「保健指導」という。）又は同法第13条の規定に基づく健康診（以下単に「健康診査」という。）を受け、医師等から通勤緩和の指導を受けた場合をいう（医師等から具体的な指導がない場合も含まれる。）。
8	妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	必要と認められる期間 (ア) 「出産後1年」とは、出産日の翌日から数えて1年目に当たる日の前日までをいう。 (イ) 「母子健康法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合」の休暇期間は、妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、出産後1年まではその間に1回（医師等がこれと異なる指示をした場合

	には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、1回につき1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間とする。 (ウ) 母子保健法の規定による保健指導又は健康診査は、医師等による産科に関する健康診査とその健康診査に基づく保健指導として一対の「健康診査及び保健指導」であり、「健康診査」を受診した日とは別の日に「保健指導」のみ受ける場合についても両者をあわせて「1回」とみなすこと。 (エ) 「保健指導」及び「健康診査」の対象は女子職員本人に限られ、配偶者、乳児、幼児は含まれない。 (オ) 「保健指導」及び「健康診査」には、母親学級及び両親学級等の集団での保健指導、歯科健康診査及び歯科保健指導を受ける場合も含まれる。	
9	妊娠中の女子職員が、その業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして適宜休息し、又は補食する場合	必要と認められる期間
	(ア) 「その業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして適宜休息し、又は補食する場合」とは、保健指導又は健康診査を受け、勤務の負担が妊娠の経過に影響を及ぼすとして、医師等から当該女子職員が適宜の休息や補食ができるよう必要な措置を講ずる旨の指導を受けた場合をいう（医師等から具体的な指導がない場合も含まれる。）。 (イ) 「適宜休息し、又は補食する場合」は、正規の勤務時間等の始めから連続する時間若しくは終わりまで連続する時間又はこの特別休暇を請求した職員について他の規定により勤務しないことを承認し又は受理している時間に連続する時間以外の時間で適宜休息し、又は補食するために必要とされる時間とする。	
10	女子職員が妊娠12週未満で流産した場合	10日以内で必要と認められる期間
	「10日以内で必要と認められる期間」の決定は、医師の診断書、証明書等により行う。	
11	女子職員が8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産を予定している場合	出産の日までの申し出た期間
12	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間
	「出産」とは、妊娠満12週以後の分娩をいい、死産及び流産を含む。	
13	女子職員が生後満1年6箇月に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ1時間以内又は30分で合計して1日90分以内
14	男子職員が生後満1年6箇月に達しない子を育てる場合（その妻（届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が就労していない場合で、負傷、疾病、心身に障害等の状況にあり、当該子の養育に当たることが困難なとき、又はその妻が介護、就労等のため、男子職員の勤務時間帯において当該子の養育を現実に行うことができないとき。）	1日2回それぞれ1時間以内又は30分でその妻が取得する時間と合計して1日90分以内
15	女子職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合	2日以内
16	職員が妻又は子（配偶者の子を含む。）若しくは子の配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間において2日以内で必要と認められる期間
	(ア) 「妻又は子（配偶者の子を含む。）若しくは子の配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認め	

	られる場合」とは、職員の妻又は子若しくは子の配偶者の出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、出生の届出等、出産に係る世話のため勤務しない場合をいい、子又は子の配偶者の出産に伴い、この休暇を取得する場合は、職員以外に出産に係る世話をする者がいない場合に限る。 (イ) 前記(ア)の「職員以外に出産に係る世話をする者がいない場合」には、職員が当該休暇を取得する日又は 時間において、実際に出産に係る世話をする者がいない場合も含む。 (ウ) 「2日以内で必要と認められる期間」は、継続して又は断続して2日以内を認めるものとし、この場合、時間単位で付与して差し支えない。	
17	職員の妻又は子若しくは子の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、職員が当該出産に係る子若しくは孫又は小学校就学の始期に達するまでの子若しくは孫の世話をするため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内において5日以内で必要と認められる期間
	(ア) 「当該出産に係る子若しくは孫又は小学校就学の始期に達するまでの子若しくは孫の世話」とは、当該出産に係る子若しくは孫又は小学校就学の始期に達するまでの子若しくは孫の食事、排せつ、入浴等の日常生活上の世話のほか、保育所への送迎等をいい、孫のため、この休暇を取得する場合は、職員以外に当該孫の世話をする者がいない場合に限る。 (イ) 前記(ア)の「職員以外に当該孫の世話をする者がいない場合」には、職員が当該休暇を取得する日又は時間において、実際に当該孫の世話をする者がいない場合も含む。 (ウ) この号の「孫」には、配偶者の孫を含む。 (エ) 「5日以内で必要と認められる期間」は、継続して又は断続して5日以内を認めるものとし、この場合、時間単位で付与して差し支えない。	
18	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子に健康診断又は予防接種を受けさせる場合（小学校就学の始期に達した子については、予防接種法に基づく予防接種を受けさせる場合に限る。）で、その子の介助のため勤務しないことが相当であると認められるとき	必要と認められる期間
	(ア) 「中学校就学の始期に達するまで」とは、満12歳に達する日以後の最初の3月31日までをいう（以下同じ）。 (イ) 「養育する」とは、当該子と同居してこれを監護することをいう（以下同じ）。 (ウ) 「健康診断」は、疾病の予防を図るためのものをいい、母子保健法第12条及び第13条に基づく健康診査以外のものも含まれる（小学校就学の始期に達するまでの子のみが対象。）。 (エ) 「予防接種」は、疾病の予防を図るためのものをいい、小学校就学の始期に達するまでの子については、インフルエンザ予防接種など、予防接種法に定める定期の予防接種以外のものも含まれる。小学校就学の始期に達した子については、同法に基づくもの（定期の予防接種及び臨時の予防接種）に限る。	
19	職員が、負傷し又は疾病にかかったその配偶者又は二親等内の血族若しくは姻族（養育する中学校就学の始期に達するまでの子を除く。）の看護を行う場合で、当該職員以外に看護を行う者がいないため勤務しないことが相当であると認められるとき	1暦年5日以内で必要と認められる期間

	(ア) 「看護」とは、負傷若しくは疾病による治療若しくは療養中の看病又は通院等の世話をを行うことをいい、後遺障害の機能回復訓練（リハビリテーション）の介助は含まない。看護のため勤務しないことが相当であることの判断に当たっては、被看護者の負傷又は疾病の事実を明らかにする書面（医師の診断書、医療機関が発行する領収書等受診の事実を示すもの又は負傷若しくは疾病の日時、症状、経過等を記載した職員の疎明書）により行うことができるものとする。 (イ) 「看護を行う者がいない」とは、被看護者と通常生活をともにする者及び被看護者の２親等以内の親族のうちで、現実に見護する者がいない場合のほか、老齢、幼少、通学、遠隔等のため看護を行うに相当と認められる者がいない場合も含む。 (ウ) 「５日以内で必要と認められる期間」とは、１暦年を通じて継続して又は断続して５日以内を認めるものとし、この場合、時間単位で付与して差し支えない。	
20	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、負傷し若しくは疾病にかかったその子の看護又は学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第２０条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会が定める事由に伴うその子の世話のため勤務しないことが相当であると認められる場合	１暦年５日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合にあっては１０日）以内で必要と認められる期間
	(ア) 「看護」の定義及び看護のため勤務しないことが相当であることの判断方法は、前号アの規定と同様とする。 (イ) <u>学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会が定める事由により勤務しないことが相当であることの判断に当たっては、学校等の休業に係る通知又は学校等が休業になった事実を記載した職員の疎明書により行うことができるものとする。</u> (ウ) <u>前記（イ）の「学校等」の定義は、次のとおりとする。</u> ① <u>学校教育法第１条に規定する学校</u> ② <u>児童福祉法第39条第１項に規定する保育所</u> ③ <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園その他の施設</u> ④ <u>児童福祉法第24条第２項に規定する家庭的保育事業等その他の事業</u> (エ) <u>「人事委員会が定める事由」とは、次に掲げる場合とする。</u> ① <u>学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止</u> ② <u>前記ウに規定される学校等における学校保健安全法第20条の規定による休業に準ずる事由又は①に掲げる事由に準ずるもの</u> (オ) 「５日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合にあっては１０日）以内で必要と認められる期間」は、一暦年を通じて継続して又は断続して５日又は１０日以内を認めるものとし、この場合、時間単位で付与して差し支えない。なお、養育する中学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合にあっては、１人についてであっても１０日以内を認めることができる。	
20 の 2	義務教育終了前の子を養育する職員が、その子が在籍する学校等が実施する行事に参加するため勤務しないことが相当であると認められる場合	１暦年２日（義務教育終了前の学校等に在籍する子が２人以上の場合にあっては３日）以内で必要と認められる期間
	(ア) 「学校等が実施する行事に参加するため勤務しないことが相当であると認められる場合」とは、義務教育終了前の子が在籍する前号（ウ）に規定する学校等が実施する行事のうち、いわゆる三者面談等の子を養育する職員の出席が必要とされる行事（一斉に行われるものに限る。）のほか、入学式、卒業式、運動会、授業参観等に参加する場合をいい、ＰＴＡ等の子の保護者及び当該学校等の教職員で構成される団体又はその連合体が実施する行事に参加する場合は含まない。 (イ) 「２日（義務教育終了前の学校等に在籍する子が２人以上の場合にあっては３日）以内で必要と認められる期間」とは、１暦年を通じて継続して又は断続して２日又は３日以内を認めるものとし、この場合時間単位で付与して差し支えない。	

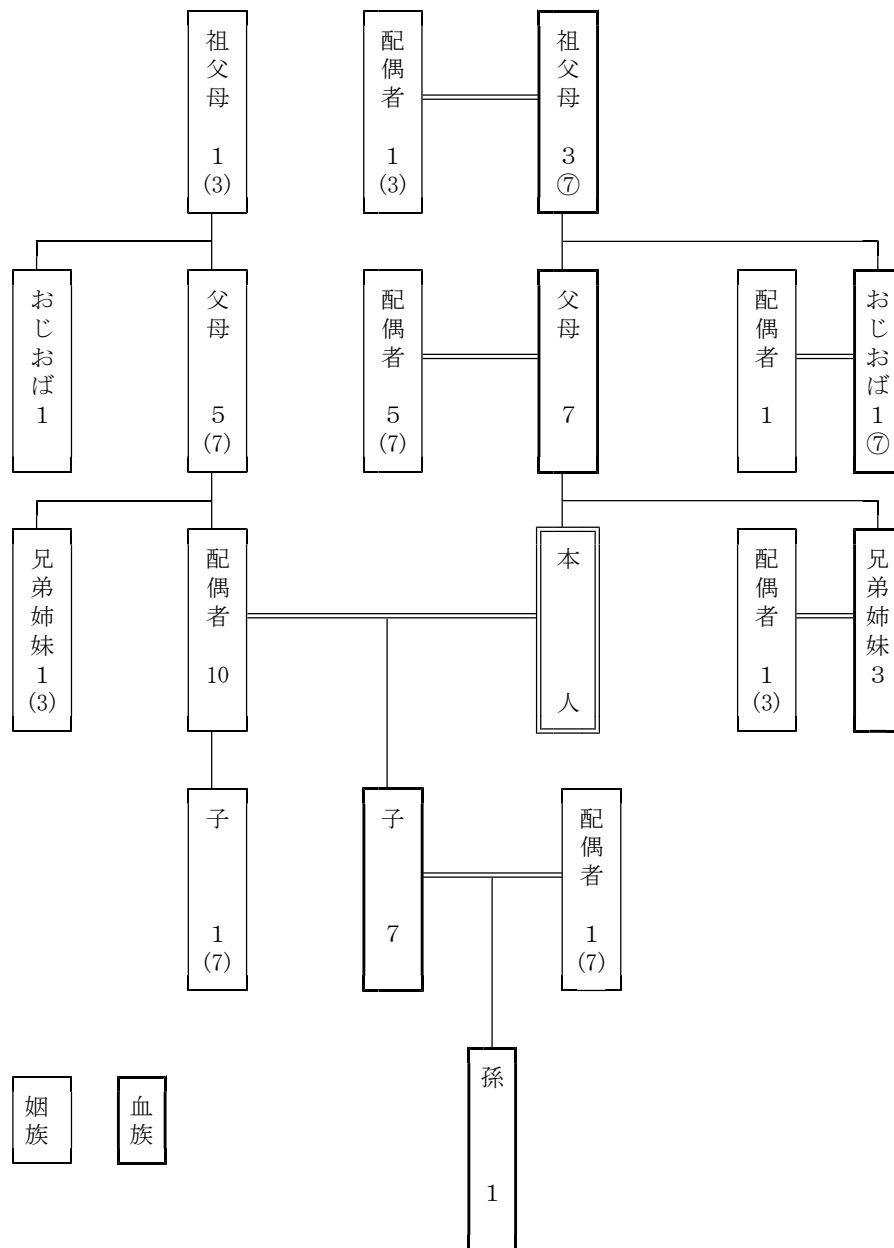
21	職員が次に掲げる要介護者の介護等をする場合 ア 要介護者の介護 イ 要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者の必要な世話	1 暦年 5 日（要介護者が 2 人以上の場合にあつては 1 0 日）以内で必要と認められる期間																										
「5 日（要介護者が 2 人以上の場合にあつては 1 0 日）以内で必要と認められる期間」は、1 暦年を通じて継続して又は断続して 5 日又は 1 0 日以内を認めるものとし、この場合、時間単位で付与して差し支えない。なお、要介護者が 2 人以上の場合にあつては、1 人についてであっても 1 0 日以内を認めることができる。																												
22	職員（次表の親族の欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合 同表の親族の区分に応じ同表の日数の欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">親 族</th><th colspan="2">日 数</th></tr> <tr> <th>血 族</th><th>姻 族</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配 偶 者</td><td>1 0 日</td><td></td></tr> <tr> <td>父 母</td><td>7 日</td><td>5 日〔職員と生計を一にしていた場合は、7 日〕</td></tr> <tr> <td>子</td><td>7 日</td><td>1 日〔職員と生計を一にしていた場合は、7 日〕</td></tr> <tr> <td>祖 父 母</td><td>3 日〔職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合は、7 日〕</td><td>1 日〔職員と生計を一にしていた場合は、3 日〕</td></tr> <tr> <td>孫</td><td>1 日</td><td></td></tr> <tr> <td>兄弟姉妹</td><td>3 日</td><td>1 日〔職員と生計を一にしていた場合は、3 日〕</td></tr> <tr> <td>おじおば</td><td>1 日〔職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合は、7 日〕</td><td>1 日</td></tr> </tbody> </table>	親 族	日 数		血 族	姻 族	配 偶 者	1 0 日		父 母	7 日	5 日〔職員と生計を一にしていた場合は、7 日〕	子	7 日	1 日〔職員と生計を一にしていた場合は、7 日〕	祖 父 母	3 日〔職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合は、7 日〕	1 日〔職員と生計を一にしていた場合は、3 日〕	孫	1 日		兄弟姉妹	3 日	1 日〔職員と生計を一にしていた場合は、3 日〕	おじおば	1 日〔職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合は、7 日〕	1 日
親 族	日 数																											
	血 族	姻 族																										
配 偶 者	1 0 日																											
父 母	7 日	5 日〔職員と生計を一にしていた場合は、7 日〕																										
子	7 日	1 日〔職員と生計を一にしていた場合は、7 日〕																										
祖 父 母	3 日〔職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合は、7 日〕	1 日〔職員と生計を一にしていた場合は、3 日〕																										
孫	1 日																											
兄弟姉妹	3 日	1 日〔職員と生計を一にしていた場合は、3 日〕																										
おじおば	1 日〔職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合は、7 日〕	1 日																										
23	職員が、父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 日以内																										
「特別な行事」とは、社会一般の慣習により、例えば神道にあつては年祭、仏教にあつては回忌（4 9 日、1 0 0 日、1 回忌、3 回忌等）など祭事、法事等をいい、うら盆、彼岸会等の祭礼を含まないものとし、父母、配偶者及び子の死亡後 1 5 年以内に行われるものに限る。 なお、「父母」とは、実、養父母をいう。																												
24	職員が夏季において盆等の行事を行い、又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合	一の年の 7 月から 9 月までの期間において 5 日以内で必要と認められる期間（業務																										

		の都合により当該期間内に使用することが困難であると任命権者が認める場合にあっては、6月から10月までの期間)
	「5日以内で必要と認められる期間」は、週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日及び代休日を除いて原則として連続して付与する。ただし、特に必要と認められる場合には、「日」単位で付与して差し支えない。	
25	人事委員会が定める職員が心身の活力を高め、職務への意欲の喚起を図る場合	人事委員会が定める年度における連続する3日以内で必要と認められる期間
	「人事委員会が定める職員」及び「人事委員会が定める年度」とは次に掲げる職員及び年度とする。 (ア) (イ)から(オ)までに掲げる職員以外で各年度中に満40歳及び満50歳に達する職員 満40歳又は満50歳に達する日の属する年度（各年度の3月31日に満40歳及び満50歳に達する職員の場合には当該各年度とする。以下「基準年度」という。） (イ) (ウ)から(オ)までに掲げる職員以外で満40歳及び満50歳に達する年度中に長期の休暇等やむを得ない理由によりこの特別休暇を取得できなかったものと任命権者が認める職員 基準年度の翌年度 (ウ) 次に掲げる職員で当該派遣等の期間を含む年度中に満40歳及び満50歳に達する職員（当該期間中にこの特別休暇に相当する休暇を取得できなかった職員に限る。） 基準年度（当該年度が職務復帰等をした年度に当たる場合を除く。）又は職務復帰等をした年度 ① 地方自治法第252条の17第1項の規定により派遣された職員 ② 外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員 ③ 公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員 ④ ①から③までに掲げる職員以外で国又は他の地方公共団体等に派遣された職員 ⑤ 任命権者の命令により県の機関以外の研修機関等に派遣されて研修を受ける職員 ⑥ 職員の分限に関する条例第2条第1号に掲げる事由に該当して休職にされた職員 (エ) 公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者で当該特定法人の業務に従事すべき期間を含む年度中に満40歳及び満50歳に達する職員（当該期間中にこの特別休暇に相当する休暇を取得できなかった職員に限る。） 基準年度（当該年度が公益的法人等派遣条例第10条第1項の規定により職員として採用された年度に当たる場合を除く。）又は公益的法人等派遣条例第10条第1項の規定により職員として採用された年度 (オ) 退職して国又は他の地方公共団体等に派遣された職員で当該派遣期間を含む年度中に満40歳及び満50歳に達する職員（当該派遣期間中にこの特別休暇に相当する休暇を取得できなかった職員に限る。） 基準年度（当該年度が職務に復帰した年度に当たる場合を除く。）又は職務に復帰した年度	
26	地震、水害、火災その他の災害、交通機関等の事故、法令の規定に基づく交通遮断又は隔離その他の不可抗力の原因により、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
	(ア) 「地震、水害、火災その他の災害」とは、法令等の規定により公共の機関に協力する場合、非常災害により職員の現住居が滅失又は損壊した場合及び退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合を含む。 (イ) 「交通機関等の事故」には、自家用車による通勤者が自己の責めによらない事故によって通勤不可能となる場合（通常1日を限度とする。）又は遅れて出勤する場合が含まれる。	
27	職員が不妊治療等を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	1暦年6日（体外受精その他人事委員会が定める不妊治療を受ける場合にあっては10日）以内で必要と認められる期間

	(ア) 「不妊治療等」とは、医師が行う不妊の原因を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等のほか、医療機関に通院する場合、医療機関が実施する説明会へ出席する場合、不育症の治療を行うため通院する場合をいう。 (イ) 「人事委員会が定める不妊治療」とは、体外受精及び顕微授精とする。 (ウ) 「6日（体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療を受ける場合にあっては、10日）以内で必要と認められる期間」とは、1暦年を通じて継続して又は断続して6日又は10日以内を認めるものとし、この場合、時間単位で付与して差し支えない。	
28	職員が学校教育法第54条の規定に基づく高等学校の通信教育生徒又は同法第84条の規定に基づく大学の通信教育学生となり、定められた面接授業に出席する場合	必要と認められる期間
	「定められた面接授業に出席する場合」の休暇期間は、各年ごとに出席する必要な期間をいい、2年以上まとめて出席する場合には、6週間を超えない期間についてのみ、休暇として取り扱う。	
29	職員が国又は県が行う職務の遂行に必要な資格試験、昇任試験を受ける場合	必要と認められる期間
30	職員が国、県その他の公共的団体から表彰を受けるため、表彰式に出席する場合	必要と認められる期間
	「国、県その他の公共的団体」とは、国、地方公共団体のほか、国又は地方公共団体がその構成員となっている団体、国又は地方公共団体が当該団体の活動資金を負担し、かつ、その活動に密接にかかわっている団体等をいう。	
31	職員が国際的な運動競技会又は国、地方公共団体若しくはこれに類する団体が主催する運動競技会に、選手又は役員として参加する場合	必要と認められる期間
	(ア) 「国際的な運動競技会」とは、オリンピック競技大会、世界選手権大会、アジア競技大会等複数の国の選手が参加し、国際的な規模で開催される運動競技会をいう。 (イ) 「国、地方公共団体若しくはこれに類する団体が主催する運動競技会」とは、国民スポーツ大会、県民体育大会のほか、公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体等公的団体が主催する運動競技会をいう。 (ウ) 職員がこれらの運動競技会に選手又は役員として参加する場合は、主催者等から参加を要請された場合に限るものとする。	
32	職員が職務に関連があると認められる海外視察及び海外派遣団に参加する場合	必要と認められる期間
33	1～32に掲げるもののほか、任命権者が特に必要と認め、人事委員会の承認を得た場合	承認を得た期間

※ 24、25の休暇を除き、期間の計算には、週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日及び代休日を含めること。

忌引休暇（第22号）の認められる親等図



- ※1 数字は取得日数
 ※2 ○付き数字は職員が代襲相続する場合の取得日数
 ※3 () 内の数字は職員と生計を一にしていた場合の取得日数

(2) 特別休暇の単位

1日又は1時間（(1)7、13及び14については1時間又は30分、9については15分）。ただし、(1)6、16、17、19、20、20の2、21及び27の休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

1時間を単位として使用した(1)6、16、17、19、20、20の2、21及び27の特別休暇を日に換算する場合は、次に掲げる職員の区分に応じ、次に掲げる時間数をもって1日とする。

(ア) (イ) 及び (ウ) の職員以外の職員

7時間45分

(イ) 斉一型短時間勤務職員

勤務日ごとの勤務時間の時間数（7時間45分を超える場合にあっては、7時間45分とし、1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

(ウ) 不斉一型短時間勤務職員

7時間45分

(3) 特別休暇の手続

(ア) 特別休暇の申請

あらかじめ特別休暇簿（所属長以下の専決事項に属さないものについては特別休暇申請書）により申請する。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ申請できなかった場合は、勤務しなかった日から週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日又は代休日を除き遅くとも3日以内に申請する。

特別休暇簿（申請書）には、勤務しない事由を明らかにする証明書類を添付する。ただし、6日（週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日又は代休日を除く。）を超えない期間の特別休暇については、休暇事由が明らかであると任命権者が認めるときは、書面の添付を省略することができる。

(イ) 特別休暇の承認の取消し

承認取消申請書を提出する。ただし、(1)13及び14の特別休暇の申出について、その一部の取消しを申し出る場合には、特別休暇承認取消申請書を提出する。

条例第18条

(学) 条例第16条

規則8—5

第24条、第25条

第27条、第29条

規則8—6

第22条、第23条

第25条、第27条

通知ア、通知イ

13 介護休暇

(1) 介護休暇の要件

負傷、疾病、老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため勤務しないことが相当であること。

(2) 介護休暇の対象者

(ア) 配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹

(イ) 職員と同居している次の者

(i) 配偶者の祖父母、配偶者の兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者

(ii) 職員又は配偶者との間において事実上の父母又は子と同様の関係にある次の者

a 父母の配偶者

b 配偶者の父母の配偶者

c 子の配偶者

d 配偶者の子

(3) 介護休暇の期間

介護を必要とする一の状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内で必要と認められる期間。

条例

第17条、第18条

(学) 条例

第15条、第16条

規則8—5第23条

第23条の2

第26条、第28条

第29条

規則8—6第21条

第21条の2

第24条、第26条

第27条

通知ア、通知イ

(4) 介護休暇の単位

1日又は1時間とし、時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。ただし、当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、合わせて4時間の範囲内とする。

(5) 介護休暇の手続

(ア) 指定期間の指定

2週間以上の期間を定めて、指定期間の指定申出書により指定を希望する期間の初日及び末日を申し出る。

(イ) 介護休暇の請求

あらかじめ介護休暇申請書を提出し、必要に応じて医師の診断書等被介護者が介護を要する状態であることを明らかにする書面を添付する。

なお、介護休暇は、できるだけ多くの期間について一括して請求するものとし、1回の指定期間について、初めて介護休暇を請求するときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

(ウ) 介護休暇の分割承認

介護休暇の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

(エ) 介護休暇の承認の取消し

承認取消申請書を提出する。

14 介護時間

(1) 介護時間の要件

13(1)と同じ。

(2) 介護時間の対象者

13(2)と同じ。

(3) 介護時間の期間

介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く）。

(4) 介護時間の単位

30分とし、1日を通じ始業から連続し、又は、就業まで連続した2時間の範囲内とする。ただし、育児部分休業と同日に取得する場合は、両者を合わせて2時間を超えない範囲とする。

(5) 介護時間の手続

(ア) 介護時間の請求

あらかじめ介護時間請求書を提出し、必要に応じて医師の診断書等被介護者が介護を要する状態であることを明らかにする書面を添付する。

(イ) 介護休暇の承認の取消し

承認取消申請書を提出する。

条例第17条の2

第18条

(学) 条例

第15条の2

第16条

規則8—5

第23条の3

第26条、第28条

第29条

規則8—6

第21条の3

第24条、第26条

第27条

通知ア、通知イ

15 修学部分休業

地公法第26条の2
修学部分休業条例

(1) 対象職員

大学、高等専門学校、専修学校等の教育施設に修学する職員

(2) 期間

2年以内

16 高齢者部分休業

地公法第26条の3
高齢者部分休業条例

(1) 対象職員

定年退職日から5年間さかのぼった日後に勤務する職員

(2) 期間

定年退職日まで

17 自己啓発等休業

地公法第26条の5
自己啓発等休業条例
規則8—8

(1) 対象職員

職員としての在職期間が3年以上である職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。）で任命権者の承認を受けたもの

(2) 自己啓発等の内容

- ア 大学等課程の履修
- イ 国際貢献活動

(3) 期間

- ア 大学等課程の履修 2年以内（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として規則8—8で定める場合は3年）
- イ 国際貢献活動 3年以内

18 配偶者同行休業

地公法第26条の6
配偶者同行休業条例

(1) 対象職員

外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にする職員で任命権者の承認を受けたもの

(2) 期間

3年以内

19 育児休業

育児休業法
育児休業条例
規則8—7

(1) 対象職員

地方公務員の育児休業に関する法律で定める職員

(2) 期間

育児休業に係る子が3歳に達するまでのうち認められた期間	地公法第35条
	職専免条例
20 職務に専念する義務の免除	規則9—1
(1) 研修を受ける場合	
(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合	
(3) その他人事委員会が定める場合	
(ア) 県の特別職の職を兼ね、その職に関する事務を行う場合	
(イ) 職務に関連ある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員の職を兼ね、その職に関する事務を行う場合	
(ウ) 県行政の運営上、その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役職員を兼ね、その事務を行う場合	
(エ) 国、地方公共団体又はその他の団体等から依頼を受け、県行政の運営上、特に必要と認められる講演又は講義等を行う場合	
(オ) 地方公務員法に基づく場合	
(i) 勤務条件に関する措置の要求をする場合	
(ii) 不利益処分に関する審査請求をする場合	
(iii) これらに係る審査の当事者として出頭を求められた場合	
(カ) 地方公務員災害補償法に基づく場合	
(i) 公務災害補償に関する審査請求又は再審査請求をする場合	
(ii) これらの審査に出頭を求められた場合	
(キ) 職員の苦情相談に関する規則に基づく苦情相談の調査及び処理のため事情聴取等を求められた場合	
(ク) (ア) から (キ) までに掲げるもののほか、任命権者が特に必要と認め人事委員会が定めた場合	
※ 職務専念義務免除と営利企業従事制限について	地公法第38条
職務専念義務の免除を受けて従事する事務又は事業において、報酬を得る場合は、任命権者から営利企業等の従事許可を得ること。	教特法第17条
「報酬」とは、賃金、給料、手当等名称のいかんにかかわらず、労働の対価として支払われる一切をいう。ただし、旅費等の費用弁償は含まない。	規則9—0

第 8 参 考 资 料

第 8 目 次

1	給料表（令和 4 年 4 月 1 日適用）	8-1
2	級別標準職務表	8-32
3	級別資格基準表	8-36
4	学歴免許等資格区分表	8-42
5	経験年数換算表	8-43
6	免許所有職員等の経験年数の取扱い	8-44
7	修学年数調整表	8-45
8	初任給基準表	8-46
9	昇格時号俸対応表	8-50
10	降格時号俸対応表	8-64
11	昇給号俸数表	8-73
12	短期間の育児休業を取得した職員に対する期末・勤勉手当の 取扱い	8-74
13	給与支給関係早見表	8-76
14	諸手当算出の基礎及び支給方法早見表	8-78
15	主な手当の改正状況	
(1)	扶養手当	8-79
(2)	住居手当	8-81
(3)	通勤手当	8-82

(4) 宿日直手当		8-86
(5) (i) 定年前提任用短時間勤務職員以外の職員に係る期末手当及び勤勉手当	..	8-87
(ii) 定年前提任用短時間勤務職員に係る期末手当及び勤勉手当		8-91
(6) 寒冷地手当		8-93

行政職給料表

給料表コード	0	1
--------	---	---

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	185,000	231,900	267,500	301,200	323,800	358,100	411,600	462,000	514,400	555,300
	2	186,100	233,400	268,500	302,800	325,700	359,800	413,600	467,500	521,300	562,500
	3	187,300	234,800	269,500	304,300	327,600	361,400	415,500	472,600	526,600	568,600
	4	188,400	236,400	270,500	305,700	329,300	363,000	417,300	477,300	530,900	573,700
	5	189,500	237,900	271,500	307,100	331,000	364,600	419,100	481,400	534,400	577,800
	6	191,200	239,400	272,500	308,200	332,700	366,500	420,900	484,900	537,700	580,800
	7	192,900	241,000	273,500	309,200	334,400	368,000	422,700	487,900	540,800	583,300
	8	194,500	242,500	274,500	310,500	336,100	369,600	424,500	490,500	543,300	585,300
	9	196,100	244,000	275,500	311,600	337,700	371,000	426,100	492,500	545,300	
	10	197,800	245,400	276,500	313,200	339,400	372,600	427,700			
	11	199,400	246,800	277,500	314,800	341,200	374,200	429,200			
	12	201,000	248,200	278,700	316,500	342,800	375,800	430,700			
	13	202,600	249,400	279,700	318,000	344,300	377,700	432,200			
	14	204,400	250,600	281,000	319,600	345,900	379,600	433,500			
	15	206,100	251,800	282,300	321,200	347,500	381,500	434,800			
	16	207,800	253,000	283,500	322,800	349,000	383,300	436,000			
	17	209,100	254,200	284,800	324,300	350,400	384,900	437,200			
	18	210,700	255,300	286,100	326,000	352,200	386,700	438,500			
	19	212,300	256,400	287,300	327,700	353,800	388,400	439,800			
	20	213,800	257,500	288,500	329,300	355,400	390,000	441,100			
	21	215,300	258,500	289,600	330,700	356,600	391,700	442,300			
	22	217,000	259,500	290,900	332,400	358,100	393,100	443,100			
	23	218,600	260,500	292,200	334,100	359,600	394,500	443,900			
	24	220,200	261,500	293,500	335,700	361,100	395,900	444,700			
	25	221,800	262,600	294,800	336,900	362,800	397,300	445,300			
	26	223,500	263,400	295,800	338,800	364,600	398,600	445,900			
	27	224,800	264,300	296,800	340,600	366,300	399,800	446,500			
	28	226,100	265,200	297,900	342,200	368,000	400,800	447,100			
	29	227,400	266,100	299,000	343,700	369,500	401,900	447,800			
	30	228,500	266,900	300,200	345,300	370,800	403,100	448,600			
	31	229,700	267,700	301,300	346,900	372,000	404,200	449,000			
	32	230,800	268,500	302,500	348,500	373,400	405,300	449,700			
	33	231,900	269,200	303,800	350,200	374,500	406,000	450,200			
	34	233,000	270,000	305,100	352,000	375,400	406,700	450,600			
	35	234,100	270,800	306,400	353,800	376,400	407,400	451,000			
	36	235,200	271,500	307,700	355,700	377,500	408,100	451,400			
	37	236,300	272,200	309,000	357,200	378,300	408,700	451,800			
	38	237,300	273,000	310,300	358,600	379,200	409,300	452,200			
	39	238,300	273,800	311,600	360,000	380,100	409,800	452,600			
	40	239,200	274,500	312,900	361,400	380,900	410,200	452,900			

行政職給料表

給料表コード	0	1
--------	---	---

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	240,100	275,200	314,200	362,900	381,700	410,600	453,200			
	42	241,100	276,000	315,600	363,700	382,500	410,800	453,600			
	43	241,900	276,800	316,900	364,700	383,400	411,100	453,900			
	44	242,700	277,500	318,000	365,700	384,100	411,400	454,200			
	45	243,400	278,300	318,900	366,600	384,800	411,800	454,600			
	46	244,000	279,000	320,200	367,700	385,500	412,100				
	47	244,600	279,700	321,500	368,700	386,200	412,400				
	48	245,200	280,400	322,800	369,700	386,900	412,700				
	49	245,800	281,300	324,000	370,600	387,400	412,900				
	50	246,400	281,700	325,300	371,300	388,000	413,200				
	51	247,000	282,500	326,500	372,000	388,600	413,500				
	52	247,500	283,200	327,800	372,600	389,300	413,800				
	53	248,000	283,800	329,100	373,000	389,700	414,000				
	54	248,400	284,500	330,200	373,600	390,300	414,300				
	55	248,700	285,100	331,300	374,300	390,900	414,600				
	56	249,100	285,800	332,400	375,000	391,400	414,900				
	57	249,300	286,400	333,100	375,300	391,800	415,100				
	58	249,600	287,100	334,000	376,000	392,400	415,400				
	59	249,900	287,700	334,700	376,700	393,000	415,700				
	60	250,200	288,400	335,500	377,300	393,500	415,900				
	61	250,500	289,000	336,300	377,600	393,900	416,100				
	62	250,800	289,700	336,700	378,100	394,400	416,400				
	63	251,100	290,400	337,300	378,700	394,900	416,700				
	64	251,400	290,900	338,000	379,300	395,500	416,900				
	65	251,700	291,400	338,800	379,600	395,800	417,100				
	66	252,000	292,000	339,500	380,200	396,200	417,400				
	67	252,300	292,500	340,300	380,900	396,600	417,700				
	68	252,600	293,100	340,900	381,500	397,100	417,900				
	69	252,900	293,600	341,400	381,900	397,400	418,100				
	70	253,200	294,100	342,000	382,500	397,700	418,400				
	71	253,600	294,700	342,500	383,100	398,000	418,700				
	72	253,900	295,400	343,100	383,600	398,200	418,900				
	73	254,200	296,000	343,400	384,100	398,400	419,100				
	74	254,500	296,500	343,900	384,700	398,700					
	75	254,800	296,900	344,300	385,200	399,000					
	76	255,100	297,200	344,700	385,500	399,200					
	77	255,400	297,300	345,100	385,900	399,400					
	78	255,700	297,700	345,600	386,400	399,700					
	79	256,000	297,900	346,100	386,800	400,000					
	80	256,400	298,200	346,600	387,200	400,200					
	81	256,700	298,400	346,900	387,600	400,400					
	82	256,800	298,600	347,300	388,100	400,700					
	83	257,100	298,900	347,700	388,500	401,000					
	84	257,500	299,100	348,100	388,900	401,200					

行 政 職 給 料 表

給料表コード	0	1
--------	---	---

職 員 の 分 区	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	85	257,800	299,400	348,400	389,200	401,400					
	86	258,100	299,700	348,800	389,700						
	87	258,400	300,000	349,200	390,100						
	88	258,700	300,300	349,600	390,500						
	89	259,000	300,600	349,800	390,800						
	90	259,400	300,900	350,200	391,300						
	91	259,700	301,200	350,600	391,700						
	92	260,000	301,600	351,000	392,100						
	93	260,400	301,700	351,100	392,400						
	94		301,900	351,600							
	95		302,300	352,000							
	96		302,700	352,300							
	97		302,900	352,600							
	98		303,200	353,000							
	99		303,600	353,400							
	100		304,000	353,900							
	101		304,200	354,400							
	102		304,500	354,800							
	103		304,800	355,200							
	104		305,100	355,600							
	105		305,300	356,100							
	106		305,600	356,500							
	107		305,900	356,800							
	108		306,200	357,100							
	109		306,400	357,600							
	110		306,800								
	111		307,200								
	112		307,500								
	113		307,700								
	114		307,900								
	115		308,200								
	116		308,600								
	117		308,800								
	118		309,000								
	119		309,300								
	120		309,600								
	121		310,000								
	122		310,200								
	123		310,500								
	124		310,900								
	125		311,200								
定 年 前 任 短 用 間 時 務 勤 員 職		193,600	221,300	262,100	282,000	297,400	323,200	365,700	399,400	451,700	533,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

公 安 職 給 料 表

給料表コード	0	2
--------	---	---

職 員 の 分 区	職務 の 級 の 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	213,300	234,500	257,600	297,800	334,600	356,200	387,200	423,700	469,800
	2	215,700	236,700	259,600	298,800	336,100	357,900	388,900	425,300	476,000
	3	218,200	238,900	261,800	299,800	337,600	359,600	390,700	426,900	481,000
	4	220,600	241,200	264,000	300,700	339,100	361,200	392,400	428,500	485,400
	5	223,000	243,400	266,200	301,300	340,700	362,800	393,900	429,900	486,900
	6	225,400	245,400	267,500	302,000	342,100	364,600	395,500	431,500	489,500
	7	227,800	247,400	268,800	302,800	343,400	366,200	397,100	432,900	493,000
	8	230,100	249,200	270,100	303,500	344,700	367,800	398,700	434,300	496,000
	9	232,300	251,000	271,400	304,200	346,000	369,400	400,300	435,500	498,500
	10	234,400	252,700	272,700	304,900	347,600	371,000	402,000	436,900	
	11	236,500	254,500	274,000	305,600	349,200	372,600	403,600	438,400	
	12	238,500	255,900	275,300	306,200	350,800	374,200	405,200	439,900	
	13	240,600	257,300	276,600	306,900	352,400	375,800	406,700	441,300	
	14	242,600	259,100	277,800	307,700	354,000	377,500	408,700	443,000	
	15	244,600	260,500	279,000	308,400	355,600	379,100	410,700	444,600	
	16	246,200	262,000	280,500	309,200	357,100	380,700	412,700	446,200	
	17	247,800	263,500	281,800	309,900	358,600	382,300	414,300	447,600	
	18	249,300	264,700	283,100	310,700	360,200	383,900	416,000	449,300	
	19	250,800	266,000	284,400	311,700	361,800	385,500	417,600	451,000	
	20	252,300	267,100	285,600	312,600	363,300	387,100	419,300	452,600	
	21	253,900	268,400	286,800	313,500	364,900	388,700	420,900	454,000	
	22	255,500	269,600	287,400	314,800	366,500	390,400	422,400	454,700	
	23	257,000	270,900	288,000	316,200	368,100	392,100	423,900	455,500	
	24	258,600	272,200	288,600	317,500	369,700	393,800	425,300	456,200	
	25	260,000	273,600	289,100	318,800	371,100	395,500	426,600	456,600	
	26	261,200	275,000	289,700	320,300	372,800	397,500	428,100	457,100	
	27	262,400	276,300	290,400	321,600	374,500	399,500	429,600	457,700	
	28	263,600	277,700	290,900	322,700	376,100	401,400	431,000	458,300	
	29	264,800	278,700	291,400	323,700	377,800	403,100	432,500	458,900	
	30	266,200	280,000	292,000	324,900	379,400	404,500	433,800	459,600	
	31	267,500	281,300	292,500	326,100	381,000	405,600	435,000	460,100	
	32	268,800	282,500	293,000	327,200	382,700	406,900	436,200	460,600	
	33	270,100	283,800	293,500	328,400	384,500	408,000	437,200	461,100	
	34	271,600	284,300	294,100	329,600	386,500	409,100	437,900	461,400	
	35	272,900	284,900	294,600	330,800	388,500	410,100	438,700	461,700	
	36	274,300	285,500	295,100	331,900	390,500	411,100	439,400	462,100	
	37	275,300	286,000	295,600	333,000	392,200	412,300	439,900	462,500	
	38	276,600	286,600	296,200	334,200	393,900	413,500	440,300	462,700	
	39	277,900	287,200	296,800	335,400	395,400	414,600	440,800	463,000	
	40	279,200	287,800	297,400	336,600	396,900	415,700	441,100	463,200	
	41	280,400	288,300	298,100	337,800	398,200	416,900	441,400	463,600	
	42	281,000	288,900	298,800	339,000	399,200	417,700	441,700	463,800	
	43	281,600	289,500	299,500	340,300	400,200	418,500	442,000	464,000	
	44	282,200	290,100	300,200	341,500	401,200	419,100	442,300	464,200	
	45	282,600	290,600	300,800	342,700	402,300	419,600	442,500	464,600	
	46	283,200	291,100	301,700	344,000	403,400	420,300	442,800		
	47	283,700	291,600	302,500	345,200	404,500	421,000	443,100		
	48	284,200	292,100	303,400	346,400	405,600	421,600	443,400		

公 安 職 給 料 表

給料表コード	0	2
--------	---	---

職 員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	284,700	292,700	304,200	347,600	406,900	422,300	443,700		
	50	285,300	293,200	305,300	349,000	407,700	422,700	444,000		
	51	285,800	293,800	306,400	350,300	408,500	423,300	444,300		
	52	286,300	294,400	307,400	351,700	409,100	423,900	444,600		
	53	286,800	295,000	308,400	352,600	409,600	424,300	444,800		
	54	287,400	295,700	309,500	353,900	410,300	424,700	445,100		
	55	287,900	296,400	310,500	355,100	411,000	425,200	445,400		
	56	288,400	297,100	311,600	356,300	411,800	425,700	445,700		
	57	288,900	297,700	312,600	357,500	412,100	426,300	445,900		
	58	289,400	298,600	313,700	358,900	412,800	426,900	446,200		
	59	289,900	299,400	314,800	360,300	413,500	427,300	446,500		
	60	290,500	300,200	316,000	361,800	414,000	427,700	446,700		
	61	291,100	301,000	317,000	363,200	414,400	428,100	446,900		
	62	291,500	301,900	318,100	364,700	414,800	428,400	447,200		
	63	292,000	302,900	319,200	366,200	415,300	428,700	447,500		
	64	292,500	303,800	320,300	367,600	415,800	429,000	447,800		
	65	293,000	304,600	321,300	368,800	416,300	429,300	448,000		
	66	293,500	305,500	322,400	370,300	416,700	429,600	448,300		
	67	294,000	306,300	323,500	371,600	417,200	429,900	448,600		
	68	294,500	307,100	324,600	373,000	417,700	430,100	448,900		
	69	295,000	308,000	325,600	374,100	418,200	430,300	449,100		
	70	295,500	308,900	326,900	375,300	418,700	430,600	449,400		
	71	296,000	309,800	328,100	376,500	419,300	430,900	449,700		
	72	296,500	310,700	329,300	377,700	419,800	431,000	450,000		
	73	297,000	311,500	330,100	379,000	420,200	431,200	450,200		
	74	297,600	312,400	331,300	380,200	420,800	431,500			
	75	298,200	313,300	332,600	381,400	421,300	431,800			
	76	298,700	314,100	333,900	382,500	421,500	432,000			
	77	299,200	314,800	335,200	383,700	421,800	432,200			
	78	299,800	315,800	336,600	384,900	422,300	432,500			
	79	300,400	316,700	338,000	386,000	422,600	432,800			
	80	301,000	317,700	339,400	387,200	422,900	433,000			
	81	301,600	318,600	340,800	388,300	423,200	433,200			
	82	302,300	319,700	342,500	388,900	423,600	433,500			
	83	303,100	320,700	343,900	389,400	424,000	433,800			
	84	303,700	321,700	345,400	389,900	424,400	434,000			
	85	304,300	322,600	346,800	390,500	424,700	434,200			
	86	305,000	323,600	348,300	391,100	425,100				
	87	305,700	324,600	349,800	391,700	425,500				
	88	306,400	325,600	351,200	392,300	425,900				
	89	307,100	326,600	352,500	392,600	426,200				
	90	307,900	328,000	353,700	393,100	426,600				
	91	308,700	329,200	355,000	393,600	427,000				
	92	309,400	330,400	356,300	394,100	427,400				
	93	309,900	331,600	357,600	394,500	427,700				
	94	310,800	332,900	359,100	394,900					
	95	311,700	334,100	360,600	395,400					
	96	312,500	335,300	362,000	395,900					
	97	313,300	336,500	363,300	396,300					
	98	314,300	337,800	364,500	396,800					
	99	315,300	339,000	365,600	397,400					
	100	316,200	340,300	366,800	397,900					

公 安 職 給 料 表

給料表コード	0	2
--------	---	---

職員の分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	101	317,100	341,700	367,900	398,200					
	102	318,100	342,600	369,100	398,600					
	103	319,100	343,600	370,200	399,100					
	104	320,000	344,700	371,300	399,400					
	105	320,800	345,800	372,500	399,700					
	106	321,400	346,900	373,000	400,200					
	107	322,000	347,900	373,600	400,700					
	108	322,600	348,900	374,200	401,200					
	109	323,100	350,100	374,800	401,500					
	110	323,600	351,100	375,300	402,000					
	111	324,000	352,100	375,700	402,500					
	112	324,500	353,000	376,200	403,000					
	113	325,300	353,900	376,600	403,300					
	114	326,100	354,900	377,000	403,800					
	115	326,800	355,900	377,500	404,300					
	116	327,400	356,900	378,000	404,800					
	117	328,000	357,900	378,400	405,200					
	118	328,700	358,300	378,900	405,700					
	119	329,400	358,900	379,500	406,100					
	120	330,200	359,500	380,000	406,600					
	121	330,800	359,800	380,200	407,000					
	122	331,100	360,200	380,700	407,500					
	123	331,600	360,600	381,200	407,900					
	124	332,100	361,000	381,600	408,400					
	125	332,400	361,400	382,100	408,800					
	126		361,800	382,700						
	127		362,200	383,200						
	128		362,600	383,700						
	129		363,000	384,000						
	130		363,400	384,500						
	131		363,800	385,000						
	132		364,200	385,500						
	133		364,400	385,800						
	134		364,900	386,300						
	135		365,300	386,700						
	136		365,600	387,100						
	137		365,900	387,400						
	138		366,300	387,900						
	139		366,800	388,400						
	140		367,300	388,900						
	141		367,600	389,200						
	142		368,200							
	143		368,700							
	144		369,200							
	145		369,500							
定年任用短時間勤務員		248,200	260,100	264,300	296,200	313,100	327,600	351,400	387,300	419,600

備考 この表は、警察官に適用する。

教 育 職 給 料 表

給料表コード	0	4
--------	---	---

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	201,500	248,300	322,300	379,900	455,600
	2	203,800	249,800	324,100	381,400	457,400
	3	206,200	251,200	325,900	382,800	459,200
	4	208,400	252,600	327,600	384,200	461,000
	5	210,600	254,100	329,200	385,600	462,600
	6	212,900	255,300	331,200	387,100	464,300
	7	215,100	256,600	333,100	388,600	466,200
	8	217,400	257,700	335,000	390,100	467,900
	9	219,600	259,100	336,800	391,400	469,700
	10	221,800	260,300	338,800	392,900	471,300
	11	224,000	261,600	340,700	394,400	472,800
	12	226,200	262,900	342,500	395,900	474,300
	13	228,500	264,300	344,200	397,300	475,800
	14	230,600	266,200	345,900	398,800	477,100
	15	232,700	268,000	347,500	400,300	478,400
	16	234,800	269,800	349,100	401,900	479,700
	17	236,800	271,500	350,700	403,300	480,900
	18	238,700	273,700	352,000	404,900	481,600
	19	240,400	275,900	353,300	406,500	482,300
	20	242,200	278,200	354,500	408,000	483,000
	21	243,900	280,400	355,800	409,200	483,700
	22	245,200	282,600	357,400	410,600	
	23	246,500	284,800	359,000	412,000	
	24	247,800	286,900	360,500	413,400	
	25	249,000	288,900	362,000	415,000	
	26	250,200	290,900	363,600	416,400	
	27	251,400	292,800	365,300	417,700	
	28	252,600	294,600	366,800	419,100	
	29	253,800	296,400	368,300	420,500	
	30	255,000	298,300	369,900	421,800	
	31	256,200	300,100	371,500	423,300	
	32	257,400	301,800	373,000	424,800	
	33	258,500	303,600	374,500	426,500	
	34	259,800	305,400	376,100	427,900	
	35	261,100	307,100	377,800	429,500	
	36	262,400	308,700	379,300	431,000	
	37	263,800	310,300	380,800	432,700	
	38	265,200	312,000	382,300	434,200	
	39	266,600	313,800	383,800	435,800	
	40	267,900	315,500	385,200	437,400	
	41	269,200	316,900	386,600	438,900	
	42	270,200	318,700	388,100	440,500	
	43	271,200	320,500	389,600	441,700	
	44	272,100	322,300	391,000	442,900	

教 育 職 給 料 表

給料表コード	0	4
--------	---	---

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	272,800	324,000	392,500	444,100	
	46	273,600	325,900	394,100	445,400	
	47	274,400	327,700	395,700	446,600	
	48	275,200	329,400	397,100	447,800	
	49	276,000	331,100	398,400	448,900	
	50	276,800	332,900	399,800	450,100	
	51	277,500	334,700	401,200	451,300	
	52	278,400	336,400	402,500	452,500	
	53	279,200	338,100	403,700	453,700	
	54	280,000	339,400	404,900	455,000	
	55	280,800	340,800	406,200	456,200	
	56	281,600	342,100	407,500	457,400	
	57	282,300	343,600	408,800	458,500	
	58	282,900	345,200	410,100	459,100	
	59	283,700	346,700	411,500	459,600	
	60	284,600	348,300	412,800	460,100	
	61	285,400	349,800	414,000	460,600	
	62	286,000	351,400	415,400	461,200	
	63	286,800	353,100	416,800	461,700	
	64	287,500	354,600	418,100	462,200	
	65	288,500	356,100	419,300	462,700	
	66	289,300	357,700	420,500	463,300	
	67	290,100	359,300	421,800	463,800	
	68	290,900	360,800	423,200	464,300	
	69	291,600	362,300	424,500	464,800	
	70	292,400	363,900	425,700		
	71	293,200	365,600	426,800		
	72	293,900	367,100	428,000		
	73	294,600	368,600	429,200		
	74	295,300	370,200	430,300		
	75	296,100	371,800	431,500		
	76	296,600	373,300	432,500		
	77	297,200	374,800	433,600		
	78	297,900	376,200	434,600		
	79	298,600	377,700	435,600		
	80	299,200	379,000	436,600		
	81	299,800	380,300	437,500		
	82	300,500	381,700	438,300		
	83	301,200	383,100	439,100		
	84	301,900	384,500	439,900		
	85	302,600	385,600	440,700		
	86	303,500	387,000	441,100		
	87	304,200	388,300	441,500		
	88	304,900	389,600	441,900		
	89	305,600	390,800	442,300		
	90	306,500	392,100	442,600		
	91	307,300	393,200	442,900		
	92	308,100	394,400	443,100		

教 育 職 給 料 表

給料表コード	0	4
--------	---	---

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	308,600	395,600	443,400		
	94	309,400	396,700	443,700		
	95	310,200	398,000	444,000		
	96	311,000	399,200	444,200		
	97	311,700	400,600	444,400		
	98	312,500	401,600			
	99	313,300	402,600			
	100	314,000	403,600			
	101	314,800	404,500			
	102	315,800	405,500			
	103	316,700	406,600			
	104	317,500	407,700			
	105	318,100	408,400			
	106	318,900	409,300			
	107	319,700	410,200			
	108	320,500	411,100			
	109	321,300	412,000			
	110	321,700	412,800			
	111	322,100	413,600			
	112	322,600	414,400			
	113	323,100	415,000			
	114	323,500	415,700			
	115	324,000	416,400			
	116	324,400	417,100			
	117	324,800	417,700			
	118	325,400	418,200			
	119	325,800	418,600			
	120	326,300	418,900			
	121	326,800	419,200			
	122	327,200	419,500			
	123	327,700	419,800			
	124	328,200	420,000			
	125	328,800	420,200			
	126	329,100	420,500			
	127	329,400	420,800			
	128	329,700	421,000			
	129	329,900	421,200			
	130	330,200	421,500			
	131	330,500	421,800			
	132	330,700	422,000			
	133	330,900	422,200			
	134	331,100	422,500			
	135	331,300	422,800			
	136	331,600	423,000			
	137	331,900	423,200			
	138	332,100	423,500			
	139	332,400	423,800			
	140	332,700	424,000			

教 育 職 給 料 表

給料表コード	0	4
--------	---	---

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	141	332,900	424,200			
	142	333,100	424,500			
	143	333,400	424,800			
	144	333,600	425,000			
	145	333,900	425,200			
	146	334,100	425,500			
	147	334,400	425,800			
	148	334,700	426,000			
	149	334,900	426,200			
	150	335,100				
	151	335,400				
	152	335,700				
	153	335,900				
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		240,400	281,400	310,700	339,300	425,300

- 備考 (1) この表は、高等学校及びこれに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

給料表コード	0	5
--------	---	---

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	201,500	222,500	322,300	351,500	439,200
	2	203,800	224,900	324,100	353,100	440,600
	3	206,200	227,300	325,900	354,600	441,800
	4	208,400	229,800	327,600	356,100	443,100
	5	210,600	232,200	329,200	357,500	444,200
	6	212,900	234,600	331,200	358,900	445,300
	7	215,100	237,000	333,100	360,300	446,500
	8	217,400	239,400	335,000	361,700	447,700
	9	219,600	241,900	336,800	363,100	449,000
	10	221,800	243,500	338,800	364,400	450,200
	11	224,000	245,100	340,700	365,800	451,200
	12	226,200	246,700	342,500	367,100	452,300
	13	228,500	248,300	344,200	368,300	453,500
	14	230,600	249,800	345,900	369,600	454,300
	15	232,700	251,200	347,500	370,800	455,200
	16	234,800	252,600	349,100	372,000	456,100
	17	236,800	254,100	350,700	373,200	457,000
	18	238,700	255,300	352,000	374,400	457,500
	19	240,400	256,600	353,000	375,600	458,000
	20	242,200	257,700	354,800	376,700	458,500
	21	243,900	259,100	355,800	377,900	459,000
	22	245,200	260,300	357,400	379,100	459,500
	23	246,500	261,600	359,000	380,300	460,000
	24	247,800	262,900	360,500	381,400	460,500
	25	249,000	264,300	361,200	382,500	461,000
	26	250,100	266,200	362,600	383,700	
	27	251,200	268,000	364,000	384,900	
	28	252,300	269,800	365,400	386,000	
	29	253,600	271,500	366,700	387,100	
	30	254,900	273,700	368,100	388,300	
	31	256,100	275,900	369,400	389,600	
	32	257,300	278,200	370,700	390,700	
	33	258,400	280,400	372,000	391,800	
	34	259,600	282,600	373,200	393,000	
	35	260,900	284,800	374,400	394,200	
	36	262,000	286,900	375,700	395,400	
	37	263,200	288,900	376,900	396,600	
	38	264,400	290,900	378,100	397,900	
	39	265,700	292,800	379,300	399,200	
	40	266,900	294,600	380,500	400,400	
	41	268,100	296,400	381,600	401,600	
	42	269,200	298,300	382,800	402,900	
	43	270,300	300,100	384,000	403,900	
	44	271,400	301,800	385,200	405,000	

給料表コード	0	5
--------	---	---

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前任用 短時間勤務職員 以外の職員	45	272,400	303,600	386,400	406,200	
	46	273,200	305,400	387,700	407,400	
	47	274,000	307,100	389,000	408,600	
	48	274,800	308,700	390,200	409,800	
	49	275,500	310,300	391,100	410,900	
	50	276,300	312,000	392,300	411,900	
	51	277,000	313,800	393,300	413,300	
	52	277,700	315,500	394,400	414,500	
	53	278,600	316,900	395,200	415,700	
	54	279,400	318,700	396,300	416,800	
	55	280,200	320,500	397,300	417,900	
	56	280,900	322,300	398,400	419,000	
	57	281,600	324,000	399,500	420,000	
	58	282,400	325,900	400,500	421,200	
	59	283,200	327,700	401,600	422,400	
	60	283,900	329,400	402,700	423,600	
	61	284,500	331,100	403,700	424,200	
	62	285,200	332,900	404,800	425,000	
	63	285,900	334,700	405,900	425,700	
	64	286,600	336,400	406,900	426,300	
	65	287,200	338,100	407,800	426,600	
	66	287,900	339,400	408,700	426,900	
	67	288,600	340,800	409,700	427,300	
	68	289,300	342,100	410,700	427,700	
	69	290,000	343,600	411,500	428,000	
	70	290,900	345,200	412,400	428,400	
	71	291,600	346,700	413,100	428,700	
	72	292,500	348,300	413,900	429,000	
	73	292,800	349,800	414,600	429,300	
	74	293,500	351,400	415,200	429,700	
	75	294,200	353,100	415,900	430,000	
	76	294,800	354,600	416,600	430,300	
	77	295,400	356,100	417,200	430,600	
	78	296,100	357,000	417,900	430,900	
	79	296,700	358,500	418,400	431,200	
	80	297,300	360,000	419,000	431,400	
	81	297,900	361,400	419,400	431,600	
	82	298,500	362,700	419,800	431,900	
	83	299,100	364,000	420,100	432,200	
	84	299,700	365,300	420,400	432,400	
	85	300,200	366,500	420,600	432,600	
	86	300,700	367,700	420,900	432,900	
	87	301,200	368,900	421,200	433,200	
	88	301,700	370,000	421,400	433,400	
	89	302,100	371,100	421,600	433,600	
	90	302,800	372,200	421,900		
	91	303,300	373,300	422,200		
	92	303,800	374,400	422,400		

給料表コード	0	5
--------	---	---

イ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	304,100	375,600	422,600		
	94	304,600	376,800	422,900		
	95	305,100	377,900	423,200		
	96	305,500	379,000	423,400		
	97	305,900	380,000	423,600		
	98	306,400	381,000	423,900		
	99	306,900	381,900	424,200		
	100	307,300	382,800	424,400		
	101	307,700	383,700	424,600		
	102	308,100	384,700	424,900		
	103	308,500	385,600	425,200		
	104	308,800	386,500	425,400		
	105	309,000	387,300	425,700		
	106	309,300	388,200			
	107	309,600	389,100			
	108	309,800	390,000			
	109	310,000	390,800			
	110	310,200	391,800			
	111	310,500	392,700			
	112	310,800	393,600			
	113	311,100	394,200			
	114	311,300	395,100			
	115	311,500	396,000			
	116	311,800	396,900			
	117	312,100	397,800			
	118	312,200	398,500			
	119	312,500	399,300			
	120	312,800	400,100			
	121	312,900	400,700			
	122	313,100	401,400			
	123	313,400	402,100			
	124	313,700	402,700			
	125	313,900	403,300			
	126		404,000			
	127		404,500			
	128		405,100			
	129		405,700			
	130		406,300			
	131		406,800			
	132		407,300			
	133		407,600			
	134		407,900			
	135		408,200			
	136		408,500			
	137		408,800			
	138		409,100			
	139		409,400			
	140		409,700			

給料表コード	0	5
--------	---	---

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	141		410,000			
	142		410,300			
	143		410,600			
	144		410,900			
	145		411,200			
	146		411,500			
	147		411,800			
	148		412,000			
	149		412,200			
	150		412,500			
	151		412,800			
	152		413,000			
	153		413,200			
	154		413,500			
	155		413,800			
	156		414,000			
	157		414,200			
	158		414,500			
	159		414,800			
	160		415,000			
	161		415,200			
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		231,600	278,300	305,900	332,700	415,300

備考(1) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

備考(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研 究 職 給 料 表

給料表コード	0	6
--------	---	---

職員 の区 分	職務 の級 の俸 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	185,400	235,800	328,700	379,100	450,200
	2	186,500	240,200	330,800	380,500	460,200
	3	187,700	242,900	332,800	381,900	469,600
	4	188,800	245,600	334,800	383,300	479,600
	5	189,900	248,200	336,700	384,700	489,300
	6	192,100	249,800	338,600	386,100	499,200
	7	194,200	251,300	340,600	387,500	508,100
	8	196,300	252,800	342,500	389,000	516,100
	9	198,400	254,400	344,300	390,400	523,900
	10	200,400	256,500	345,900	391,900	531,100
	11	202,400	258,600	347,500	393,300	536,400
	12	204,500	260,500	349,100	394,700	541,000
	13	206,500	262,600	350,700	396,100	544,000
	14	208,400	264,900	352,000	397,600	546,000
	15	210,400	267,300	352,800	399,100	
	16	212,100	269,500	353,800	400,700	
	17	213,800	271,700	354,900	402,200	
	18	215,600	274,200	356,200	403,800	
	19	217,500	276,600	357,400	405,400	
	20	219,300	279,000	358,600	407,100	
	21	221,100	281,300	359,800	408,300	
	22	222,900	283,400	360,900	409,700	
	23	224,600	285,500	362,000	411,100	
	24	226,300	287,500	363,100	412,400	
	25	228,000	289,500	364,200	413,800	
	26	230,300	291,500	365,300	415,100	
	27	232,100	293,400	366,300	416,600	
	28	234,000	295,300	367,300	418,100	
	29	236,000	297,200	368,200	419,300	
	30	237,000	298,700	369,100	420,500	
	31	238,100	300,200	369,900	422,100	
	32	239,200	301,700	370,700	423,600	
	33	240,600	303,300	371,400	424,900	
	34	242,200	304,800	372,200	426,400	
	35	243,700	306,300	373,000	427,800	
	36	245,200	307,700	373,800	429,200	
	37	246,700	309,100	374,600	430,600	
	38	248,300	310,000	375,400	432,000	
	39	249,900	310,900	376,200	433,400	
	40	251,500	311,800	377,200	434,800	
	41	253,100	312,600	378,100	435,900	
	42	254,600	313,100	379,400	437,200	
	43	256,200	313,600	380,700	438,600	
	44	257,700	314,100	381,900	439,900	

研 究 職 給 料 表

給料表コード	0	6
--------	---	---

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	259,200	314,600	382,600	440,800	
	46	260,500	315,200	383,600	441,600	
	47	261,700	315,700	384,500	442,500	
	48	262,900	316,200	385,200	443,400	
	49	264,100	316,600	385,900	444,200	
	50	265,200	317,100	386,600	445,000	
	51	266,400	317,600	387,300	445,600	
	52	267,500	318,100	388,000	446,400	
	53	268,600	318,500	388,600	446,800	
	54	269,700	319,000	389,300	447,400	
	55	270,700	319,400	390,100	447,900	
	56	271,700	319,800	390,900	448,400	
	57	272,700	320,200	391,500	448,900	
	58	273,400	320,600	392,300		
	59	274,000	321,000	393,000		
	60	274,600	321,400	393,700		
	61	275,200	321,800	394,300		
	62	275,800	322,400	395,000		
	63	276,400	323,000	395,700		
	64	277,000	323,600	396,400		
	65	277,600	324,100	397,100		
	66	278,300	324,700	397,800		
	67	278,900	325,300	398,400		
	68	279,500	325,900	399,100		
	69	280,100	326,400	399,800		
	70	280,800	327,000	400,300		
	71	281,500	327,700	400,900		
	72	282,200	328,300	401,500		
	73	282,800	328,800	402,000		
	74	283,500	329,500	402,600		
	75	284,200	330,200	403,200		
	76	284,900	330,900	403,700		
	77	285,500	331,600	404,200		
	78	286,200	332,300	404,700		
	79	286,900	333,000	405,200		
	80	287,500	333,700	405,900		
	81	288,100	334,400	406,300		
	82	288,800	335,200	406,800		
	83	289,500	335,900	407,300		
	84	290,100	336,600	408,000		
	85	290,800	337,100	408,400		
	86	291,500	337,600	408,900		
	87	292,200	337,900	409,400		
	88	292,800	338,300	410,100		
	89	293,400	338,600	410,500		
	90	294,100	339,100			
	91	294,800	339,500			
	92	295,400	340,000			

研 究 職 給 料 表

給料表コード	0	6
--------	---	---

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	296,000	340,300			
	94	296,700	340,700			
	95	297,300	341,100			
	96	297,900	341,500			
	97	298,200	342,000			
	98	298,800	342,500			
	99	299,400	343,000			
	100	299,900	343,500			
	101	300,400	344,000			
	102	300,800	344,500			
	103	301,200	345,000			
	104	301,700	345,500			
	105	302,100	345,900			
	106	302,600	346,300			
	107	303,100	346,800			
	108	303,400	347,200			
	109	303,600	347,700			
	110	304,000	348,100			
	111	304,300	348,500			
	112	304,500	348,900			
	113	304,800	349,400			
	114	305,100	349,800			
	115	305,400	350,200			
	116	305,700	350,600			
	117	306,000	351,100			
	118	306,300	351,500			
	119	306,500	351,900			
	120	306,800	352,300			
	121	307,100	352,700			
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員		223,600	265,800	291,000	334,100	393,800

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表

給料表コード	0	7
--------	---	---

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	293,800	403,600	458,800	554,200
	2	296,100	406,300	460,800	560,400
	3	298,400	408,900	462,700	565,700
	4	300,700	411,400	464,700	570,700
	5	302,800	413,800	466,100	575,100
	6	306,300	416,100	467,900	579,400
	7	309,800	418,200	469,700	583,000
	8	313,300	420,300	471,500	586,100
	9	316,700	422,400	473,300	588,700
	10	320,200	423,900	475,100	591,000
	11	323,600	425,400	477,000	
	12	327,100	427,200	478,800	
	13	330,500	428,400	480,600	
	14	334,000	429,900	482,400	
	15	337,400	431,400	484,200	
	16	340,900	432,800	486,000	
	17	344,300	434,200	487,900	
	18	347,400	435,700	489,800	
	19	350,500	437,200	491,700	
	20	353,700	438,700	493,600	
	21	356,900	440,100	495,500	
	22	360,000	441,600	497,200	
	23	363,100	443,100	499,000	
	24	366,200	444,500	500,900	
	25	369,200	445,900	502,500	
	26	371,500	447,300	504,300	
	27	373,800	448,700	506,100	
	28	376,000	450,100	507,700	
	29	378,000	451,600	509,100	
	30	379,700	453,000	510,800	
	31	381,400	454,400	512,600	
	32	383,200	455,800	514,400	
	33	385,000	457,200	515,900	
	34	386,800	458,600	517,200	
	35	388,400	460,000	518,500	
	36	389,900	461,400	519,800	
	37	391,300	462,900	520,800	
	38	392,800	464,600	522,100	
	39	394,300	466,200	523,400	
	40	395,800	467,800	524,700	
	41	397,300	469,400	525,700	
	42	398,000	470,600	526,500	
	43	398,300	471,900	527,400	
	44	399,800	473,000	528,200	
	45	400,200	474,000	529,100	
	46	400,800	475,000	529,900	
	47	401,400	475,900	530,700	
	48	402,100	476,700	531,400	
	49	402,700	477,400	532,200	
	50	403,200	478,100	533,000	
	51	403,700	478,800	533,700	
	52	404,200	479,400	534,600	

医 療 職 給 料 表

給料表コード	0	7
--------	---	---

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	53	404,700	480,100	535,500	
	54	405,100	480,800	536,300	
	55	405,500	481,400	537,200	
	56	405,900	482,000	538,100	
	57	406,300	482,300	538,900	
	58	406,700	482,900	539,800	
	59	407,100	483,600	540,700	
	60	407,600	484,400	541,500	
	61	408,000	484,800	542,300	
	62	408,400	485,400	543,200	
	63	408,800	486,100	544,100	
	64	409,200	486,800	545,000	
	65	409,500	487,200	545,800	
	66		487,800	546,700	
	67		488,400	547,600	
	68		488,900	548,500	
	69		489,400	549,300	
	70		489,900	550,200	
	71		490,400	551,100	
	72		490,900	552,000	
	73		491,300	552,800	
	74		491,800		
	75		492,200		
	76		492,700		
	77		493,200		
	78		493,800		
	79		494,400		
	80		494,800		
	81		495,300		
	82		495,900		
	83		496,500		
	84		497,000		
	85		497,500		
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		304,200	347,200	402,800	477,200

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

給料表コード	0	8
--------	---	---

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	190,100	229,300	265,100	284,100	317,600	358,100	411,600
	2	192,300	230,600	266,000	284,900	319,000	359,800	413,600
	3	194,400	231,900	266,800	285,700	320,100	361,400	415,500
	4	196,500	233,200	267,600	286,400	321,900	363,000	417,300
	5	198,500	234,500	268,400	287,100	323,200	364,600	419,100
	6	200,500	235,500	269,200	287,800	324,800	366,500	420,900
	7	202,500	236,500	270,000	288,500	326,300	368,000	422,700
	8	204,400	237,500	270,800	289,300	327,900	369,600	424,500
	9	206,200	238,600	271,600	290,100	329,400	371,000	426,100
	10	208,100	239,800	272,400	291,000	331,000	372,600	427,700
	11	210,000	241,200	273,200	291,800	332,500	374,200	429,200
	12	212,100	242,500	274,000	292,500	334,000	375,800	430,700
	13	213,800	243,800	274,800	293,200	335,500	377,700	432,200
	14	215,800	245,100	275,600	294,300	337,100	379,600	433,500
	15	218,100	246,400	276,400	295,400	338,600	381,500	434,800
	16	220,200	247,600	277,200	296,600	340,200	383,300	436,000
	17	222,300	248,800	278,100	297,800	341,700	384,900	437,200
	18	223,400	250,000	278,900	299,000	343,300	386,700	438,500
	19	224,500	251,200	279,700	300,200	344,900	388,400	439,800
	20	225,600	252,400	280,500	301,400	346,400	390,000	441,100
	21	226,700	253,500	281,300	302,600	347,700	391,700	442,300
	22	227,600	254,500	282,200	303,900	349,200	393,100	443,100
	23	228,500	255,300	283,100	305,100	350,700	394,500	443,900
	24	229,500	256,100	283,900	306,500	352,300	395,900	444,700
	25	230,400	256,900	284,700	307,500	353,800	397,300	445,300
	26	231,300	257,700	285,600	308,700	355,300	398,600	445,900
	27	232,200	258,500	286,500	309,800	356,800	399,800	446,500
	28	233,100	259,300	287,300	311,000	358,400	400,800	447,100
	29	234,000	260,100	288,100	312,300	359,900	401,900	447,800
	30	234,900	260,900	289,200	313,500	361,500	403,100	448,600
	31	235,800	261,700	290,200	314,700	363,000	404,200	449,000
	32	236,700	262,500	291,400	316,000	364,500	405,300	449,700
	33	237,500	263,300	292,300	317,200	365,700	406,000	450,200
	34	238,300	264,200	293,400	318,300	366,800	406,700	450,600
	35	239,100	264,800	294,400	319,500	368,000	407,400	451,000
	36	239,900	265,700	295,400	320,700	369,100	408,100	451,400
	37	240,700	266,600	296,400	321,900	370,200	408,700	451,800
	38	241,600	267,400	297,400	323,200	371,000	409,300	452,200
	39	242,400	268,200	298,400	324,500	372,000	409,800	452,600
	40	243,200	269,000	299,400	325,700	373,100	410,200	452,900
	41	243,800	269,800	300,400	326,600	374,100	410,600	453,200
	42	244,400	270,500	301,600	327,900	375,100	410,800	453,600
	43	245,000	271,400	302,800	329,100	376,100	411,100	453,900
	44	245,500	272,200	303,900	330,300	377,000	411,400	454,200

給料表コード	0	8
--------	---	---

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	246,000	272,900	305,000	331,400	377,800	411,800	454,600
	46	246,600	273,700	306,100	332,400	378,600	412,100	
	47	247,100	274,500	307,200	333,400	379,500	412,400	
	48	247,500	275,300	308,300	334,300	380,300	412,700	
	49	247,900	276,000	309,400	335,200	380,800	412,900	
	50	248,400	276,800	310,500	336,200	381,600	413,200	
	51	248,900	277,500	311,600	337,200	382,400	413,500	
	52	249,400	278,400	312,700	338,100	383,300	413,800	
	53	249,700	279,000	313,700	338,600	383,700	414,000	
	54	250,000	279,700	314,700	339,500	384,400	414,300	
	55	250,300	280,400	315,800	340,300	385,100	414,600	
	56	250,600	281,300	316,800	341,200	385,700	414,900	
	57	250,900	281,800	317,800	341,900	386,100	415,100	
	58	251,200	282,500	318,800	342,200	386,600	415,400	
	59	251,500	283,200	319,800	342,700	387,200	415,700	
	60	251,800	283,800	320,700	343,300	387,800	415,900	
	61	252,100	284,400	321,600	343,900	388,200	416,100	
	62	252,400	285,100	322,400	344,600	388,700	416,400	
	63	252,700	285,800	323,100	345,300	389,200	416,700	
	64	253,000	286,400	323,800	345,900	389,700	416,900	
	65	253,400	287,000	324,400	346,600	390,300	417,100	
	66	253,700	287,700	325,100	347,100	390,800	417,400	
	67	254,000	288,400	325,700	347,700	391,400	417,700	
	68	254,300	289,000	326,400	348,300	392,000	417,900	
	69	254,600	289,600	327,000	348,600	392,500	418,100	
	70	254,900	290,400	327,200	349,200	393,000	418,400	
	71	255,200	291,100	327,700	349,700	393,500	418,700	
	72	255,400	291,700	328,200	350,200	394,000	418,900	
	73	255,600	292,300	328,800	350,700	394,300	419,100	
	74	255,900	292,900	329,300	351,200	394,800		
	75	256,200	293,200	329,800	351,700	395,200		
	76	256,500	293,600	330,200	352,100	395,600		
	77	256,600	294,000	330,800	352,400	396,000		
	78	256,800	294,300	331,300	352,700	396,500		
	79	257,200	294,600	331,700	352,900	396,900		
	80	257,400	294,900	332,200	353,200	397,300		
	81	257,500	295,200	332,700	353,800	397,700		
	82	257,900	295,500	333,100	354,100	398,200		
	83	258,300	295,800	333,300	354,400	398,600		
	84	258,400	296,000	333,600	354,700	399,000		
	85	258,600	296,200	334,000	355,100	399,400		
	86		296,400	334,400	355,400			
	87		296,700	334,700	355,700			
	88		296,900	335,000	356,000			
	89		297,300	335,300	356,400			
	90		297,500	335,500	356,700			
	91		297,700	335,900	357,000			
	92		297,900	336,200	357,300			

給料表コード	0	8
--------	---	---

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93		298,300	336,400	357,600			
	94		298,500	336,700	358,000			
	95		298,700	337,000	358,400			
	96		299,000	337,300	358,800			
	97		299,300	337,500	359,300			
	98		299,500	337,800	359,700			
	99		299,700	338,100	360,100			
	100		300,000	338,300	360,500			
	101		300,300	338,400	361,000			
	102		300,500	338,700				
	103		300,700	339,100				
	104		301,000	339,400				
	105		301,300	339,600				
	106			340,000				
	107			340,400				
	108			340,800				
	109			341,000				
定年 前任用 短時間 勤務員		194,600	221,400	250,100	263,800	289,600	323,200	365,700

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

給料表コード	0	9
--------	---	---

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	209,400	242,600	284,100	297,600	321,900	365,000
	2	211,300	244,800	284,600	298,200	323,100	366,700
	3	213,100	247,000	285,100	298,800	323,900	368,400
	4	214,800	249,200	285,600	299,300	325,000	370,200
	5	216,600	251,400	286,100	299,800	325,900	372,000
	6	218,500	252,400	286,600	300,400	327,100	374,000
	7	220,300	253,400	287,100	301,000	328,400	376,000
	8	222,000	254,300	287,600	301,500	329,600	378,000
	9	223,700	255,200	288,100	302,000	330,700	379,700
	10	225,700	256,400	288,600	302,600	331,900	381,800
	11	227,600	257,500	289,100	303,300	333,000	384,000
	12	229,600	258,500	289,600	303,800	334,100	386,000
	13	231,500	259,200	290,100	304,300	335,200	387,900
	14	233,500	259,900	290,700	305,000	336,400	389,500
	15	235,500	260,600	291,200	305,700	337,500	391,300
	16	237,500	261,500	291,700	306,400	338,600	393,100
	17	239,500	262,600	292,200	307,100	339,700	394,800
	18	241,600	263,700	292,700	308,000	341,000	396,500
	19	243,700	264,800	293,200	308,900	342,100	398,500
	20	245,700	265,900	293,700	309,800	343,200	400,200
	21	247,600	267,100	294,200	310,600	344,400	401,900
	22	248,800	268,200	294,700	311,500	345,500	403,600
	23	250,000	269,300	295,200	312,400	346,600	405,400
	24	251,100	270,400	295,700	313,500	347,700	407,100
	25	252,200	271,400	296,200	314,100	348,800	408,700
	26	253,200	272,500	296,800	315,100	350,100	410,400
	27	254,100	273,600	297,600	316,000	351,400	412,300
	28	255,000	274,600	298,400	316,900	352,800	414,100
	29	255,800	275,600	299,100	317,700	354,000	415,600
	30	256,600	276,300	299,900	318,800	355,500	417,100
	31	257,300	277,000	300,700	319,900	357,000	418,600
	32	258,000	277,700	301,500	321,000	358,500	419,900
	33	258,800	278,400	302,200	322,100	359,700	421,000
	34	259,600	279,100	303,100	323,200	361,200	422,100
	35	260,400	279,600	303,900	324,300	362,600	423,200
	36	261,100	280,100	304,800	325,400	364,000	424,400
	37	261,800	280,600	305,400	326,500	365,400	425,700
	38	262,700	281,200	306,200	327,800	366,400	426,900
	39	263,600	281,700	307,000	328,900	367,800	428,100
	40	264,400	282,200	307,800	330,000	369,200	429,200
	41	265,200	282,600	308,500	330,800	370,500	430,400
	42	266,100	283,100	309,500	331,900	371,900	431,400
	43	267,000	283,600	310,500	333,000	373,200	432,500
	44	267,800	284,100	311,400	334,000	374,500	433,600

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	268,600	284,600	312,300	335,000	376,000	434,600
	46	269,300	285,100	313,300	336,000	377,200	435,100
	47	270,000	285,600	314,300	337,000	378,300	435,700
	48	270,600	286,100	315,300	338,000	379,500	436,100
	49	271,200	286,600	316,200	339,200	380,600	436,700
	50	271,700	287,100	317,200	340,500	381,500	437,200
	51	272,200	287,600	318,200	341,800	382,500	437,600
	52	272,600	288,100	319,200	343,000	383,500	438,100
	53	273,000	288,600	320,000	343,900	384,100	438,600
	54	273,500	289,100	321,000	345,100	384,900	439,000
	55	274,000	289,600	322,000	346,200	385,700	439,300
	56	274,400	290,100	322,900	347,500	386,500	439,600
	57	274,800	290,700	323,800	348,500	387,200	440,100
	58	275,200	291,500	324,800	349,400	387,900	
	59	275,600	292,300	325,800	350,500	388,600	
	60	276,000	293,000	326,700	351,700	389,200	
	61	276,400	293,700	327,700	352,800	389,800	
	62	276,800	294,600	328,900	354,000	390,400	
	63	277,200	295,500	330,100	355,300	391,100	
	64	277,600	296,500	331,300	356,300	391,700	
	65	278,100	297,100	332,000	357,300	392,400	
	66	278,500	298,000	333,100	358,300	392,900	
	67	278,900	298,800	334,200	359,400	393,500	
	68	279,300	299,600	335,100	360,500	394,000	
	69	279,700	300,400	336,200	361,300	394,400	
	70	280,200	301,300	336,900	362,400	395,000	
	71	280,700	302,200	338,000	363,500	395,500	
	72	281,100	303,200	339,100	364,500	395,800	
	73	281,500	304,100	340,300	365,200	396,100	
	74	282,100	305,000	341,500	366,000	396,600	
	75	282,700	305,900	342,600	366,800	397,100	
	76	283,200	306,800	343,700	367,500	397,400	
	77	283,700	307,600	344,800	368,100	397,700	
	78	284,300	308,600	345,900	368,700	398,200	
	79	284,900	309,600	346,900	369,200	398,700	
	80	285,400	310,500	348,000	369,700	399,100	
	81	285,900	311,000	348,900	370,300	399,400	
	82	286,400	311,900	349,900	370,800	399,800	
	83	286,900	312,800	350,800	371,300	400,300	
	84	287,400	313,600	351,800	371,800	400,700	
	85	287,900	314,400	352,700	372,200	401,100	
	86	288,400	315,500	353,500	372,600	401,500	
	87	288,900	316,500	354,400	373,200	402,000	
	88	289,400	317,500	355,200	373,700	402,400	
	89	289,900	318,400	355,800	374,000	402,800	
	90	290,500	319,500	356,400	374,500	403,200	
	91	291,000	320,500	357,000	374,900	403,700	
	92	291,500	321,500	357,600	375,200	404,100	

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	292,000	322,300	358,000	375,800	404,500	
	94	292,600	323,000	358,400	376,300		
	95	293,200	323,700	358,900	376,800		
	96	293,800	324,300	359,300	377,300		
	97	294,400	324,900	359,800	377,900		
	98	294,900	325,200	360,200	378,400		
	99	295,400	325,900	360,700	378,900		
	100	295,900	326,400	361,100	379,300		
	101	296,400	326,800	361,400	379,900		
	102	296,900	327,400	361,900	380,400		
	103	297,400	328,000	362,300	380,900		
	104	297,900	328,500	362,600	381,400		
	105	298,300	328,900	363,000	382,000		
	106	298,800	329,400	363,500	382,500		
	107	299,300	329,900	364,000	383,000		
	108	299,600	330,400	364,500	383,500		
	109	299,800	330,800	365,000	384,100		
	110	300,100	331,200	365,500			
	111	300,300	331,500	366,000			
	112	300,600	331,800	366,400			
	113	300,900	332,100	366,800			
	114	301,100	332,500	367,200			
	115	301,400	332,800	367,700			
	116	301,600	333,100	368,300			
	117	301,900	333,300	368,700			
	118	302,200	333,600	369,200			
	119	302,500	333,900	369,700			
	120	302,800	334,100	370,200			
	121	303,100	334,300	370,500			
	122	303,500	334,600				
	123	303,800	334,900				
	124	304,100	335,200				
	125	304,300	335,400				
	126	304,500	335,700				
	127	304,800	336,100				
	128	305,200	336,300				
	129	305,400	336,400				
	130	305,700	336,700				
	131	306,100	337,100				
	132	306,500	337,300				
	133	306,700	337,600				
	134	307,000	338,000				
	135	307,300	338,400				
	136	307,600	338,800				
	137	307,800	339,100				
	138	308,100	339,600				
	139	308,400	340,000				
	140	308,700	340,400				

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	141	308,900	340,700				
	142	309,300	341,100				
	143	309,700	341,400				
	144	310,000	341,800				
	145	310,100	342,100				
	146	310,400	342,500				
	147	310,800	342,900				
	148	311,200	343,300				
	149	311,400	343,600				
	150	311,600	344,000				
	151	311,900	344,400				
	152	312,200	344,800				
	153	312,600	345,100				
	154	312,800					
	155	313,000					
	156	313,300					
	157	313,600					
	158	313,900					
	159	314,200					
	160	314,500					
	161	314,900					
	162	315,200					
	163	315,500					
	164	315,800					
	165	316,200					
	166	316,500					
	167	316,800					
	168	317,100					
	169	317,500					
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		241,700	262,300	269,700	280,200	296,700	334,600

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

技 能 職 等 給 料 表

給料表コード	1	0
--------	---	---

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	187,200	229,600	249,600	282,700	311,500
	2	188,900	230,400	250,700	283,400	311,900
	3	190,600	231,200	251,700	284,100	313,200
	4	192,400	232,000	252,800	284,800	314,500
	5	194,100	232,700	253,800	285,400	315,600
	6	195,800	233,500	255,000	286,000	316,800
	7	197,400	234,300	256,100	286,600	318,000
	8	199,000	235,100	257,100	287,200	319,100
	9	200,600	235,900	258,200	287,700	320,200
	10	202,100	236,600	259,200	288,400	321,300
	11	203,600	237,300	260,100	289,000	322,400
	12	205,100	238,000	260,600	289,500	323,500
	13	206,600	238,700	261,200	289,900	324,500
	14	208,000	239,300	261,600	290,500	325,600
	15	209,600	239,900	262,000	291,000	326,700
	16	211,100	240,500	262,500	291,500	327,900
	17	212,700	241,200	263,000	291,800	329,000
	18	214,100	241,800	263,600	292,300	330,000
	19	215,500	242,400	264,100	292,700	331,100
	20	217,000	242,900	264,700	293,100	332,100
	21	218,400	243,400	265,500	293,500	333,100
	22	219,500	243,900	266,100	293,900	334,100
	23	220,600	244,400	266,700	294,300	335,100
	24	221,700	244,900	267,600	294,700	336,100
	25	222,700	245,400	268,300	295,100	337,100
	26	223,600	245,900	269,000	295,500	338,000
	27	224,500	246,300	269,600	295,900	339,100
	28	225,400	246,800	270,400	296,300	340,200
	29	226,300	247,400	271,200	296,700	341,200
	30	227,100	247,900	271,900	297,200	342,200
	31	227,900	248,400	272,600	297,700	343,200
	32	228,800	248,800	273,300	298,300	344,100
	33	229,600	249,200	274,300	298,800	345,000
	34	230,300	249,700	274,700	299,300	345,900
	35	231,000	250,200	275,400	299,800	346,800
	36	231,700	250,600	276,100	300,300	347,700
	37	232,400	251,000	276,800	300,800	348,600
	38	233,000	251,500	277,500	301,500	349,600
	39	233,600	252,000	278,200	302,100	350,600
	40	234,200	252,400	278,900	302,800	351,500

技 能 職 等 給 料 表

給料表コード	1	0
--------	---	---

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	234,900	252,800	279,200	303,400	352,400
	42	235,400	253,400	279,800	304,000	353,300
	43	235,900	253,900	280,300	304,600	354,300
	44	236,400	254,300	280,900	305,100	355,100
	45	236,900	254,700	281,300	305,600	355,900
	46	237,300	255,100	281,800	306,200	356,700
	47	237,700	255,500	282,200	306,800	357,500
	48	238,100	255,900	282,800	307,400	358,200
	49	238,500	256,300	283,100	308,000	358,900
	50	238,800	256,700	283,800	308,700	359,700
	51	239,100	257,100	284,000	309,400	360,500
	52	239,400	257,500	284,500	310,100	361,100
	53	239,700	257,900	284,900	310,800	361,800
	54	240,000	258,300	285,400	311,500	362,400
	55	240,300	258,700	285,900	312,200	363,100
	56	240,600	259,100	286,400	312,800	363,800
	57	240,800	259,400	286,900	313,400	364,400
	58	241,100	259,800	287,500	314,100	364,900
	59	241,400	260,200	288,100	314,800	365,400
	60	241,700	260,500	288,800	315,400	365,900
	61	241,900	260,800	289,400	315,900	366,300
	62	242,200	261,200	290,000	316,400	
	63	242,500	261,600	290,600	317,000	
	64	242,700	261,900	291,200	317,600	
	65	242,900	262,200	291,700	318,200	
	66	243,200	262,500	292,200	318,600	
	67	243,500	262,800	292,700	319,100	
	68	243,700	263,100	293,200	319,600	
	69	243,900	263,300	293,700	319,900	
	70	244,200	263,600	294,200	320,400	
	71	244,500	263,900	294,600	320,900	
	72	244,800	264,100	295,000	321,300	
	73	244,900	264,300	295,400	321,500	
	74	245,200	264,600	295,800	321,800	
	75	245,600	264,900	296,100	322,000	
	76	245,800	265,100	296,500	322,300	
	77	245,900	265,300	297,000	322,600	
	78	246,100	265,600	297,400	322,900	
	79	246,500	265,900	297,800	323,200	
	80	246,800	266,100	298,300	323,400	

技 能 職 等 給 料 表

給料表コード	1	0
--------	---	---

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	81	246,900	266,300	298,600	323,600	
	82	247,200	266,600	299,100	323,900	
	83	247,400	266,900	299,600	324,200	
	84	247,700	267,100	300,100	324,500	
	85	247,900	267,300	300,400	324,700	
	86	248,100	267,500	300,900	325,000	
	87	248,400	267,800	301,400	325,300	
	88	248,700	268,100	301,700	325,600	
	89	248,900	268,400	302,100	325,800	
	90	249,200	268,500	302,600	326,100	
	91	249,500	268,800	303,100	326,400	
	92	249,700	269,000	303,600	326,600	
	93	249,900	269,300	303,900	326,800	
	94	250,200	269,600	304,300	327,100	
	95	250,500	269,900	304,800	327,400	
	96	250,700	270,100	305,300	327,600	
	97	250,900	270,300	305,700	327,800	
	98	251,300	270,600	306,100		
	99	251,600	270,800	306,400		
	100	251,800	271,100	306,700		
	101	252,000	271,300	307,000		
	102	252,300	271,500	307,400		
	103	252,600	271,800	307,700		
	104	252,700	272,100	308,100		
	105	252,900	272,300	308,400		
	106		272,500	308,800		
	107		272,800	309,200		
	108		273,000	309,500		
	109		273,300	309,700		
	110		273,600	310,000		
	111		273,900	310,400		
	112		274,100	310,600		
	113		274,300	310,800		
	114		274,600	311,100		
	115		274,800	311,400		
	116		275,000	311,600		
	117		275,300	311,800		
	118		275,600	312,100		
	119		275,900	312,400		
	120		276,100	312,600		

技 能 職 等 給 料 表

給料表コード	1	0
--------	---	---

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	121		276, 300	312, 800		
	122		276, 500	313, 100		
	123		276, 800	313, 400		
	124		277, 100	313, 600		
	125		277, 300	313, 800		
	126		277, 500	314, 100		
	127		277, 800	314, 400		
	128		278, 100	314, 600		
	129		278, 300	314, 800		
	130		278, 500			
	131		278, 800			
	132		279, 100			
	133		279, 300			
	134		279, 500			
	135		279, 800			
	136		280, 100			
	137		280, 300			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		199, 500	210, 700	229, 300	250, 600	282, 100

特定任期付職員の給料表

号俸	給 料 月 額
	円
1	3 9 5, 2 0 0
2	4 4 3, 6 0 0
3	4 9 6, 0 0 0
4	5 5 9, 5 0 0
5	6 3 9, 2 0 0
6	7 4 6, 0 0 0
7	8 7 1, 1 0 0

第 1 号任期付研究員の給料表

号俸	給 料 月 額
	円
1	4 1 7, 4 0 0
2	4 7 8, 9 0 0
3	5 4 2, 4 0 0
4	6 2 6, 1 0 0
5	7 2 7, 9 0 0
6	8 3 0, 7 0 0

第 2 号任期付研究員の給料表

号俸	給 料 月 額
	円
1	3 4 8, 8 0 0
2	3 8 5, 1 0 0
3	4 1 3, 3 0 0

級別標準職務表

給料表	職務の級	標準的な職務 (条例)	給与条例別表第5の2に定める級別標準職務表に掲げる職務と同程度の職務（規則）
行政職給料表	1級	主事又は技師の職務	
	2級	1 困難な業務を行う主事又は技師の職務 2 警察本部、市警察部又は警察署の主任の職務	
	3級	1 主任主査又は技術主任主査の職務 2 主査又は技術主査の職務 3 警察本部、市警察部又は警察署の係長の職務 4 困難な業務を行う警察本部、市警察部又は警察署の主任の職務 5 中学校、小学校又は義務教育学校の事務長の職務	1 企画員の職務 2 専門検査員の職務 3 教務主任の職務 4 副主任指導員の職務 5 事務長（給与条例別表第5の2に定める級別標準職務表（以下この表において「職務表」という。）中行政職給料表3級の項第5項に規定するものを除く。）の職務
	4級	1 主幹又は技術主幹の職務 2 困難な業務を行う主任主査又は技術主任主査の職務 3 困難な業務を行う警察本部、市警察部又は警察署の係長の職務 4 困難な業務を行う中学校、小学校又は義務教育学校の事務長の職務	1 主任専門検査員の職務 2 所長代理の職務 3 主任指導員の職務 4 困難な業務を行う企画員の職務 5 困難な業務を行う専門検査員の職務 6 困難な業務を行う教務主任の職務 7 困難な業務を行う副主任指導員の職務 8 困難な業務を行う事務長（職務表中行政職給料表4級の項第4項に規定するものを除く。）の職務 9 困難な業務を行う主査又は技術主査の職務
	5級	1 本庁又は委員会等の事務局の総括課長補佐、総括室長補佐、総括技術補佐、課長補佐、室長補佐又は技術補佐の職務 2 地方機関の総括次長、総括技術次長、次長又は技術次長の職務 3 警察本部の課長補佐、隊長補佐又は所長補佐の職務 4 市警察部の課長補佐の職務 5 警察署の課長の職務 6 高等学校又は特別支援学校の事務室長の職務	1 1 上席専門検査員の職務 2 副監査専門監の職務 3 規模の小さい地方機関の長の職務 4 地方機関の副園長、副校長又は部長の職務 5 上席指導員の職務 6 困難な業務を行う主幹又は技術主幹の職務 7 困難な業務を行う主任専門検査員の職務 8 困難な業務を行う所長代理の職務 9 困難な業務を行う主任指導員の職務 10 警察本部又は市警察部の次長の職務 11 警察本部の心理専門官、術科指導官又は交通事故分析官の職務 12 警察本部又は警察署の少年健全育成官の職務 13 警察学校の科長の職務 14 警察署の課長代理の職務 15 警備派出所の所長の職務 16 警備派出所の副所長の職務 17 高等学校、特別支援学校、中学校、小学校又は義務教育学校の総括主幹の職務
	6級	1 本庁又は委員会等の事務局の課長又は室長の職務 2 地方機関の長の職務 3 本庁又は委員会等の事務局の専門監の職務 4 地方機関の専門監の職務 5 警察本部又は市警察部の課長の職務	1 本庁又は委員会等の事務局の副参事又は技術副参事の職務 2 総括専門検査員の職務 3 極めて困難な業務を行う地方機関の部長又は局長の職務 4 特に困難な業務を行う地方機関の副所長、技術副所長、副校長又は部長の職務 5 困難な業務を行う地方機関の部長又は支所長の職務 6 地方機関の副参事又は技術副参事の職務 7 警察本部の監察官、管理官、デジタル化推進調査官、会計調査官、施設調査官、相談調査官、情報管理調査官、給与調査官、採用調査官、教養調査官、上席術科指導官又は少年健全育成指導官の職務 8 宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）（以下この表において「警察組織規則」という。）第3条第4項に掲げる組織の隊長、室長、所長又は工場長の職務 9 宮城県警察交通管制センターの交通管制官の職務 10 警察組織規則第3条第4項に掲げる組織の副隊長、副室長又は副所長の職務 11 警察本部の副参事又は技術副参事の職務 12 警察署の会計官の職務 13 警察署の副参事の職務 14 高等学校又は特別支援学校の事務部長の職務 15 海洋総合実習船の船長の職務
	7級	1 困難な業務を行う本庁又は委員会等の事務局の課長又は室長の職務 2 困難な業務を行う地方機関の長の職務 3 困難な業務を行う警察本部又は市警察部の課長の職務	職務内容及び責任の程度が、職務表中行政職給料表7級の項に掲げる職務と同程度と認められる職務で人事委員会の認めるもの
	8級	1 本庁の副部長若しくは副局長又は委員会等の事務局の副事務局長若しくは副教育長の職務 2 特に困難な業務を行う地方機関の長の職務	1 危機管理監又はデジタル政策推進監の職務 2 本庁又は委員会等の事務局の参事又は技術参事の職務 3 監査監の職務 4 極めて困難な業務を行う地方機関の副所長又は副館長の職務 5 警察本部の参事の職務
	9級	1 本庁の部長又は局長の職務 2 会計管理者の職務 3 委員会等の事務局の長の職務 4 極めて困難な業務を行う地方機関の長の職務	1 本庁又は委員会等の事務局の理事又は技監の職務 2 教育監の職務
	10級	特に重要な業務を所掌する本庁の部長の職務で人事委員会が認めるもの	

給料表	職務 の級	標準的な職務 (条例)	給与条例別表第5の2に定める級別標準職務表に掲げる職務と同程度の職務（規則）
公安 職 給 料 表	1級	巡査の行う職務	
	2級	1 巡査長の行う職務 2 高度の知識又は経験を必要とする巡査の行う職務	
	3級	1 主任の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする巡査長の行う職務 3 特に高度の知識又は経験を必要とする巡査の行う職務	1 交番その他の派出所又は駐在所の所長の職務 2 交番その他の派出所又は駐在所の副所長の職務 3 交番その他の派出所又は駐在所の班長の職務
	4級	1 係長の職務 2 困難な業務を行う主任の職務 3 特に高度の知識又は経験を必要とする巡査長の行う職務	1 警察署の課長（職務表中公安職給料表5級の項第3項に規定するものを除く。）の職務 2 規模の小さい警察署の課長代理の職務 3 高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の所長の職務 4 高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の副所長の職務 5 高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の班長の職務
	5級	1 警察本部の課長補佐、隊長補佐又は所長補佐の職務 2 市警察部の課長補佐の職務 3 警察署の課長の職務 4 困難な業務を行う係長の職務	1 警察本部、市警察部又は警察署の次長の職務 2 宮城県警察機動警ら隊、宮城県警察鉄道警察隊、宮城県警察機動捜査隊、宮城県警察交通機動隊、宮城県警察高速道路交通警察隊又は宮城県警察機動隊の副隊長の職務 3 宮城県警察科学捜査研究所の副所長の職務 4 警察本部の秘書官、留置管理指導官、術科指導官、犯罪抑止指導官、少年事件指導官、生活経済指導官、サイバー犯罪対策官、通信指令官、検視官、告訴事件指導官、組織窃盗対策官、捜査支援分析官、被害者連絡調整官、交通事故事件捜査対策官、交通事故分析官、交通事故鑑識官、高齢運転者対策指導官又は総合情報分析官の職務 5 警察組織規則第3条第4項に掲げる組織の隊長、室長又は所長の職務 6 宮城県警察交通機動隊又は宮城県警察高速道路交通警察隊の分駐隊長の職務 7 警察学校の科長の職務 8 警察署の課長代理の職務 9 警察組織規則第3条第4項に掲げる組織の副隊長、副室長又は副所長の職務 10 宮城県警察交通反則通告センターの通告補佐官の職務 11 特に高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の所長の職務 12 特に高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の副所長の職務
	6級	1 困難な業務を行う警察本部の課長補佐、隊長補佐又は所長補佐の職務 2 困難な業務を行う市警察部の課長補佐の職務 3 困難な業務を行う警察署の課長の職務	職務内容及び責任の程度が、職務表中公安職給料表6級の項に掲げる職務と同程度と認められる職務で人事委員会の認めるもの
	7級	1 警察本部又は市警察部の課長の職務 2 警察署の長の職務	1 宮城県警察機動警ら隊、宮城県警察鉄道警察隊、宮城県警察機動捜査隊、宮城県警察交通機動隊、宮城県警察高速道路交通警察隊又は宮城県警察機動隊の隊長の職務 2 宮城県警察科学捜査研究所の所長の職務 3 警察本部の企画官、上席監察官、監察官、会計調査官、人事調査官、採用調査官、上席術科指導官、犯罪抑止対策官、人身安全対策官、経済調査官、サイバー犯罪捜査指導官、雑踏警備対策官、警ら指導官、刑事指導官、総括検視官、広域捜査官、性犯罪捜査指導官、特別捜査指導官、盗犯捜査指導官、組織犯罪捜査指導官、暴力団対策指導官、交通事故事件捜査指導官、交通聴聞官、警備指導官の職務 4 警察本部又は市警察部の管理官の職務 5 警察学校の副校長の職務 6 特に困難な業務を行う警察組織規則第3条第4項に掲げる組織の隊長、室長又は所長の職務 7 特に困難な業務を行う警察組織規則第3条第4項に掲げる組織の副隊長、副室長又は副所長の職務 8 宮城県警察交通反則通告センターの通告官の職務 9 警察署の副署長の職務 10 警察署の刑事官の職務
	8級	1 困難な業務を行う警察本部又は市警察部の課長の職務 2 規模の大きい警察署の長の職務	職務内容及び責任の程度が、職務表中公安職給料表8級の項に掲げる職務と同程度と認められる職務で人事委員会の認めるもの
	9級	1 警察本部又は市警察部の部長の職務 2 特に規模の大きい警察署の長の職務	1 組織犯罪対策局長の職務 2 サイバーセキュリティ統括官の職務 3 警察本部の参事官の職務

給料表	職務の級	標準的な職務 (条例)	給与条例別表第5の2に定める級別標準職務表に掲げる職務と同程度の職務（規則）
教育職給料表(1)	1級	高等学校又は特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	教育職給料表(1)級別資格基準表の学歴免許等区分において「短大卒」が適用される高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭（職務表中教育職給料表(1)2級の項第1項に規定するものを除く。）の職務
	2級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教諭、実習講師又は主任寄宿舎指導員の職務	1 高等学校又は特別支援学校の講師（任用の期限を付さない講師に限る。）の職務 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（以下この表において「地方教育行政法」という。）第18条第4項の規定により教員をもって充てられた指導主事のうち地方機関の主幹の職務 3 地方教育行政法第18条第4項の規定により教員をもって充てられた指導主事のうち地方機関の主任主査の職務 4 地方教育行政法第18条第4項の規定により教員をもって充てられた指導主事のうち地方機関の主査の職務 5 地方教育行政法第18条第4項の規定により教員をもって充てられた指導主事のうち地方機関の主事の職務
	特2級	高等学校又は特別支援学校の主幹教諭の職務	地方教育行政法第18条第4項の規定により教員をもって充てられた指導主事のうち困難な業務を行う地方機関の主幹の職務
	3級	高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務	地方教育行政法第18条第4項の規定により教員をもって充てられた指導主事のうち地方機関の次長の職務
	4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	地方教育行政法第18条第4項の規定により教員をもって充てられた指導主事のうち地方機関の副参事の職務
教育職給料表(2)	1級	中学校、小学校又は義務教育学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務	
	2級	中学校、小学校又は義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	1 中学校、小学校又は義務教育学校の講師（任用の期限を付さない講師に限る。）の職務 2 地方教育行政法第18条第4項の規定により教員をもって充てられた指導主事のうち地方機関の主幹の職務 3 地方教育行政法第18条第4項の規定により教員をもって充てられた指導主事のうち地方機関の主任主査の職務 4 地方教育行政法第18条第4項の規定により教員をもって充てられた指導主事のうち地方機関の主査の職務 5 地方教育行政法第18条第4項の規定により教員をもって充てられた指導主事のうち地方機関の主事の職務
	特2級	中学校、小学校又は義務教育学校の主幹教諭の職務	地方教育行政法第18条第4項の規定により教員をもって充てられた指導主事のうち困難な業務を行う地方機関の主幹の職務
	3級	中学校、小学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務	地方教育行政法第18条第4項の規定により教員をもって充てられた指導主事のうち地方機関の次長の職務
	4級	中学校、小学校又は義務教育学校の校長の職務	地方教育行政法第18条第4項の規定により教員をもって充てられた指導主事のうち地方機関の副参事の職務
研究職給料表	1級	1 技師の職務 2 警察本部の主任の職務	
	2級	1 副主任研究員の職務 2 研究員の職務 3 高度の知識経験を必要とする研究を行う技師の職務 4 高度の知識経験を必要とする研究を行う警察本部の主任の職務	
	3級	1 総括研究員の職務 2 上席主任研究員の職務 3 主任研究員の職務 4 高度の知識経験を必要とする研究を行う副主任研究員の職務 5 警察本部の上席研究官の職務 6 警察本部の研究官の職務	1 技術副参事の職務 2 地方機関の総括次長の職務 3 高度の知識経験を必要とする研究を行う研究員の職務 4 警察本部の科長の職務 5 宮城県警察科学捜査研究所の副所長の職務
	4級	1 試験研究機関の長の職務 2 試験研究機関等の部長の職務 3 特に高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う総括研究員の職務 4 特に高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う警察本部の上席研究官の職務	1 困難な研究を行う試験研究機関の副所長、副場長又は技術副所長の職務 2 特に高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う技術副参事の職務
	5級	1 規模の大きい試験研究機関の長の職務 2 困難な研究を行う試験研究機関の長の職務	1 本庁の技術参事の職務 2 規模の大きい試験研究機関の副所長の職務 3 研究連携推進監の職務 4 研究管理監の職務 5 東北歴史博物館又は美術館の副館長の職務

給料表	職務 の級	標準的な職務 (条例)	給与条例別表第5の2に定める級別標準職務表に掲げる職務と同程度の職務(規則)
医療職給料表(1)	1級	医師又は歯科医師の職務	
	2級	高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う総括技術補佐又は技術補佐の職務	1 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う総括技術次長又は技術次長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う技術主任主査の職務 3 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う医師又は歯科医師の職務
	3級	1 地方機関の長の職務 2 特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う総括技術補佐又は技術補佐の職務	1 保健医療監の職務 2 特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う技術副参事の職務 3 特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う総括技術次長又は技術次長の職務
	4級	1 規模の大きい地方機関の長の職務 2 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務	1 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う技監の職務 2 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う副部長の職務 3 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う技術参事の職務
医療職給料表(2)	1級	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「栄養士等」という。)の職務	
	2級	1 薬剤師又は獣医師の職務 2 困難な業務を行う栄養士等の職務	
	3級	1 技術主査の職務 2 困難な業務を行う薬剤師又は獣医師の職務 3 特に困難な業務を行う栄養士等の職務	
	4級	1 技術主任主査の職務 2 困難な業務を行う技術主査の職務	
	5級	1 本庁の総括技術補佐又は技術補佐の職務 2 地方機関の総括技術次長又は技術次長の職務 3 技術主幹の職務 4 困難な業務を行う技術主任主査の職務	1 地方機関の総括次長の職務 2 特に困難な業務を行う技術主査の職務
	6級	1 地方機関の長の職務 2 地方機関の技術副所長の職務 3 地方機関の部長の職務 4 地方機関の専門監の職務	1 本庁の技術副参事の職務 2 地方機関の支所長の職務 3 地方機関の技術副参事の職務
	7級	困難な業務を行う地方機関の長の職務	職務内容及び責任の程度が、職務表中医療職給料表(2)7級の項に掲げる職務と同程度と認められる職務で人事委員会の認めるもの
医療職給料表(3)	1級	准看護師の職務	
	2級	保健師又は看護師の職務	
	3級	1 技術主査の職務 2 困難な業務を行う保健師又は看護師の職務 3 警察本部の係長の職務	
	4級	1 技術主任主査の職務 2 困難な業務を行う技術主査の職務 3 困難な業務を行う警察本部の係長の職務	
	5級	1 本庁の総括技術補佐又は技術補佐の職務 2 地方機関の総括技術次長又は技術次長の職務 3 技術主幹の職務 4 困難な業務を行う技術主任主査の職務 5 警察本部の課長補佐の職務	1 特に困難な業務を行う技術主査の職務 2 警察本部の健康管理専門官の職務
	6級	1 地方機関の技術副所長の職務 2 警察本部の課長の職務	1 本庁の技術副参事の職務 2 地方機関の支所長の職務 3 地方機関の技術副参事の職務 4 警察本部の技術副参事の職務
備考			
1 この表中「本庁」とは、部制条例(昭和35年宮城県条例第41号)により設けられた部及び地方自治法(昭和22年法律第67号)(以下この表において「法」という。)第158条第1項の規定により設けられた課室並びに法第171条第5項の規定により設けられた出納局及び出納局の下に設けられた課室をいう。 2 この表中「委員会等の事務局」とは、法第138条第1項に規定する事務局並びに法第138条の4第1項に規定する委員会及び委員の事務局をいう。 3 この表中「地方機関」とは、法第155条第1項に規定する地方事務所、法第156条第1項に規定する行政機関(警察署を除く。)、法第158条第1項の規定により設けられた内部組織のうち本庁に属さないもの、法第244条第1項に規定する公の施設、地方教育行政法第17条第2項に規定する内部組織のうち委員会等の事務局に属さないもの及び同法第30条に規定する教育機関をいう。 4 この表中「警察本部」とは、県警察本部の内部組織に関する条例(昭和29年宮城県条例第31号)により設けられた部及び警察法(昭和29年法律第162号)第54条第1項に規定する警察学校をいう。 5 この表中「市警察部」とは、警察法第52条第1項に規定する市警察部をいう。 6 この表中「警察署」とは、警察法第53条第1項に規定する警察署をいう。			

級 別 資 格 基 準 表

下表の職務の級欄に定める上段の数値は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数値は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

1 行政職給料表

試 験		学 歴 免許等	職 務 の 級									
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
採 用 試 験	大 学 卒 業 程 度	大学卒		3	4	4	2	別 に	別 に	別 に	別 に	別 に
			0	3	7	11	13	定める	定める	定める	定める	定める
	短期大学卒業程度	短大卒		4.5	4	4	2	別 に	別 に	別 に	別 に	別 に
			0	5	9	13	15	定める	定める	定める	定める	定める
	高等学校卒業程度	高校卒		7	4	4	2	別 に	別 に	別 に	別 に	別 に
			0	7	11	15	17	定める	定める	定める	定める	定める
そ の 他		中学卒		8	4	4	2	別 に	別 に	別 に	別 に	別 に
			3	11	15	19	21	定める	定める	定める	定める	定める

2 公安職給料表

試 験		学 歴 免許等	職 務 の 級								
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
採用 試験	警察官A 警察官B	高校卒		2	3	5	6	2	別 に	別 に	別 に
			0	2	5	10	16	18	定める	定める	定める
そ の 他		中学卒		2	3	5	6	2	別 に	別 に	別 に
			4	6	9	14	20	22	定める	定める	定める

3 教育職給料表(1)

職 種	学 歴 免許等	職 務 の 級				
		1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
校 長	大学卒	----- 0	7	7	別 に 定める	別 に 定める
	短大卒	----- 0	10	10	別 に 定める	別 に 定める
副 校 長	大学卒	----- 0	7	7	別 に 定める	
	短大卒	----- 0	10	10	別 に 定める	
教 頭	大学卒	----- 0	7	7	別 に 定める	
	短大卒	----- 0	10	10	別 に 定める	
主 幹 教 諭	大学卒	----- 0	7	7		
	短大卒	----- 0	10	10		
教 諭 養 護 教 諭 栄 養 教 諭	大学卒	----- 0	2.5			
	短大卒	----- 0	2.5			
助 教 諭 養 護 助 教 諭 講 師 実 習 助 手 寄 宿 舎 指 導 員	大学卒	----- 0	別 に 定める			
	短大卒	----- 0	別 に 定める			
	高校卒	----- 0	別 に 定める			

4 教育職給料表(2)

職 種	学 歴 免許等	職 務 の 級				
		1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
校 長	大学卒	----- 0	----- 0	7 7	別 に 定める	別 に 定める
	短大卒	----- 0	----- 0	10 10	別 に 定める	別 に 定める
副 校 長	大学卒	----- 0	----- 0	7 7	別 に 定める	
	短大卒	----- 0	----- 0	10 10	別 に 定める	
教 頭	大学卒	----- 0	----- 0	7 7	別 に 定める	
	短大卒	----- 0	----- 0	10 10	別 に 定める	
主 幹 教 諭	大学卒	----- 0	----- 0	7 7		
	短大卒	----- 0	----- 0	10 10		
教 諭 養護教諭 栄養教諭	大学卒	----- 0	----- 0			
	短大卒	----- 0	----- 0			
助 教 諭 養護助教諭 講 師	大学卒	----- 0	別 に 定める			
	短大卒	----- 0	別 に 定める			
	高校卒	----- 0	別 に 定める			

5 研究職給料表

試 験		学 歴 免許等	職 務 の 級				
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
採 用 試 験	大学卒業程度	大学卒	----- 0	1 ----- 1	1 別に 定める	別に 定める	別に 定める
	短期大学卒業程度	短大卒	----- 0	2. 5 ----- 2. 5	2. 5 別に 定める	別に 定める	別に 定める
	高等学校卒業程度	高校卒	----- 0	5 ----- 5	5 別に 定める	別に 定める	別に 定める
そ の 他		中学卒	----- 3	6 ----- 9	6 別に 定める	別に 定める	別に 定める

6 医療職給料表(1)

職 種	学歴免許等	職 務 の 級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
医 師 歯科医師	大 学 6 卒	----- 0	別に定める	別に定める	別に定める

7 医療職給料表(2)

職 種	学歴免許等	職 務 の 級						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
獣 医 師	大学 6 卒	-----	-----	2	3	別に定	別に定	別に定
			0	2	5	める	める	める
薬 剤 師	大学 6 卒	-----	-----	2	3	別に定	別に定	別に定
			0	2	5	める	める	める
	大 学 卒	-----	-----	5	3	別に定	別に定	別に定
			0	5	8	める	める	める
栄 養 士	大 学 卒	-----	-----	5		別に定	別に定	別に定
			0	5		める	める	める
	短 大 卒	-----	1.5	5		別に定	別に定	別に定
		0	1.5	7		める	める	める
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	-----	-----	5		別に定	別に定	別に定
			0	5		める	める	める
	短大 3 卒	-----	1	5		別に定	別に定	別に定
		0	1	6		める	める	める
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	短 大 卒	-----	1.5	5		別に定	別に定	別に定
		0	1.5	7		める	める	める
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	-----	-----	5		別に定	別に定	別に定
			0	5		める	める	める
	短大 3 卒	-----	1	5		別に定	別に定	別に定
		0	1	6		める	める	める
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	-----	-----	5		別に定	別に定	別に定
			0	5		める	める	める
	短 大 卒	-----	1.5	5		別に定	別に定	別に定
		0	1.5	7		める	める	める
臨 床 工 学 技 師	大 学 卒	-----	-----	5		別に定	別に定	別に定
			0	5		める	める	める
	短大 3 卒	-----	1	5		別に定	別に定	別に定
		0	1	6		める	める	める
理 学 療 法 士	大 学 卒	-----	-----	5		別に定	別に定	別に定
			0	5		める	める	める
作 業 療 法 士	短大 3 卒	-----	1	5		別に定	別に定	別に定
		0	1	6		める	める	める
視 能 訓 練 士	大 学 卒	-----	-----	5		別に定	別に定	別に定
			0	5		める	める	める
	短大 3 卒	-----	1	5		別に定	別に定	別に定
		0	1	6		める	める	める
言 語 聴 覚 士	大 学 卒	-----	-----	5		別に定	別に定	別に定
			0	5		める	める	める
	短大 3 卒	-----	1	5		別に定	別に定	別に定
		0	1	6		める	める	める
義 肢 装 具 士	短大 3 卒	-----	1	5		別に定	別に定	別に定
		0	1	6		める	める	める
歯 科 衛 生 士	短 大 卒	-----	1.5	5		別に定	別に定	別に定
		0	1.5	7		める	める	める
	高校専攻科卒	-----	4	5		別に定	別に定	別に定
		0	4	9		める	める	める
歯 科 技 工 士	短 大 卒	-----	1.5	5		別に定	別に定	別に定
		0	1.5	7		める	める	める
	高 校 卒	-----	5	5		別に定	別に定	別に定
		0	5	10		める	める	める
あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師 柔道整復師	短大 3 卒	-----	1	5		別に定	別に定	別に定
		0	1	6		める	める	める
	短大 2 卒	-----	1.5	5		別に定	別に定	別に定
		0	1.5	7		める	める	める
そ の 他	高 校 卒	-----	5	5		別に定	別に定	別に定
		0	5	10		める	める	める
	中 学 卒	-----						
		4						

8 医療職給料表(3)

職 種	学歴免許等	職 務 の 級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
保 健 師 助 産 師	大 学 卒			5	別に定	別に定	別に定
			0	5	める	める	める
看 護 師	短 大 卒			7	別に定	別に定	別に定
			0	7	める	める	める
准 看 護 師	准看護師養成所卒		別に定				
		0	める				

学 歴 免 許 等 資 格 区 分 表

学 歴 免 許 等 の 区 分		学 歴 免 許 等 の 資 格
基礎学歴区分	学 歴 区 分	
1 大 学 卒	(1) 博士課程修了	ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学院博士課程の修了 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(2) 修士課程修了	ア 学校教育法による大学院修士課程の修了 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(3) 専門職学位課程修了	ア 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(4) 大 学 6 卒	ア 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第 85 条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限 6 年のものに限る。）の卒業 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(5) 大学専攻科卒	ア 学校教育法による 4 年制の大学の専攻科の卒業 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(6) 大 学 4 卒	ア 学校教育法による 4 年制の大学の卒業 イ 気象大学校大学部（修業年限 4 年のものに限る。）の卒業 ウ 海上保安大学校本科の卒業 エ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
2 短 大 卒	(1) 短 大 3 卒	ア 学校教育法による 3 年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修学年限 3 年の前期課程の修了 イ 学校教育法による 2 年制の短期大学の専攻科の卒業 ウ 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 エ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(2) 短 大 2 卒	ア 学校教育法による 2 年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修学年限 2 年の前期課程の修了 イ 学校教育法による高等専門学校の卒業 ウ 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2 年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業 エ 航空保安大学校本科の卒業 オ 海上保安学校本科の修業年限 2 年の課程の卒業 カ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(3) 短 大 1 卒	ア 海上保安学校本科の修業年限 1 年の課程の卒業 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
3 高 校 卒	(1) 高校専攻科卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(2) 高 校 3 卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第 76 条第 2 項に規定する高等部に限る。）の卒業 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(3) 高 校 2 卒	ア 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
4 中 学 卒	中 学 卒	ア 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第 76 条第 1 項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格

備考

この表の「特別支援学校」には平成 18 年法律第 80 号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成 13 法律第 153 号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

経 験 年 数 換 算 表

経 歴		換 算 率
<u>国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間</u>	<u>職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服するものとして職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）</u>	$\frac{100}{100}$
	<u>その他の期間</u>	$\frac{100}{100}$ 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		$\frac{100}{100}$ 以下
その他の期間	<u>職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間</u>	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{25}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合及び教育職給料表の適用を受ける職員に適用する場合は、 $\frac{50}{100}$ 以下）

免 許 所 有 職 員 等 の 経 験 年 数 の 取 扱 い

免許取得後の経験年数として取り扱うことのできる免許取得前の経歴

給 料 表	職 員	免 許 取 得 前 の 経 歴	経験年数として取り扱うことができる年数
医療職給料表(2)	歯 科 衛 生 士	口くう衛生業務の補助に従事した経歴	8割以下の年数（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、10割以下の年数で事務局長の承認を得たもの）
	歯 科 技 工 士	歯科技工に関する業務に従事した経歴	
	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師	それぞれあん摩、マッサージ若しくは指圧、はり、きゅう又は柔道整復に直接関係ある業務に従事した経歴	
	診 療 放 射 線 技 師	診療エックス線技師の業務等診療放射線技師の業務に直接関係ある業務に従事した経歴	
	診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	診療エックス線業務に直接関係ある業務に従事した経歴	
	臨 床 検 査 技 師	衛生検査技師の業務等臨床検査技師の業務に直接関係ある業務に従事した経歴	
	衛 生 検 査 技 師	衛生検査の業務に従事した経歴	
	臨 床 工 学 技 士	生命維持管理装置の操作及び保守点検に直接関係ある業務に従事した経歴	
	理学療法士及び作業療法士	理学療法又は作業療法の業務に従事した経歴	
	義 肢 装 具 士	義肢及び装具の製作及び適合等に直接関係のある業務に従事した経歴（医療職給料表(2)初任給基準表の備考第2項の規定の適用を受ける者にあつては、事務局長の承認を得たものに限る。）	
	視 能 訓 練 士	視能訓練の業務に従事した経歴	
	言 語 聴 覚 士	言語訓練、聴能訓練等に直接関係ある業務に従事した経歴	
医療職給料表(3)	看護師並びに看護師の免許を有する保健師及び助産師	准看護師の業務に従事した経歴（医療職給料表(3)初任給基準表の備考第3項の適用を受ける者にあつては、准看護師の業務に従事した経歴のうち3年を超える経歴）	

(注) 免許取得の時期が遅延した者の取扱い

免許の取得に当たって施行された資格試験に合格した後において、免許の付与の手続の遅延等やむを得ない事情によって正式の免許の取得の時期が遅れたものについては、その試験に合格した時をもって当該免許を取得した時とみなすことができる。

修 学 年 数 調 整 表

学 歴 区 分	修 学 年 数	基 準 学 歴 区 分			
		大 学 卒 (16年)	短 大 卒 (14年)	高 校 卒 (12年)	中 学 卒 (9年)
博 士 課 程 修 了	21 年	＋ 5年	＋ 7年	＋ 9年	＋ 12年
修 士 課 程 修 了	18 年	＋ 2年	＋ 4年	＋ 6年	＋ 9年
専 門 職 学 位 課 程 修 了	18 年	＋ 2年	＋ 4年	＋ 6年	＋ 9年
大 学 6 卒	18 年	＋ 2年	＋ 4年	＋ 6年	＋ 9年
大 学 専 攻 科 卒	17 年	＋ 1年	＋ 3年	＋ 5年	＋ 8年
大 学 4 卒	16 年		＋ 2年	＋ 4年	＋ 7年
短 大 3 卒	15 年	－ 1年	＋ 1年	＋ 3年	＋ 6年
短 大 2 卒	14 年	－ 2年		＋ 2年	＋ 5年
短 大 1 卒	13 年	－ 3年	－ 1年	＋ 1年	＋ 4年
高 校 専 攻 科 卒	13 年	－ 3年	－ 1年	＋ 1年	＋ 4年
高 校 3 卒	12 年	－ 4年	－ 2年		＋ 3年
高 校 2 卒	11 年	－ 5年	－ 3年	－ 1年	＋ 2年
中 学 卒	9 年	－ 7年	－ 5年	－ 3年	

初 任 給 基 準 表

1 行政職給料表

試 験 の 区 分		学歴免許等	初任給
採用試験	大 学 卒 業 程 度		1 - 2 9
	短期大学卒業程度		1 - 1 9
	高等学校卒業程度		1 - 9
そ の 他		高 校 卒	1 - 5

2 公安職給料表

試験の区分		初任給
採用試験	警察官 A	1 - 2 5
	警察官 B	1 - 7

3 教育職給料表(1)

職 種	学 歴 免 許 等	初任給
教 諭 養 護 教 諭 栄 養 教 諭	博士課程修了	2 - 3 3
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2 - 1 7
	大 学 卒	2 - 5
	短 大 卒	1 - 1 5
助 教 諭 養 護 助 教 諭 講 師 実 習 助 手 寄宿舎指導員	大 学 卒	1 - 2 5
	短 大 卒	1 - 1 5
	高 校 卒	1 - 5

4 教育職給料表(2)

職 種	学 歴 免 許 等	初任給
教 諭 養 護 教 諭 栄 養 教 諭	博士課程修了	2 - 4 5
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2 - 2 9
	大 学 卒	2 - 1 7
	短 大 卒	2 - 7
助 教 諭 養護助教諭 講 師	大 学 卒	1 - 2 5
	短 大 卒	1 - 1 5
	高 校 卒	1 - 5

5 研究職給料表

試 験 の 区 分		学歴免許等	初任給
採用試験	大 学 卒 業 程 度		1 - 2 9
	短期大学卒業程度		1 - 1 9
	高等学校卒業程度		1 - 9
そ の 他		高 校 卒	1 - 5

6 医療職給料表(1)

職 種	学 歴 免 許 等	初任給
医 師 歯科医師	大 学 6 卒	1 - 1 7

7 医療職給料表(2)

職 種	学歴免許等	初任給
獣 医 師	大 学 6 卒	2－1 9
	大 学 卒	2－ 5
薬 剤 師	大 学 6 卒	2－1 9
	大 学 卒	2－ 5
栄 養 士	大 学 卒	2－ 5
	短 大 卒	1－1 5
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	2－ 5
	短 大 3 卒	1－2 1
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	短 大 卒	1－1 5
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	2－ 5
	短 大 3 卒	1－2 1
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	2－ 5
	短 大 卒	1－1 5
臨 床 工 学 技 師	大 学 卒	2－ 5
	短 大 3 卒	1－2 1
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士	大 学 卒	2－ 5
	短 大 3 卒	1－2 1
視 能 訓 練 士	大 学 卒	2－ 5
	短 大 3 卒	1－2 1
言 語 聴 覚 士	大 学 卒	2－ 5
	短 大 3 卒	1－2 1
義 肢 装 具 士	短 大 3 卒	1－2 1
歯 科 衛 生 士	短 大 卒	1－1 5
	高校専攻科卒	1－1 1
歯 科 技 工 士	短 大 卒	1－1 5
	高 校 卒	1－ 5
あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師 柔道整復師	短 大 3 卒	1－2 1
	短 大 2 卒	1－1 5
	高 校 卒	1－ 5
そ の 他	短 大 卒	1－1 5
	高 校 卒	1－ 5

8 医療職給料表(3)

職 種	学 歴 免 許 等	初任給
保 健 師 助 産 師	大 学 卒	2 - 1 5
	短 大 3 卒	2 - 9
看 護 師	短 大 3 卒	2 - 9
	短 大 2 卒	2 - 5
准 看 護 師	准看護師養成所卒	1 - 5

昇格時号俸対応表

行政職

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5	4
6	1	1	1	1	1	1	1	5	4
7	1	1	1	1	1	1	1	5	4
8	1	1	1	1	1	1	1	5	4
9	1	1	1	1	1	1	1	5	4
10	1	1	1	2	1	1	1		
11	1	1	1	3	1	1	1		
12	1	1	1	4	1	1	1		
13	1	1	1	5	1	1	2		
14	1	1	1	6	2	1	2		
15	1	1	1	7	3	1	2		
16	1	1	1	8	4	1	2		
17	1	1	1	9	5	1	2		
18	1	1	1	10	6	2	3		
19	1	1	1	11	7	3	3		
20	1	1	1	12	8	4	3		
21	1	1	1	13	9	5	3		
22	1	2	2	14	10	5	4		
23	1	3	3	15	11	6	4		
24	1	4	4	16	12	6	4		
25	1	5	5	17	13	7	4		
26	1	6	6	18	14	7	4		
27	1	7	7	19	15	8	4		
28	1	8	8	20	16	8	4		
29	1	9	9	21	17	9	5		
30	1	10	10	22	18	9	5		
31	1	11	11	23	19	10	5		
32	1	12	12	24	20	10	5		
33	1	13	13	25	21	11	5		
34	2	14	14	26	22	11	5		
35	3	15	15	27	23	12	5		
36	4	16	16	28	24	12	5		
37	5	17	17	29	25	13	5		
38	6	18	18	30	26	13	5		
39	7	19	19	31	27	13	5		
40	8	20	20	32	28	13	5		
41	9	21	21	33	29	14	5		
42	10	22	22	34	29	14	5		
43	11	23	23	35	30	14	5		
44	12	24	24	36	30	14	5		
45	13	25	25	37	31	15	5		
46	14	26	26	38	31	15			
47	15	27	27	39	32	15			
48	16	28	28	40	32	15			
49	17	29	29	41	33	15			
50	18	30	30	42	33	15			
51	19	31	31	43	34	15			
52	20	32	32	44	34	15			
53	21	33	33	45	35	15			
54	21	33	34	46	35	15			
55	22	34	35	47	36	15			
56	22	34	36	48	36	15			
57	23	35	37	49	37	15			
58	23	35	37	50	37	15			
59	24	36	37	51	38	15			
60	24	36	38	52	38	15			
61	25	37	38	53	38	15			
62	25	38	38	54	38	15			
63	26	39	39	55	38	15			

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
64	26	40	39	56	38	15			
65	27	41	39	57	38	15			
66	27	41	40	58	38	16			
67	28	42	40	59	38	16			
68	28	42	40	60	38	16			
69	29	43	41	60	39	16			
70	29	43	41	60	39	16			
71	29	44	41	60	39	16			
72	30	44	42	60	39	16			
73	30	45	42	61	39	17			
74	30	45	42	61	39				
75	31	45	43	61	39				
76	31	45	43	61	39				
77	31	45	43	61	39				
78	32	46	44	62	39				
79	32	46	44	62	39				
80	32	46	44	62	39				
81	33	46	45	63	40				
82	33	46	45	64	40				
83	33	47	45	65	40				
84	34	47	45	66	40				
85	34	47	46	67	41				
86	34	47	46	67					
87	35	47	46	68					
88	35	48	46	68					
89	35	48	47	69					
90	36	48	47	70					
91	36	48	47	71					
92	36	48	47	72					
93	37	49	47	73					
94		49	47						
95		49	47						
96		49	48						
97		49	48						
98		50	48						
99		50	48						
100		50	48						
101		50	48						
102		50	48						
103		51	49						
104		51	49						
105		51	49						
106		51	49						
107		51	49						
108		52	49						
109		52	49						
110		52							
111		52							
112		52							
113		52							
114		52							
115		52							
116		52							
117		53							
118		53							
119		53							
120		53							
121		53							
122		53							
123		53							
124		53							
125		53							

公安職

昇格した日の前 日に受けていた 号俸	昇格後の号俸							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	1	1	1
11	3	1	1	1	3	1	1	1
12	4	1	1	1	4	1	1	1
13	5	1	1	1	5	1	1	1
14	6	2	1	1	6	2	1	2
15	7	3	1	1	7	3	1	2
16	8	4	1	1	8	4	1	2
17	9	5	1	1	9	5	1	2
18	10	6	1	1	10	6	2	3
19	11	7	1	1	11	7	3	3
20	12	8	1	1	12	8	4	3
21	13	9	1	1	13	9	5	4
22	14	10	2	1	14	10	6	4
23	15	11	3	1	15	11	7	4
24	16	12	4	1	16	12	8	4
25	17	13	5	1	17	13	9	4
26	18	14	6	1	18	14	10	4
27	19	15	7	1	19	15	11	4
28	20	16	8	1	20	16	12	5
29	21	17	9	1	21	17	13	5
30	22	18	10	2	22	18	14	5
31	23	19	11	3	23	19	15	5
32	24	20	12	4	24	20	16	5
33	25	21	13	5	25	21	17	5
34	26	22	14	6	26	22	18	5
35	27	23	15	7	27	23	19	5
36	28	24	16	8	28	24	20	5
37	29	25	17	9	29	25	21	5
38	30	26	18	10	30	26	22	5
39	31	27	19	11	31	27	23	5
40	32	28	20	12	32	28	24	5
41	33	29	21	13	33	29	25	5
42	34	30	22	14	34	30	25	5
43	35	31	23	15	35	31	26	5
44	36	32	24	16	36	32	26	5
45	37	33	25	17	37	33	27	5
46	38	34	26	18	38	34	27	
47	39	35	27	19	39	35	28	
48	40	36	28	20	40	36	28	
49	41	37	29	21	41	37	28	
50	42	38	30	22	42	37	28	
51	43	39	31	23	43	37	28	
52	44	40	32	24	44	38	28	
53	45	41	33	25	45	38	28	
54	46	42	34	26	46	38	28	
55	47	43	35	27	47	39	28	
56	48	44	36	28	48	39	28	
57	49	45	37	29	49	39	29	
58	50	46	38	30	50	40	29	
59	51	47	39	31	51	40	29	
60	52	48	40	32	52	40	29	
61	53	49	41	33	53	40	29	
62	54	50	42	34	54	40	29	
63	55	51	43	35	55	40	29	
64	56	52	44	36	56	40	29	
65	57	53	45	37	57	40	29	
66	58	54	46	37	58	40	29	
67	59	55	47	38	59	40	29	
68	60	56	48	38	60	41	30	
69	61	57	49	39	60	41	30	
70	62	58	49	39	60	41	30	
71	63	59	50	40	61	41	31	
72	64	60	50	40	62	41	31	
73	65	61	51	41	63	41	31	

昇格した日の前 日に受けていた 号俸	昇格後の号俸							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
74	66	62	51	42	64	41		
75	67	63	52	43	65	41		
76	68	64	52	44	66	41		
77	69	65	53	45	67	41		
78	69	66	54	46	68	41		
79	70	67	55	47	69	41		
80	70	68	56	48	70	42		
81	71	69	57	49	71	42		
82	71	70	58	49	72	42		
83	72	71	59	50	73	43		
84	72	72	60	50	74	43		
85	73	73	61	51	75	43		
86	74	74	62	51	75			
87	75	75	63	52	76			
88	76	76	64	52	76			
89	77	77	65	53	77			
90	78	78	66	53	77			
91	79	79	67	53	78			
92	80	80	68	54	78			
93	81	81	69	54	79			
94	82	82	70	54				
95	83	83	71	55				
96	84	84	72	55				
97	85	85	73	55				
98	86	86	74	56				
99	87	87	75	56				
100	88	88	76	56				
101	89	89	77	57				
102	90	89	78	58				
103	91	90	79	59				
104	92	90	80	60				
105	93	91	81	60				
106	93	91	82	60				
107	93	92	83	60				
108	94	92	84	60				
109	94	93	85	60				
110	94	94	85	60				
111	95	95	86	60				
112	95	96	86	60				
113	95	97	87	61				
114	96	98	87	61				
115	96	99	88	61				
116	96	100	88	61				
117	97	101	89	61				
118	97	101	89	61				
119	98	101	90	61				
120	98	102	90	61				
121	99	102	91	61				
122	99	102	91	61				
123	100	103	92	62				
124	100	103	92	62				
125	101	103	92	63				
126		104	92					
127		104	92					
128		104	92					
129		105	92					
130		105	92					
131		105	92					
132		106	92					
133		106	93					
134		106	93					
135		107	93					
136		107	93					
137		107	93					
138		108	94					
139		108	95					
140		108	96					
141		109	96					
142		109						
143		110						
144		110						
145		111						

教育職(1)

昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇格後の号俵			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	1	1	1
27	7	1	1	1
28	8	1	1	1
29	9	1	1	1
30	10	1	2	1
31	11	1	3	1
32	12	1	4	1
33	13	1	5	1
34	14	1	6	1
35	15	1	7	1
36	16	1	8	1
37	17	1	9	1
38	18	2	10	1
39	19	3	11	1
40	20	4	12	1
41	21	5	13	1
42	22	6	14	2
43	23	7	15	3
44	24	8	16	4
45	25	9	17	5
46	25	10	18	6
47	26	11	19	7
48	26	12	20	8
49	27	13	21	9
50	27	14	22	9
51	28	15	23	10

昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇格後の号俵			
	2級	特2級	3級	4級
52	28	16	24	10
53	29	17	25	11
54	29	18	26	11
55	30	19	27	12
56	30	20	28	12
57	31	21	29	13
58	31	22	30	13
59	32	23	31	14
60	32	24	32	14
61	33	25	33	15
62	33	26	34	15
63	34	27	35	16
64	34	28	36	16
65	35	29	37	17
66	35	30	38	17
67	36	31	39	18
68	36	32	40	18
69	37	33	41	19
70	37	34	42	
71	38	35	43	
72	38	36	44	
73	39	37	45	
74	39	38	45	
75	40	39	46	
76	40	40	46	
77	41	41	47	
78	41	42	47	
79	42	43	48	
80	42	44	48	
81	43	45	49	
82	43	46	50	
83	44	47	51	
84	44	48	52	
85	45	49	53	
86	45	50	53	
87	46	51	53	
88	46	52	54	
89	47	53	54	
90	47	54	54	
91	48	55	55	
92	48	56	55	
93	49	57	55	
94	49	58	56	
95	50	59	56	
96	50	60	56	
97	51	61	57	
98	51	62		
99	52	63		
100	52	64		
101	53	65		
102	53	66		

昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇格後の号俵			
	2級	特2級	3級	4級
103	54	67		
104	54	68		
105	55	69		
106	55	69		
107	56	70		
108	56	70		
109	57	71		
110	57	71		
111	57	72		
112	57	72		
113	58	73		
114	58	73		
115	58	74		
116	58	74		
117	59	75		
118	59	75		
119	59	76		
120	59	76		
121	60	77		
122	60	77		
123	60	77		
124	60	77		
125	61	77		
126	61	78		
127	61	78		
128	61	78		
129	61	78		
130	61	78		
131	62	79		
132	62	79		
133	62	79		
134	62	79		
135	62	79		
136	62	80		
137	63	80		
138	63	80		
139	63	80		
140	63	80		
141	63	81		
142	63	81		
143	64	82		
144	64	82		
145	64	83		
146	64	83		
147	64	83		
148	64	83		
149	65	83		
150	65			
151	66			
152	66			
153	67			

教育職（２）

昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇格後の号俵			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	2	1
11	3	1	3	1
12	4	1	4	1
13	5	1	5	1
14	6	1	6	1
15	7	1	7	1
16	8	1	8	1
17	9	1	9	1
18	10	1	10	1
19	11	1	11	1
20	12	1	12	1
21	13	1	13	1
22	14	1	14	1
23	15	1	15	1
24	16	1	16	1
25	17	1	17	1
26	18	1	18	1
27	19	1	19	1
28	20	1	20	1
29	21	1	21	1
30	22	1	22	1
31	23	1	23	1
32	24	1	24	1
33	25	1	25	1
34	26	1	26	1
35	27	1	27	1
36	28	1	28	1
37	29	1	29	1
38	30	1	30	1
39	31	1	31	1
40	32	1	32	1
41	33	1	33	1
42	34	1	34	1
43	35	1	35	1
44	36	1	36	1
45	37	1	37	1
46	37	1	38	1
47	38	1	39	1
48	38	1	40	1
49	39	1	41	1
50	39	2	42	1
51	40	3	43	1
52	40	4	44	1
53	41	5	45	1
54	41	6	46	1

昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇格後の号俵			
	2級	特2級	3級	4級
55	42	7	47	1
56	42	8	48	1
57	43	9	49	1
58	43	10	50	1
59	44	11	51	1
60	44	12	52	1
61	45	13	53	1
62	45	14	54	2
63	46	15	55	3
64	46	16	56	4
65	47	17	57	4
66	47	18	58	4
67	48	19	59	4
68	48	20	60	4
69	49	21	61	5
70	49	22	61	5
71	50	23	62	5
72	50	24	62	5
73	51	25	63	5
74	51	26	63	6
75	52	27	64	6
76	52	28	64	6
77	53	29	65	6
78	53	30	66	6
79	53	31	67	7
80	54	32	68	7
81	54	33	68	7
82	54	34	68	7
83	55	35	68	7
84	55	36	69	7
85	55	37	69	8
86	56	38	69	8
87	56	39	69	8
88	56	40	70	8
89	57	41	70	9
90	57	42	70	
91	58	43	70	
92	58	44	71	
93	59	45	71	
94	59	46	71	
95	60	47	71	
96	60	48	72	
97	61	49	72	
98	61	50	72	
99	61	51	72	
100	61	52	72	
101	62	53	73	
102	62	54	73	
103	62	55	74	
104	62	56	74	
105	63	57	75	
106	63	58		
107	63	59		
108	63	60		

昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇格後の号俵			
	2級	特2級	3級	4級
109	64	61		
110	64	62		
111	64	63		
112	64	64		
113	65	65		
114	65	65		
115	65	66		
116	65	66		
117	66	67		
118	66	67		
119	66	68		
120	66	68		
121	67	69		
122	67	70		
123	67	71		
124	67	72		
125	68	73		
126		74		
127		75		
128		76		
129		77		
130		77		
131		78		
132		78		
133		78		
134		78		
135		79		
136		79		
137		79		
138		79		
139		80		
140		80		
141		80		
142		80		
143		81		
144		81		
145		81		
146		81		
147		82		
148		82		
149		82		
150		82		
151		83		
152		83		
153		83		
154		84		
155		84		
156		84		
157		85		
158		85		
159		86		
160		86		
161		87		

別表（平成21年通知宮人委第328号）

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸	
	教育職給料表(1)3級	教育職給料表(2)3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	1
23	1	1
24	1	1
25	1	1
26	1	1
27	1	1
28	1	1
29	1	1
30	1	1
31	1	1
32	1	1
33	1	1
34	1	1
35	1	1

36	1	1
37	1	1
38	1	1
39	1	1
40	1	1
41	1	1
42	1	1
43	1	1
44	1	1
45	1	1
46	1	1
47	1	1
48	1	1
49	1	1
50	1	1
51	1	1
52	1	1
53	1	1
54	1	1
55	1	1
56	1	1
57	1	1
58	1	1
59	1	1
60	1	1
61	1	1
62	1	2
63	1	3
64	1	4
65	1	5
66	1	6
67	1	7
68	1	8
69	1	9
70	2	10
71	3	11
72	4	12
73	5	13
74	6	14

75	7	15
76	8	16
77	9	17
78	10	18
79	11	19
80	12	20
81	13	21
82	14	22
83	15	23
84	16	24
85	17	25
86	18	26
87	19	27
88	20	28
89	21	29
90	22	30
91	23	31
92	24	32
93	25	33
94	26	34
95	27	35
96	28	36
97	29	37
98	30	38
99	31	39
100	32	40
101	33	41
102	33	42
103	34	43
104	34	44
105	35	45
106	35	46
107	36	47
108	36	48
109	37	49
110	37	49
111	38	50
112	38	50
113	39	51

114	39	51
115	40	52
116	40	52
117	41	53
118	41	54
119	42	55
120	42	56
121	42	57
122	42	57
123	42	58
124	42	58
125	42	59
126	42	59
127	42	60
128	43	60
129	43	61
130	43	61
131	43	62
132	43	62
133	43	62
134	43	62
135	43	62
136	43	62
137	44	62
138	44	62
139	44	62
140	44	62
141	44	63
142	44	63
143	44	63
144	44	63
145	44	63
146	45	63
147	45	63
148	45	63
149	45	63
150		63
151		64
152		64

153		64
154		64
155		64
156		64
157		64
158		64
159		64
160		64
161		65

備考

昇格後の号俸欄中「3級」とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

研究職

昇格した日の前日に 受けていた号俵	昇格後の号俵			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	2
14	1	1	1	2
15	1	1	1	2
16	1	1	1	2
17	1	1	1	2
18	1	1	1	2
19	1	1	1	2
20	1	1	1	3
21	1	1	1	3
22	1	1	1	3
23	1	1	1	3
24	1	1	1	3
25	1	1	1	3
26	2	1	2	3
27	3	1	3	4
28	4	1	4	4
29	5	1	5	4
30	6	1	6	4
31	7	1	7	4
32	8	1	8	4
33	9	1	9	4
34	10	1	10	5
35	11	1	11	5
36	12	1	12	5
37	13	1	13	5
38	14	1	13	5
39	15	1	14	5
40	16	1	14	5
41	17	1	15	6
42	17	2	15	6
43	18	3	16	6
44	18	4	16	6
45	19	5	17	6
46	19	6	18	6
47	20	7	19	6
48	20	8	20	6
49	21	9	21	6
50	22	9	21	7
51	23	9	21	7
52	24	10	22	7
53	25	10	22	7
54	25	10	22	7
55	26	11	23	7
56	26	11	23	7
57	27	11	23	7
58	27	12	24	
59	28	12	24	
60	28	12	24	
61	29	13	25	

昇格した日の前日に 受けていた号俵	昇格後の号俵			
	2級	3級	4級	5級
62	29	13	25	
63	29	14	26	
64	30	14	26	
65	30	15	26	
66	30	15	26	
67	31	16	27	
68	31	16	27	
69	31	17	27	
70	32	17	28	
71	32	17	28	
72	32	18	28	
73	33	18	29	
74	33	18	29	
75	34	19	29	
76	34	19	30	
77	35	19	30	
78	35	20	30	
79	36	20	31	
80	36	20	31	
81	37	21	31	
82	37	22	32	
83	38	23	32	
84	38	24	32	
85	39	25	33	
86	39	25	33	
87	40	25	34	
88	40	25	34	
89	41	26	35	
90	41	26		
91	42	26		
92	42	26		
93	43	27		
94	43	27		
95	44	27		
96	44	27		
97	45	28		
98	46	28		
99	47	28		
100	48	28		
101	49	29		
102	50	29		
103	51	29		
104	52	30		
105	53	30		
106	53	30		
107	53	30		
108	54	30		
109	54	31		
110	54	31		
111	55	31		
112	55	31		
113	55	31		
114	56	32		
115	56	32		
116	56	32		
117	57	32		
118	57	32		
119	58	33		
120	58	33		
121	59	33		

医療職（１）

昇格した日の前日に受けていた号俵	昇格後の号俵		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	2
25	1	5	2
26	1	6	2
27	1	7	3
28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	4
32	1	12	4
33	1	13	4
34	2	14	5
35	3	15	5
36	4	16	5
37	5	17	5
38	6	18	5
39	7	19	5
40	8	20	5
41	9	21	5
42	10	21	5
43	11	22	5
44	12	22	5
45	13	23	5
46	13	23	5
47	13	24	5
48	14	24	5
49	14	25	5

昇格した日の前日に受けていた号俵	昇格後の号俵		
	2級	3級	4級
50	14	25	5
51	14	26	5
52	15	26	5
53	15	27	5
54	15	27	5
55	15	28	5
56	16	28	5
57	16	29	5
58	16	29	5
59	16	29	5
60	17	30	5
61	17	30	5
62	17	30	5
63	18	31	5
64	18	31	5
65	19	31	5
66		32	5
67		32	5
68		32	5
69		32	5
70		32	5
71		33	5
72		33	5
73		33	5
74		33	
75		33	
76		34	
77		34	
78		34	
79		34	
80		34	
81		35	
82		35	
83		35	
84		35	
85		35	

医療職（２）

昇格した日の前 日に受けていた 号俵	昇格後の号俵					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	1	6	1	2	2
19	1	1	7	1	3	3
20	1	1	8	1	4	4
21	1	1	9	1	5	5
22	2	2	10	2	6	5
23	3	3	11	3	7	6
24	4	4	12	4	8	6
25	5	5	13	5	9	7
26	6	6	14	6	10	7
27	7	7	15	7	11	8
28	8	8	16	8	12	8
29	9	9	17	9	13	9
30	10	10	18	10	14	9
31	11	11	19	11	15	10
32	12	12	20	12	16	10
33	13	13	21	13	17	11
34	14	14	22	14	18	11
35	15	15	23	15	19	12
36	16	16	24	16	20	12
37	17	17	25	17	21	13
38	18	18	26	18	22	13
39	19	19	27	19	23	13
40	20	20	28	20	24	13
41	21	21	29	21	25	14
42	22	22	30	22	25	14
43	23	23	31	23	26	14
44	24	24	32	24	26	14
45	25	25	33	25	27	15
46	25	26	34	25	27	15
47	26	27	35	26	28	15
48	26	28	36	26	28	15
49	27	29	37	27	29	15
50	27	30	38	27	29	15
51	28	31	39	28	29	15
52	28	32	40	28	30	15
53	29	33	41	29	30	15
54	29	34	42	29	30	15
55	30	35	43	30	31	15
56	30	36	44	30	31	15
57	31	37	45	31	31	15

昇格した日の前 日に受けていた 号俵	昇格後の号俵					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
58	31	38	46	31	32	15
59	32	39	47	32	32	15
60	32	40	48	32	32	15
61	33	41	49	33	32	15
62	33	42	50	33	33	15
63	34	43	51	33	33	15
64	34	44	52	34	33	15
65	35	45	53	34	33	15
66	35	46	54	34	34	16
67	36	47	55	35	34	16
68	36	48	56	35	34	16
69	37	49	57	35	34	16
70	37	49	57	36	35	16
71	38	50	58	36	35	16
72	38	50	58	36	35	16
73	39	51	59	37	35	17
74	39	51	59	37	36	
75	40	52	60	37	36	
76	40	52	60	37	36	
77	41	53	61	38	36	
78	41	53	61	38	37	
79	41	53	62	38	37	
80	42	54	62	38	37	
81	42	54	63	39	37	
82	42	54	63	39	38	
83	43	55	64	39	38	
84	43	55	64	39	38	
85	43	55	65	39	39	
86		56	66	40		
87		56	67	40		
88		56	68	40		
89		56	69	40		
90		56	69	40		
91		57	70	41		
92		57	70	41		
93		57	70	41		
94		57	70	41		
95		57	70	41		
96		58	70	42		
97		58	70	42		
98		58	70	42		
99		58	70	42		
100		58	70	42		
101		59	70	43		
102		59	70			
103		59	70			
104		59	70			
105		59	70			
106			70			
107			70			
108			70			
109			70			

医療職(3)

昇格した日の前日に受けていた号俵	昇格後の号俵				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	1	1
19	3	1	7	1	1
20	4	1	8	1	1
21	5	1	9	1	1
22	6	1	10	2	1
23	7	1	11	3	1
24	8	1	12	4	1
25	9	1	13	5	1
26	10	1	14	6	2
27	11	1	15	7	3
28	12	1	16	8	4
29	13	1	17	9	5
30	14	2	18	10	6
31	15	3	19	11	7
32	16	4	20	12	8
33	17	5	21	13	9
34	18	6	22	14	10
35	19	7	23	15	11
36	20	8	24	16	12
37	21	9	25	17	13
38	22	10	26	18	14
39	23	11	27	19	15
40	24	12	28	20	16
41	25	13	29	21	17
42	26	14	30	22	17
43	27	15	31	23	18
44	28	16	32	24	18
45	29	17	33	25	19
46	30	18	34	26	19
47	31	19	35	27	20
48	32	20	36	28	20
49	33	21	37	29	21
50	34	22	38	30	21
51	35	23	39	31	22
52	36	24	40	32	22
53	37	25	41	33	23
54	38	26	42	34	23
55	39	27	43	35	24
56	40	28	44	36	24
57	41	29	45	37	25

昇格した日の前日に受けていた号俵	昇格後の号俵				
	2級	3級	4級	5級	6級
58	41	30	46	38	25
59	42	31	47	39	26
60	42	32	48	40	26
61	43	33	49	41	27
62	43	34	50	42	27
63	44	35	51	43	28
64	44	36	52	44	28
65	45	37	53	45	29
66	46	38	54	45	29
67	47	39	55	46	29
68	48	40	56	46	29
69	49	41	57	47	29
70	50	42	58	47	29
71	51	43	59	48	30
72	52	44	60	48	30
73	53	45	61	49	30
74	54	46	62	50	30
75	55	47	63	51	30
76	56	48	64	52	30
77	57	49	65	53	31
78	58	50	66	53	31
79	59	51	67	54	31
80	60	52	68	54	31
81	61	53	69	55	31
82	62	54	70	55	31
83	63	55	71	56	32
84	64	56	72	56	32
85	65	57	73	57	32
86	65	58	74	57	32
87	66	59	75	58	32
88	66	60	76	58	32
89	67	61	77	59	33
90	67	62	78	59	33
91	68	63	79	60	34
92	68	64	80	60	34
93	69	65	81	60	35
94	70	66	81	60	
95	71	67	82	61	
96	72	68	82	61	
97	73	69	83	61	
98	74	70	83	61	
99	75	71	84	62	
100	76	72	84	62	
101	77	73	85	62	
102	77	74	86	62	
103	78	75	87	63	
104	78	76	88	63	
105	79	77	88	63	
106	79	77	88	63	
107	80	77	89	64	
108	80	78	89	64	
109	81	78	89	65	
110	81	78	90		
111	81	79	90		
112	81	79	90		
113	81	79	91		

昇格した日の前日に受けていた号俵	昇格後の号俵				
	2級	3級	4級	5級	6級
114	82	80	91		
115	82	80	91		
116	82	80	92		
117	82	81	92		
118	82	81	92		
119	83	81	93		
120	83	81	93		
121	83	82	93		
122	83	82			
123	83	82			
124	84	82			
125	84	83			
126	84	83			
127	84	83			
128	84	83			
129	85	84			
130	85	84			
131	85	84			
132	86	84			
133	86	85			
134	86	85			
135	87	85			
136	87	86			
137	87	86			
138	88	86			
139	88	86			
140	88	86			
141	89	87			
142	89	87			
143	89	87			
144	89	87			
145	90	87			
146	90	88			
147	90	88			
148	90	88			
149	91	88			
150	91	88			
151	91	89			
152	91	89			
153	92	89			
154	92				
155	92				
156	92				
157	93				
158	93				
159	93				
160	94				
161	94				
162	94				
163	95				
164	95				
165	95				
166	96				
167	96				
168	96				
169	97				

技能

昇格した日の前 日に受けていた 号俵	昇格後の号俵			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	2
24	4	12	1	2
25	5	13	1	3
26	6	13	1	3
27	7	14	1	4
28	8	14	1	4
29	9	15	1	5
30	10	15	2	6
31	11	16	3	7
32	12	16	4	8
33	13	17	5	9
34	14	18	6	9
35	15	19	7	10
36	16	20	8	10
37	17	21	9	11
38	18	22	10	11
39	19	23	11	12
40	20	24	12	12
41	21	25	13	13
42	22	26	14	13
43	23	27	15	14
44	24	28	16	14
45	25	29	17	15
46	26	29	18	15
47	27	30	19	16
48	28	30	20	16
49	29	31	21	17
50	30	31	22	17
51	31	32	23	18
52	32	32	24	18
53	33	33	25	19
54	34	34	26	19
55	35	35	27	20
56	36	36	28	20
57	37	37	29	21

昇格した日の前 日に受けていた 号俵	昇格後の号俵			
	2級	3級	4級	5級
58	38	38	30	21
59	39	39	31	22
60	40	40	32	22
61	41	41	33	23
62	42	42	34	23
63	43	43	35	24
64	44	44	36	24
65	45	45	37	25
66	45	45	38	25
67	45	46	39	25
68	46	46	40	25
69	46	47	41	26
70	46	47	42	26
71	47	48	43	26
72	47	48	44	26
73	47	49	45	27
74	48	49	46	27
75	48	49	47	27
76	48	50	48	27
77	49	50	49	28
78	49	50	50	28
79	49	51	51	28
80	50	51	52	28
81	50	51	53	28
82	50	52	54	28
83	51	52	55	29
84	51	52	56	29
85	51	53	57	29
86	52	53	57	29
87	52	53	58	29
88	52	54	58	29
89	52	54	59	30
90	52	54	59	30
91	53	55	60	30
92	53	55	60	30
93	53	55	61	30
94	53	56	61	30
95	53	56	62	31
96	54	56	62	31
97	54	57	63	31
98	54	57	63	
99	54	57	64	
100	54	58	64	
101	55	58	65	
102	55	58	66	
103	55	59	67	
104	55	59	68	
105	55	59	69	
106		60	69	
107		60	70	
108		60	70	
109		61	71	
110		61	71	
111		61	72	
112		61	72	
113		62	72	
114		62	72	

昇格した日の前 日に受けていた 号俵	昇格後の号俵			
	2級	3級	4級	5級
115		62	72	
116		62	72	
117		63	72	
118		63	72	
119		63	72	
120		63	72	
121		63	72	
122		63	72	
123		63	72	
124		63	72	
125		63	72	
126		63	72	
127		63	72	
128		63	72	
129		63	72	
130		63		
131		63		
132		63		
133		63		
134		63		
135		63		
136		63		
137		63		

降格時号俸対応表

行政職給料表降格時号俸対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	33	21	21	9	13	17	12	1	1
2	34	22	22	10	14	18	17	2	2
3	35	23	23	11	15	19	21	3	3
4	36	24	24	12	16	20	28	4	9
5	37	25	25	13	17	22	45	9	9
6	38	26	26	14	18	24	45	9	9
7	39	27	27	15	19	26	45	9	9
8	40	28	28	16	20	28	45	9	9
9	41	29	29	17	21	30	45	9	
10	42	30	30	18	22	32			
11	43	31	31	19	23	34			
12	44	32	32	20	24	36			
13	45	33	33	21	25	40			
14	46	34	34	22	26	44			
15	47	35	35	23	27	65			
16	48	36	36	24	28	72			
17	49	37	37	25	29	73			
18	50	38	38	26	30	73			
19	51	39	39	27	31	73			
20	52	40	40	28	32	73			
21	54	41	41	29	33	73			
22	56	42	42	30	34	73			
23	58	43	43	31	35	73			
24	60	44	44	32	36	73			
25	62	45	45	33	37	73			
26	64	46	46	34	38	73			
27	66	47	47	35	39	73			
28	68	48	48	36	40	73			
29	71	49	49	37	42	73			
30	74	50	50	38	44	73			
31	77	51	51	39	46	73			
32	80	52	52	40	48	73			
33	83	54	53	41	50	73			
34	86	56	54	42	52	73			
35	89	58	55	43	54	73			
36	92	60	56	44	56	73			
37	93	61	59	45	58	73			
38	93	62	62	46	68	73			
39	93	63	65	47	80	73			
40	93	64	68	48	84	73			
41	93	66	71	49	85	73			
42	93	68	74	50	85	73			
43	93	70	77	51	85	73			
44	93	72	80	52	85	73			
45	93	77	84	53	85	73			
46	93	82	88	54	85				
47	93	87	95	55	85				
48	93	92	102	56	85				
49	93	97	109	57	85				
50	93	102	109	58	85				
51	93	107	109	59	85				
52	93	116	109	60	85				
53	93	125	109	61	85				
54	93	125	109	62	85				
55	93	125	109	63	85				
56	93	125	109	64	85				
57	93	125	109	65	85				
58	93	125	109	66	85				
59	93	125	109	67	85				
60	93	125	109	72	85				
61	93	125	109	77	85				
62	93	125	109	80	85				
63	93	125	109	81	85				

降格した 日の前日 に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
64	93	125	109	82	85				
65	93	125	109	83	85				
66	93	125	109	84	85				
67	93	125	109	86	85				
68	93	125	109	88	85				
69	93	125	109	89	85				
70	93	125	109	90	85				
71	93	125	109	91	85				
72	93	125	109	92	85				
73	93	125	109	93	85				
74	93	125	109	93					
75	93	125	109	93					
76	93	125	109	93					
77	93	125	109	93					
78	93	125	109	93					
79	93	125	109	93					
80	93	125	109	93					
81	93	125	109	93					
82	93	125	109	93					
83	93	125	109	93					
84	93	125	109	93					
85	93	125	109	93					
86	93	125	109						
87	93	125	109						
88	93	125	109						
89	93	125	109						
90	93	125	109						
91	93	125	109						
92	93	125	109						
93	93	125	109						
94	93	125							
95	93	125							
96	93	125							
97	93	125							
98	93	125							
99	93	125							
100	93	125							
101	93	125							
102	93	125							
103	93	125							
104	93	125							
105	93	125							
106	93	125							
107	93	125							
108	93	125							
109	93	125							
110	93								
111	93								
112	93								
113	93								
114	93								
115	93								
116	93								
117	93								
118	93								
119	93								
120	93								
121	93								
122	93								
123	93								
124	93								
125	93								

公安職給料表降格時号俸対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	9	13	21	29	9	13	17	13
2	10	14	22	30	10	14	18	17
3	11	15	23	31	11	15	19	20
4	12	16	24	32	12	16	20	27
5	13	17	25	33	13	17	21	45
6	14	18	26	34	14	18	22	45
7	15	19	27	35	15	19	23	45
8	16	20	28	36	16	20	24	45
9	17	21	29	37	17	21	25	45
10	18	22	30	38	18	22	26	
11	19	23	31	39	19	23	27	
12	20	24	32	40	20	24	28	
13	21	25	33	41	21	25	29	
14	22	26	34	42	22	26	30	
15	23	27	35	43	23	27	31	
16	24	28	36	44	24	28	32	
17	25	29	37	45	25	29	33	
18	26	30	38	46	26	30	34	
19	27	31	39	47	27	31	35	
20	28	32	40	48	28	32	36	
21	29	33	41	49	29	33	37	
22	30	34	42	50	30	34	38	
23	31	35	43	51	31	35	39	
24	32	36	44	52	32	36	40	
25	33	37	45	53	33	37	42	
26	34	38	46	54	34	38	44	
27	35	39	47	55	35	39	46	
28	36	40	48	56	36	40	56	
29	37	41	49	57	37	41	67	
30	38	42	50	58	38	42	70	
31	39	43	51	59	39	43	73	
32	40	44	52	60	40	44	73	
33	41	45	53	61	41	45	73	
34	42	46	54	62	42	46	73	
35	43	47	55	63	43	47	73	
36	44	48	56	64	44	48	73	
37	45	49	57	66	45	51	73	
38	46	50	58	68	46	54	73	
39	47	51	59	70	47	57	73	
40	48	52	60	72	48	67	73	
41	49	53	61	73	49	79	73	
42	50	54	62	74	50	82	73	
43	51	55	63	75	51	85	73	
44	52	56	64	76	52	85	73	
45	53	57	65	77	53	85	73	
46	54	58	66	78	54	85		
47	55	59	67	79	55	85		
48	56	60	68	80	56	85		
49	57	61	70	82	57	85		
50	58	62	72	84	58	85		
51	59	63	74	86	59	85		
52	60	64	76	88	60	85		
53	61	65	77	91	61	85		
54	62	66	78	94	62	85		
55	63	67	79	97	63	85		
56	64	68	80	100	64	85		
57	65	69	81	101	65	85		
58	66	70	82	102	66	85		
59	67	71	83	103	67	85		
60	68	72	84	112	70	85		
61	69	73	85	122	71	85		
62	70	74	86	124	72	85		
63	71	75	87	125	73	85		
64	72	76	88	125	74	85		
65	73	77	89	125	75	85		
66	74	78	90	125	76	85		
67	75	79	91	125	77	85		
68	76	80	92	125	78	85		
69	78	81	93	125	79	85		
70	80	82	94	125	80	85		
71	82	83	95	125	81	85		
72	84	84	96	125	82	85		
73	85	85	97	125	83	85		
降格した 日の前日 に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
74	86	86	98	125	84			
75	87	87	99	125	86			
76	88	88	100	125	88			
77	89	89	101	125	90			
78	90	90	102	125	92			
79	91	91	103	125	93			
80	92	92	104	125	93			
81	93	93	105	125	93			
82	94	94	106	125	93			
83	95	95	107	125	93			
84	96	96	108	125	93			
85	97	97	110	125	93			
86	98	98	112	125				
87	99	99	114	125				
88	100	100	116	125				
89	101	102	118	125				
90	102	104	120	125				
91	103	106	122	125				
92	104	108	132	125				
93	107	109	137	125				
94	110	110	138					
95	113	111	139					
96	116	112	141					
97	118	113	141					
98	120	114	141					
99	122	115	141					
100	124	116	141					
101	125	119	141					
102	125	122	141					
103	125	125	141					
104	125	128	141					
105	125	131	141					
106	125	134	141					
107	125	137	141					
108	125	140	141					
109	125	142	141					
110	125	144	141					
111	125	145	141					
112	125	145	141					
113	125	145	141					
114	125	145	141					
115	125	145	141					
116	125	145	141					
117	125	145	141					
118	125	145	141					
119	125	145	141					
120	125	145	141					
121	125	145	141					
122	125	145	141					
123	125	145	141					
124	125	145	141					
125	125	145	141					
126	125	145						
127	125	145						
128	125	145						
129	125	145						
130	125	145						
131	125	145						
132	125	145						
133	125	145						
134	125	145						
135	125	145						
136	125	145						
137	125	145						
138	125	145						
139	125	145						
140	125	145						
141	125	145						
142	125							
143	125							
144	125							
145	125							

教育職給料表(1)降格時号俸対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸			
	1 級	2 級	特 2 級	3 級
1	21	37	29	41
2	22	38	30	42
3	23	39	31	43
4	24	40	32	44
5	25	41	33	45
6	26	42	34	46
7	27	43	35	47
8	28	44	36	48
9	29	45	37	50
10	30	46	38	52
11	31	47	39	54
12	32	48	40	56
13	33	49	41	58
14	34	50	42	60
15	35	51	43	62
16	36	52	44	64
17	37	53	45	66
18	38	54	46	68
19	39	55	47	69
20	40	56	48	69
21	41	57	49	69
22	42	58	50	
23	43	59	51	
24	44	60	52	
25	46	61	53	
26	48	62	54	
27	50	63	55	
28	52	64	56	
29	54	65	57	
30	56	66	58	
31	58	67	59	
32	60	68	60	
33	62	69	61	
34	64	70	62	
35	66	71	63	
36	68	72	64	
37	70	73	65	
38	72	74	66	
39	74	75	67	
40	76	76	68	
41	78	77	69	
42	80	78	70	
43	82	79	71	
44	84	80	72	
45	86	81	74	
46	88	82	76	
47	90	83	78	
48	92	84	80	
49	94	85	81	
50	96	86	82	
51	98	87	83	

降格した 日の前日 に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸			
	1 級	2 級	特 2 級	3 級
52	100	88	84	
53	102	89	87	
54	104	90	90	
55	106	91	93	
56	108	92	96	
57	112	93	97	
58	116	94	97	
59	120	95	97	
60	124	96	97	
61	130	97	97	
62	136	98	97	
63	142	99	97	
64	148	100	97	
65	150	101	97	
66	152	102	97	
67	153	103	97	
68	153	104	97	
69	153	106	97	
70	153	108		
71	153	110		
72	153	112		
73	153	114		
74	153	116		
75	153	118		
76	153	120		
77	153	125		
78	153	130		
79	153	135		
80	153	140		
81	153	142		
82	153	144		
83	153	149		
84	153	149		
85	153	149		
86	153	149		
87	153	149		
88	153	149		
89	153	149		
90	153	149		
91	153	149		
92	153	149		
93	153	149		
94	153	149		
95	153	149		
96	153	149		
97	153	149		
98	153			
99	153			
100	153			
101	153			
102	153			

降格した 日の前日 に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸			
	1 級	2 級	特 2 級	3 級
103	153			
104	153			
105	153			
106	153			
107	153			
108	153			
109	153			
110	153			
111	153			
112	153			
113	153			
114	153			
115	153			
116	153			
117	153			
118	153			
119	153			
120	153			
121	153			
122	153			
123	153			
124	153			
125	153			
126	153			
127	153			
128	153			
129	153			
130	153			
131	153			
132	153			
133	153			
134	153			
135	153			
136	153			
137	153			
138	153			
139	153			
140	153			
141	153			
142	153			
143	153			
144	153			
145	153			
146	153			
147	153			
148	153			
149	153			

教育職給料表(2)降格時号俸対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸			
	1 級	2 級	特 2 級	3 級
1	9	49	9	61
2	10	50	10	62
3	11	51	11	63
4	12	52	12	68
5	13	53	13	73
6	14	54	14	78
7	15	55	15	84
8	16	56	16	88
9	17	57	17	89
10	18	58	18	89
11	19	59	19	89
12	20	60	20	89
13	21	61	21	89
14	22	62	22	89
15	23	63	23	89
16	24	64	24	89
17	25	65	25	89
18	26	66	26	89
19	27	67	27	89
20	28	68	28	89
21	29	69	29	89
22	30	70	30	89
23	31	71	31	89
24	32	72	32	89
25	33	73	33	89
26	34	74	34	
27	35	75	35	
28	36	76	36	
29	37	77	37	
30	38	78	38	
31	39	79	39	
32	40	80	40	
33	41	81	41	
34	42	82	42	
35	43	83	43	
36	44	84	44	
37	46	85	45	
38	48	86	46	
39	50	87	47	
40	52	88	48	
41	54	89	49	
42	56	90	50	
43	58	91	51	
44	60	92	52	
45	62	93	53	
46	64	94	54	
47	66	95	55	
48	68	96	56	
49	70	97	57	
50	72	98	58	
51	74	99	59	
52	76	100	60	
53	79	101	61	
54	82	102	62	

降格した 日の前日 に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸			
	1 級	2 級	特 2 級	3 級
55	85	103	63	
56	88	104	64	
57	90	105	65	
58	92	106	66	
59	94	107	67	
60	96	108	68	
61	100	109	70	
62	104	110	72	
63	108	111	74	
64	112	112	76	
65	116	114	77	
66	120	116	78	
67	124	118	79	
68	125	120	83	
69	125	121	87	
70	125	122	91	
71	125	123	95	
72	125	124	100	
73	125	125	102	
74	125	126	104	
75	125	127	105	
76	125	128	105	
77	125	130	105	
78	125	134	105	
79	125	138	105	
80	125	142	105	
81	125	146	105	
82	125	150	105	
83	125	153	105	
84	125	156	105	
85	125	158	105	
86	125	160	105	
87	125	161	105	
88	125	161	105	
89	125	161	105	
90	125	161		
91	125	161		
92	125	161		
93	125	161		
94	125	161		
95	125	161		
96	125	161		
97	125	161		
98	125	161		
99	125	161		
100	125	161		
101	125	161		
102	125	161		
103	125	161		
104	125	161		
105	125	161		
106	125			
107	125			
108	125			

降格した 日の前日 に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸			
	1 級	2 級	特 2 級	3 級
109	125			
110	125			
111	125			
112	125			
113	125			
114	125			
115	125			
116	125			
117	125			
118	125			
119	125			
120	125			
121	125			
122	125			
123	125			
124	125			
125	125			
126	125			
127	125			
128	125			
129	125			
130	125			
131	125			
132	125			
133	125			
134	125			
135	125			
136	125			
137	125			
138	125			
139	125			
140	125			
141	125			
142	125			
143	125			
144	125			
145	125			
146	125			
147	125			
148	125			
149	125			
150	125			
151	125			
152	125			
153	125			
154	125			
155	125			
156	125			
157	125			
158	125			
159	125			
160	125			
161	125			

令和4年通知第238号（教育職給料表（１）（２）３級から２級に降格する場合）

降格した 日の前日 に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸		降格した 日の前日 に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸	
	教育職給料表(1) 2 級	教育職給料表(2)2 級		教育職給料表(1) 2 級	教育職給料表(2)2 級
1	69	61	55	149	119
2	70	62	56	149	120
3	71	63	57	149	122
4	72	64	58	149	124
5	73	65	59	149	126
6	74	66	60	149	128
7	75	67	61	149	130
8	76	68	62	149	140
9	77	69	63	149	150
10	78	70	64	149	160
11	79	71	65	149	161
12	80	72	66	149	161
13	81	73	67	149	161
14	82	74	68	149	161
15	83	75	69	149	161
16	84	76	70		161
17	85	77	71		161
18	86	78	72		161
19	87	79	73		161
20	88	80	74		161
21	89	81	75		161
22	90	82	76		161
23	91	83	77		161
24	92	84	78		161
25	93	85	79		161
26	94	86	80		161
27	95	87	81		161
28	96	88	82		161
29	97	89	83		161
30	98	90	84		161
31	99	91	85		161
32	100	92	86		161
33	102	93	87		161
34	104	94	88		161
35	106	95	89		161
36	108	96			
37	110	97			
38	112	98			
39	114	99			
40	116	100			
41	118	101			
42	127	102			
43	136	103			
44	145	104			
45	149	105			
46	149	106			
47	149	107			
48	149	108			
49	149	110			
50	149	112			
51	149	114			
52	149	116			
53	149	117			
54	149	118			

※４級から２級に降格させた場合における号俸は、４級から３級、３級から２級に順次降格させたものと
し、４級から３級への降格については降格時号俸対応表を、３級から２級への降格については上記表を
適用し決定する。

研究職給料表降格時号俸対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸				降格した 日の前日 に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸			
	1 級	2 級	3 級	4 級		1 級	2 級	3 級	4 級
1	25	41	25	12	62	121	121		
2	26	42	26	19	63	121	121		
3	27	43	27	26	64	121	121		
4	28	44	28	33	65	121	121		
5	29	45	29	40	66	121	121		
6	30	46	30	49	67	121	121		
7	31	47	31	57	68	121	121		
8	32	48	32	57	69	121	121		
9	33	51	33	57	70	121	121		
10	34	54	34	57	71	121	121		
11	35	57	35	57	72	121	121		
12	36	60	36	57	73	121	121		
13	37	62	38	57	74	121	121		
14	38	64	40	57	75	121	121		
15	39	66	42		76	121	121		
16	40	68	44		77	121	121		
17	42	71	45		78	121	121		
18	44	74	46		79	121	121		
19	46	77	47		80	121	121		
20	48	80	48		81	121	121		
21	49	81	51		82	121	121		
22	50	82	54		83	121	121		
23	51	83	57		84	121	121		
24	52	84	60		85	121	121		
25	54	88	62		86	121	121		
26	56	92	66		87	121	121		
27	58	96	69		88	121	121		
28	60	100	72		89	121	121		
29	63	103	75		90	121			
30	66	108	78		91	121			
31	69	113	81		92	121			
32	72	118	84		93	121			
33	74	121	86		94	121			
34	76	121	88		95	121			
35	78	121	89		96	121			
36	80	121	89		97	121			
37	82	121	89		98	121			
38	84	121	89		99	121			
39	86	121	89		100	121			
40	88	121	89		101	121			
41	90	121	89		102	121			
42	92	121	89		103	121			
43	94	121	89		104	121			
44	96	121	89		105	121			
45	97	121	89		106	121			
46	98	121	89		107	121			
47	99	121	89		108	121			
48	100	121	89		109	121			
49	101	121	89		110	121			
50	102	121	89		111	121			
51	103	121	89		112	121			
52	104	121	89		113	121			
53	107	121	89		114	121			
54	110	121	89		115	121			
55	113	121	89		116	121			
56	116	121	89		117	121			
57	118	121	89		118	121			
58	120	121			119	121			
59	121	121			120	121			
60	121	121			121	121			
61	121	121							

医療職給料表(1)降格時号俸対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸			降格した 日の前日 に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸		
	1 級	2 級	3 級		1 級	2 級	3 級
1	33	21	23	50	65	85	
2	34	22	26	51	65	85	
3	35	23	30	52	65	85	
4	36	24	33	53	65	85	
5	37	25	73	54	65	85	
6	38	26	73	55	65	85	
7	39	27	73	56	65	85	
8	40	28	73	57	65	85	
9	41	29	73	58	65	85	
10	42	30	73	59	65	85	
11	43	31		60	65	85	
12	44	32		61	65	85	
13	47	33		62	65	85	
14	51	34		63	65	85	
15	55	35		64	65	85	
16	59	36		65	65	85	
17	62	37		66	65	85	
18	64	38		67	65	85	
19	65	39		68	65	85	
20	65	40		69	65	85	
21	65	42		70	65	85	
22	65	44		71	65	85	
23	65	46		72	65	85	
24	65	48		73	65	85	
25	65	50		74	65		
26	65	52		75	65		
27	65	54		76	65		
28	65	56		77	65		
29	65	59		78	65		
30	65	62		79	65		
31	65	65		80	65		
32	65	70		81	65		
33	65	75		82	65		
34	65	80		83	65		
35	65	85		84	65		
36	65	85		85	65		
37	65	85					
38	65	85					
39	65	85					
40	65	85					
41	65	85					
42	65	85					
43	65	85					
44	65	85					
45	65	85					
46	65	85					
47	65	85					
48	65	85					
49	65	85					

医療職給料表(2)降格時号俸対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	21	21	13	21	17	17
2	22	22	14	22	18	18
3	23	23	15	23	19	19
4	24	24	16	24	20	20
5	25	25	17	25	21	22
6	26	26	18	26	22	24
7	27	27	19	27	23	26
8	28	28	20	28	24	28
9	29	29	21	29	25	30
10	30	30	22	30	26	32
11	31	31	23	31	27	34
12	32	32	24	32	28	36
13	33	33	25	33	29	40
14	34	34	26	34	30	44
15	35	35	27	35	31	65
16	36	36	28	36	32	72
17	37	37	29	37	33	73
18	38	38	30	38	34	73
19	39	39	31	39	35	73
20	40	40	32	40	36	73
21	41	41	33	41	37	73
22	42	42	34	42	38	73
23	43	43	35	43	39	73
24	44	44	36	44	40	73
25	46	45	37	46	42	73
26	48	46	38	48	44	73
27	50	47	39	50	46	73
28	52	48	40	52	48	73
29	54	49	41	54	51	73
30	56	50	42	56	54	73
31	58	51	43	58	57	73
32	60	52	44	60	61	73
33	62	53	45	63	65	73
34	64	54	46	66	69	73
35	66	55	47	69	73	73
36	68	56	48	72	77	73
37	70	57	49	76	81	73
38	72	58	50	80	84	73
39	74	59	51	85	85	73
40	76	60	52	90	85	73
41	79	61	53	95	85	73
42	82	62	54	100	85	73
43	85	63	55	101	85	73
44	85	64	56	101	85	73
45	85	65	57	101	85	73
46	85	66	58	101	85	
47	85	67	59	101	85	
48	85	68	60	101	85	
49	85	70	61	101	85	
50	85	72	62	101	85	
51	85	74	63	101	85	
52	85	76	64	101	85	
53	85	79	65	101	85	
54	85	82	66	101	85	
55	85	85	67	101	85	
56	85	90	68	101	85	
57	85	95	70	101	85	

降格した 日の前日 に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
58	85	100	72	101	85	
59	85	105	74	101	85	
60	85	105	76	101	85	
61	85	105	78	101	85	
62	85	105	80	101	85	
63	85	105	82	101	85	
64	85	105	84	101	85	
65	85	105	85	101	85	
66	85	105	86	101	85	
67	85	105	87	101	85	
68	85	105	88	101	85	
69	85	105	90	101	85	
70	85	105	109	101	85	
71	85	105	109	101	85	
72	85	105	109	101	85	
73	85	105	109	101	85	
74	85	105	109	101		
75	85	105	109	101		
76	85	105	109	101		
77	85	105	109	101		
78	85	105	109	101		
79	85	105	109	101		
80	85	105	109	101		
81	85	105	109	101		
82	85	105	109	101		
83	85	105	109	101		
84	85	105	109	101		
85	85	105	109	101		
86	85	105	109			
87	85	105	109			
88	85	105	109			
89	85	105	109			
90	85	105	109			
91	85	105	109			
92	85	105	109			
93	85	105	109			
94	85	105	109			
95	85	105	109			
96	85	105	109			
97	85	105	109			
98	85	105	109			
99	85	105	109			
100	85	105	109			
101	85	105	109			
102	85	105				
103	85	105				
104	85	105				
105	85	105				
106		105				
107		105				
108		105				
109		105				

医療職給料表(3)降格時号俸対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	17	29	13	21	25
2	18	30	14	22	26
3	19	31	15	23	27
4	20	32	16	24	28
5	21	33	17	25	29
6	22	34	18	26	30
7	23	35	19	27	31
8	24	36	20	28	32
9	25	37	21	29	33
10	26	38	22	30	34
11	27	39	23	31	35
12	28	40	24	32	36
13	29	41	25	33	37
14	30	42	26	34	38
15	31	43	27	35	39
16	32	44	28	36	40
17	33	45	29	37	42
18	34	46	30	38	44
19	35	47	31	39	46
20	36	48	32	40	48
21	37	49	33	41	50
22	38	50	34	42	52
23	39	51	35	43	54
24	40	52	36	44	56
25	41	53	37	45	58
26	42	54	38	46	60
27	43	55	39	47	62
28	44	56	40	48	64
29	45	57	41	49	70
30	46	58	42	50	76
31	47	59	43	51	82
32	48	60	44	52	88
33	49	61	45	53	90
34	50	62	46	54	92
35	51	63	47	55	93
36	52	64	48	56	93
37	53	65	49	57	93
38	54	66	50	58	93
39	55	67	51	59	93
40	56	68	52	60	93
41	58	69	53	61	93
42	60	70	54	62	93
43	62	71	55	63	93
44	64	72	56	64	93
45	65	73	57	66	93
46	66	74	58	68	93
47	67	75	59	70	93
48	68	76	60	72	93
49	69	77	61	73	93
50	70	78	62	74	93
51	71	79	63	75	93
52	72	80	64	76	93
53	73	81	65	78	93
54	74	82	66	80	93
55	75	83	67	82	93
56	76	84	68	84	93
57	77	85	69	86	93

降格した 日の前日 に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
58	78	86	70	88	
59	79	87	71	90	
60	80	88	72	94	
61	81	89	73	98	
62	82	90	74	102	
63	83	91	75	106	
64	84	92	76	108	
65	86	93	77	109	
66	88	94	78	109	
67	90	95	79	109	
68	92	96	80	109	
69	93	97	81	109	
70	94	98	82	109	
71	95	99	83	109	
72	96	100	84	109	
73	97	101	85	109	
74	98	102	86	109	
75	99	103	87	109	
76	100	104	88	109	
77	102	107	89	109	
78	104	110	90	109	
79	106	113	91	109	
80	108	116	92	109	
81	113	120	94	109	
82	118	124	96	109	
83	123	128	98	109	
84	128	132	100	109	
85	131	135	101	109	
86	134	140	102	109	
87	137	145	103	109	
88	140	150	106	109	
89	144	153	109	109	
90	148	153	112	109	
91	152	153	115	109	
92	156	153	118	109	
93	159	153	121	109	
94	162	153	121		
95	165	153	121		
96	168	153	121		
97	169	153	121		
98	169	153	121		
99	169	153	121		
100	169	153	121		
101	169	153	121		
102	169	153	121		
103	169	153	121		
104	169	153	121		
105	169	153	121		
106	169	153	121		
107	169	153	121		
108	169	153	121		
109	169	153	121		
110	169	153			
111	169	153			
112	169	153			
113	169	153			
114	169	153			

降格した 日の前日 に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			
118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			
122	169				
123	169				
124	169				
125	169				
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

昇 給 号 俸 数 表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	8 以上	6	4	2	0
	2 以上	1	0	0	0
	2	1	0	0	0

備考

この表に定める上段の号俸数は給与条例第 5 条第 7 項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、中段の号俸数は同項第 1 号の規定の適用を受ける職員に、下段の号俸数は同項第 2 号の規定の適用を受ける職員に適用する。

短期間の育児休業を取得した職員に対する期末・勤勉手当の取扱い

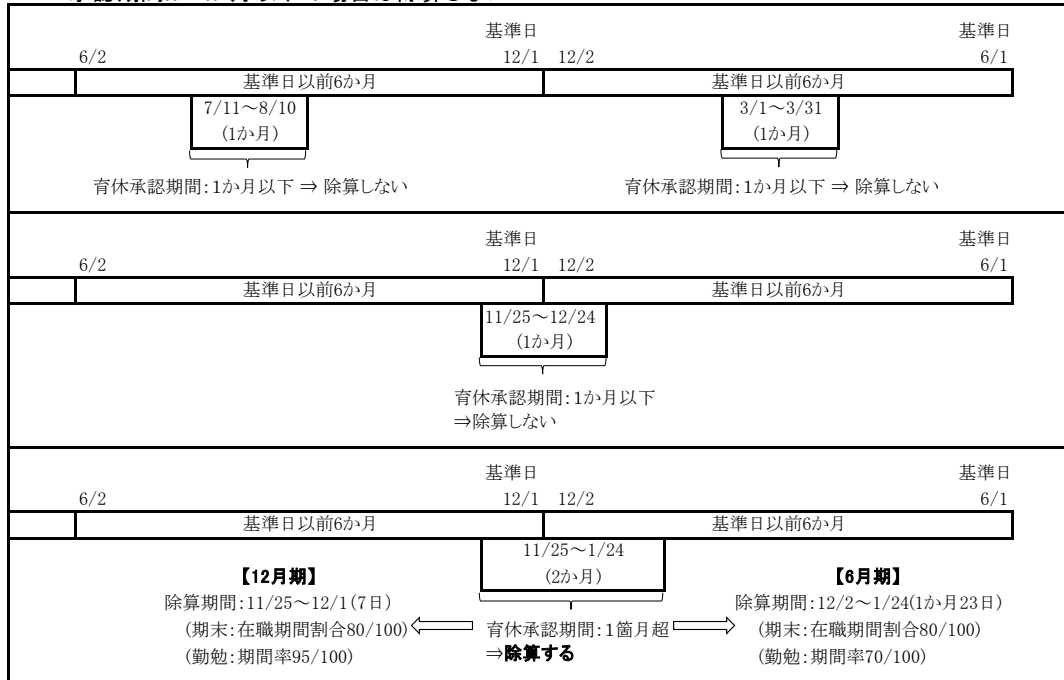
1 基本的な考え方

基準日前6か月以内の期間において育児休業をしている職員について、当該育児休業の承認に係る期間（以下「育休承認期間」という。）の全部が子の出生の日から57日以内に収まっている育児休業であって、当該期間（2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業(①)と、当該育休承認期間の全部又は一部が子の出生の日から57日を超える期間にかかっている育児休業であって、当該期間（2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業(②)をしている職員については、基準日前6か月以内における当該育児休業期間を除算しない。

2 具体例

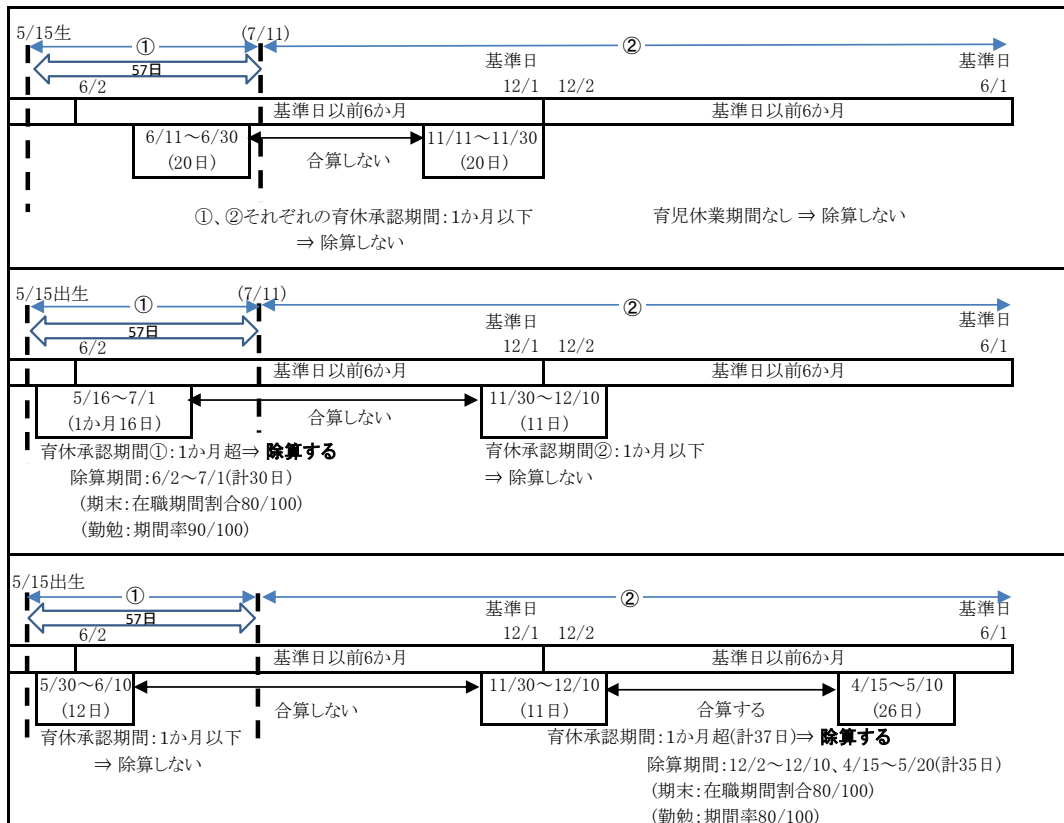
●基準日前6か月以内の期間に1回取得(①、②いずれも適用可)

⇒承認期間が1か月以下の場合には除算しない



●基準日前6か月以内の期間に2回取得

⇒①と②を合算せず、それぞれで1か月以下の場合には除算しない(①、②の育児休業を複数取得している場合は、それぞれで合算する)



※小枠内の〇〇/〇〇~〇〇/〇〇の表記は育児休業承認期間を表す。

給 与 支 給

事由 給与種目	給 与 期 間 中 に						病 休		休	
	要 件 発 生	要 件 変 更	要 件 消 滅			休 職 復 職 専 従 許 可 育 児 休 業	給 与 期 間 数		公務災害 通勤災害	病 結 核 教 特 法 第 1 4 条
			離 職	死 亡	そ の 他		公 務 傷 病 等	私 傷 病		
給 料 月 額	日 割	日 割	日 割	当月まで	日 割	日 割	○	○	100/100	100/100
給 料 の 調 整 額	日 割	日 割	日 割	当月まで	日 割	日 割	○	○	100/100	100/100
教 職 調 整 額	日 割	日 割	日 割	当月まで	日 割	日 割	○	○	100/100	100/100
地 域 手 当	日 割	日 割	日 割	当月まで	日 割	日 割	○	○	100/100	100/100
扶 養 手 当	翌月から	翌月から	当月まで	当月まで	当月まで	日 割	○	○	100/100	100/100
通 勤 手 当	翌月から	翌月から	当月まで	当月まで	当月まで	／	×	×	×	×
単 身 赴 任 手 当	翌月から	翌月から	当月まで	当月まで	当月まで	日 割	○	○	100/100	100/100
住 居 手 当	翌月から	翌月から	当月まで	当月まで	当月まで	日 割	○	○	100/100	100/100
初 任 給 調 整 手 当	日 割	日 割	日 割	当月まで	日 割	日 割	○	○	100/100	100/100
期 末 手 当	／	／	／	／	／	／	／	／	100/100	100/100
勤 勉 手 当	／	／	／	／	／	／	／	／	100/100	100/100 勤務日数 0 → 0
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	日 割	日 割	日 割	当月まで	日 割	日 割	○	○	100/100	100/100
特 地 勤 務 手 当 等	日 割	日 割	日 割	当月まで	日 割	日 割	○	○	100/100	100/100
へ き 地 手 当 等	日 割	日 割	日 割	当月まで	日 割	日 割	○	○	100/100	100/100
管 理 職 手 当	日 割	日 割	日 割	当月まで	日 割	日 割	○	×	100/100	／
特 殊 勤 務 手 当	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
宿 日 直 手 当	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
管理職員特別勤務手当	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
時 間 外 勤 務 手 当	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
休 日 勤 務 手 当	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
夜 間 勤 務 手 当	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
寒 冷 地 手 当	／	／	／	／	／	日 割 (注 4)	○	○	100/100	100/100
産 業 教 育 手 当	日 割	日 割	日 割	当月まで	日 割	日 割	○	×	100/100	×
定時制通信教育手当	日 割	日 割	日 割	当月まで	日 割	日 割	○	×	100/100	×
農林漁業普及指導手当	日 割	日 割	日 割	当月まで	日 割	日 割	○	×	100/100	×
根 拠 条 例 、 規 則 等	条例第 7 条		条例第 7 条	条例第 7 条		規則 7－0 第 5 条			条例第 23 条第 1 号	教 特 法 第 14 条

- (注 1) 基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 ヶ月以内の期間において、勤務した期間がある職員には、当該基準日
(注 2) 給料及び管理職手当の月額合計額に対する地域手当とする。
(注 3) 給料の月額に対する特地勤務手当等・へき地手当等とする。
(注 4) 基準日において支給対象である職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に休職等となった場合等の

関 係 早 見 表

職					専 従	育 児	懲 戒		減 額 (勤務しない場合、部分休業、介護休暇、介護時間、修学部分休業、高齢者部分休業)	根拠条例・規則等
気		刑事事件	分限条例第2条				停 職	減 給		
性	そ の 他		規則7—46 第1条 第1号	規則7—46 第1条 第2号						
左記以外					許 可	休 業				
80/100	80/100	60/100 以内	70/100 以内	100/100 以内	×	×	×	減 給	減 額	条例第7条、 規則7—0第5条
80/100	80/100	60/100 以内	70/100 以内	100/100 以内	×	×	×	減 給	減 額	規則7—0第5条の3
80/100	80/100	60/100 以内	70/100 以内	100/100 以内	×	×	×	減 給	減 額	給与条例給料表備考、 規則7—65第1条
80/100	80/100	60/100 以内	70/100 以内	100/100 以内	×	×	×	減 給 しない	減 額 (注2)	規則7—53第13条
80/100	80/100	60/100 以内	70/100 以内	100/100 以内	×	×	×	減 給 しない	減 額 しない	規則7—0第6条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額 しない	規則7—38第14条の2、 第15条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額 しない	規則7—0第7条
80/100	80/100	60/100 以内	70/100 以内	100/100 以内	×	×	×	減 給 しない	減 額 しない	規則7—0第7条、 規則7—61第8条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額	規則7—41第9条
80/100	80/100	×	70/100 以内	100/100 以内	×	×	×	減 給 しない	減 額 しない	規則7—14第8条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額 しない	規則7—15第8条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額	規則7—78第4条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額 (注3)	規則7—62第8条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額 (注3)	規則7—39第9条
／	／	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額	規則7—18第3条
／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	規則7—2第42条
／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	規則7—17第5条
／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	規則7—0第8条
／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	規則7—0第8条
／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	規則7—0第8条
／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	規則7—0第8条
80/100	80/100	×	70/100 以内	100/100 以内	×	×	×	減 給 しない	減 額	規則7—1第6条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額	規則7—36第5条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額	規則7—40第4条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額	規則7—44第5条
条例第23 条第2号	条例第23 条第3号	条例第23 条第4号	条例第23 条第5号 規則7—46	条例第23 条第5号 規則7—46	地公法 第55条 の2	育児休 業法第 4条	懲戒条 例第5 条	懲戒条 例第4 条	条例第17条等	

に係る期末手当・勤勉手当を支給する（育児休業条例第7条）。

手当額は、日割計算により計算した額となる。詳細については「11 寒冷地手当(3)日割計算による支給」を参照のこと。

諸手当算出の基礎及び支給方法早見表

種 別	根 拠 条 例 等	算 出 の 基 礎								支 給 方 法			特定管理職員 (管理職手当 受給職員)	等短時間勤務職員 定年前再任用職員	備 考
		給料 月 額	給料の調 整額	管理職 手 当	扶養 手当	地域 手当	教職調 整額	管理監督 職勤務年 調整額	別に 定める	給料に 準ずる	次の支 給に 支給	別に 定める			
管 理 職 手 当	給与条例第9条 規則7—18	×	×	／	×	×	×	×	○	○	×	×	○	○	
初任給調整手当	給与条例第9条の2 規則7—41	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	×	
扶 養 手 当	給与条例第10条 規則7—0第6条 規則7—99	×	×	×	／	×	×	×	○	○	×	○	○	×	
地 域 手 当	給与条例第11条の2 ～第11条の5 規則7—53	○	○	○	○	／	○	○	×	○	×	×	○	○	
住 居 手 当	給与条例第11条の6 規則7—0第7条 規則7—61	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	
通 勤 手 当	給与条例第11条の7 規則7—38	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	○	○	
単身赴任手当	給与条例第11条の8 規則7—0第7条 規則7—106	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	
特地勤務手当等	給与条例第12条の2 給与条例第12条の3 規則7—62	○	○	×	○	×	○	○	×	○	×	×	○	○	
へき地手当等	給与条例第21条の4 給与条例第21条の5 規則7—39	○	○	×	○	×	○	○	×	○	×	×	○	○	
時間外勤務手当 (注)	給与条例第14条、第17条 規則7—0第8条 平成22年通知第367号	○	○	○	×	△	○	○	×	×	○	×	×	○	これらの算 出の基礎に おける地域 手当は、給 料及び管理 職手当の月 額の合計額 に対するも のとする。
休日勤務手当 (注)	給与条例第15条、第17条 規則7—0第8条 規則7—70	○	○	○	×	△	○	○	×	×	○	×	×	○	
夜間勤務手当 (注)	給与条例第16条、第17条 規則7—0第8条	○	○	○	×	△	○	○	×	×	○	×	×	○	
宿 日 直 手 当	給与条例第18条 規則7—17	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○	○	
管理職員特別 勤 務 手 当	給与条例第18条の2 規則7—109	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○	○	
期 末 手 当	給与条例第19条 規則7—14	○	○	(加算額)	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	
勤 勉 手 当	給与条例第20条 規則7—15	○	○	(加算額)	×	○	○	○	×	×	×	○	○	○	
寒 冷 地 手 当	給与条例第21条 規則7—1	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	○	○	
義 務 教 育 等 教員特別手当	給与条例第21条の2 規則7—78	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	○	
産業教育手当	給与条例第21条の3 規則7—36	○	×	×	×	×	○	○	×	○	×	×	△	○	特定管理職 員のうち、 校長を除く。
定 時 制 通 信 教 育 手 当	給与条例第21条の6 規則7—40	○	×	×	×	×	○	○	×	○	×	×	○	○	
農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	給与条例第21条の7 規則7—44	○	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×	○	○	
特殊勤務手当	給与条例第12条 規則7—2	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	
給料の調整額	給与条例第8条 規則7—16	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	○	
教 職 調 整 額	給与条例給料表備考 規則7—65	○	／	×	×	×	×	○	○	○	×	×	○	○	

(注) 時間外勤務手当等の算出の基礎には、表のほか、初任給調整手当、給料の月額に対する特地勤務手当等・へき地勤務手当等、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当が含まれる。

主な手当の改正状況

(1) 扶 養 手 当 (月 額)

扶養親族の別 適用 年月日	配 偶 者 (A)	扶 養 親 族 (子) 1人目 (B)	配偶者を欠 く扶養親族 (子) 1人 目 (C)	扶 養 親 族 (子) (D)	左記以外の 扶養親族 (E)	備 考
昭和 24. 1. 1	円 600	円 600	円 400	円 400	円 400	B欄の扶養親族は、子に限る
41. 9. 1	1,000	600	400	400	400	B欄の扶養親族は、子に限る
44. 6. 1	1,700	600	1,200	400	400	B欄及びC欄の扶養親族は、子に限る
46. 5. 1	2,200	600	1,400	600	400	B欄、C欄及びD欄の扶養親族は、子に限る
47. 1. 1	2,200	600	1,400	600	400	児童手当の対象となる子を除く。
47. 4. 1	2,400	800	1,600	800	400	B欄、C欄及びD欄の扶養親族は、子に限る
48. 4. 1	3,500	1,000	2,500	1,000	400	B欄、C欄及びD欄の扶養親族は、子に限る
49. 1. 1	5,000	1,500	3,500	1,500	400	子の限定を解除
50. 7. 1	6,000	2,000	4,000	2,000	400	B欄の扶養親族は、子に限る
51. 4. 1	7,000	2,200	4,500	2,200	1,000	B欄の扶養親族は、子に限る
52. 4. 1	8,000	2,300	5,000	2,300	1,000	B欄の扶養親族は、子に限る
53. 4. 1	9,000	2,700	5,500	2,700	1,000	B欄の扶養親族は、子に限る
54. 4. 1	10,000	3,000	6,500	3,000	1,000	B欄の扶養親族は、子に限る
55. 4. 1	11,000	3,500	7,500	3,500	1,000	B欄の扶養親族は、子に限る
56. 4. 1	12,000	3,500	8,000	3,500	1,000	B欄の扶養親族は、子に限る
58. 4. 1	12,300	3,800	8,300	3,800	1,000	B欄の扶養親族は、子に限る
59. 4. 1	13,200	4,200	8,900	4,200	1,000	B欄の扶養親族は、子に限る
60. 7. 1	14,000	4,500	9,500	4,500	1,000	B欄の扶養親族は、子に限る
61. 4. 1	15,000	4,500	10,000	4,500	1,000	児童手当の支給対象となる第2子についても減額措置 (61.6.1)
63. 4. 1	16,000	4,500	10,500	4,500	1,000	
平成 3. 4. 1	16,000	5,500	11,000	5,500	1,000	児童手当との調整措置を廃止 (4.1.1)
4. 4. 1	16,000	5,500	11,000	5,500	1,000	子等の支給対象年齢の上限を22歳まで引き上げ
5. 4. 1	16,000	5,500	11,000	5,500	2,000	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に1,000円加算
6. 4. 1	16,000	5,500	11,000	5,500	2,000	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に2,000円加算

扶養親族の別 適用 年月日	配 偶 者	扶養親族で ない配偶者 が居る場合 の１人目	配偶者を欠 く扶養親族 の１人目	扶 養 親 族 (２人まで)	扶 養 親 族 (３人目か ら１人につ き)	備 考
平成 ７．４．１	円 16,000	円 －	円 11,000	円 5,500	円 2,000	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 2,500円加算
８．４．１	16,000	－	11,000	5,500	2,000	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 3,000円加算
９．４．１	16,000	6,500	11,000	5,500	2,000	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 4,000円加算
10．４．１	16,000	6,500	11,000	5,500	2,000	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 5,000円加算
12．４．１	16,000	6,500	11,000	6,000	3,000	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 5,000円加算
15．１．１	14,000	6,500	11,000	6,000	5,000	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 5,000円加算
15．12．１	13,500	6,500	11,000	6,000	5,000	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 5,000円加算
17．12．１	13,000	6,500	11,000	6,000	5,000	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 5,000円加算
19．４．１	13,000	6,500	11,000	6,000		満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 5,000円加算
21．４．１	13,000	6,500	11,000	6,500		満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 5,000円加算

	扶養親族の別 級区分	配 偶 者	子 (1人に付き)	父母等 (1人に付き)	備 考
30．４．１	行政職給料表 7 級以下	円 10,000	円 8,000	円 6,500	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 5,000円加算
	行政職給料表 8 級	10,000	8,000	6,500	
	行政職給料表 9 級以上	10,000	8,000	6,500	
31．４．１	行政職給料表 7 級以下	6,500	10,000	6,500	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 5,000円加算
	行政職給料表 8 級	6,500	10,000	6,500	
	行政職給料表 9 級以上	6,500	10,000	6,500	
令和 ２．４．１	行政職給料表 7 級以下	6,500	10,000	6,500	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 5,000円加算
	行政職給料表 8 級	3,500	10,000	3,500	
	行政職給料表 9 級以上	3,500	10,000	3,500	
令和 ３．４．１	行政職給料表 7 級以下	6,500	10,000	6,500	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 5,000円加算
	行政職給料表 8 級	3,500	10,000	3,500	
	行政職給料表 9 級以上	0	10,000	0	
令和 ７．４．１	行政職給料表 7 級以下	<u>3,000</u>	<u>11,500</u>	6,500	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 5,000円加算
	行政職給料表 8 級	<u>0</u>	<u>11,500</u>	3,500	
	行政職給料表 9 級以上	0	<u>11,500</u>	0	
令和 ８．４．１～	行政職給料表 7 級以下	<u>0</u>	<u>13,000</u>	6,500	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 5,000円加算
	行政職給料表 8 級	0	<u>13,000</u>	3,500	
	行政職給料表 9 級以上	0	<u>13,000</u>	0	

(注) 1 「行政職給料表 7 級」、「行政職給料表 8 級」及び「行政職給料表 9 級」には、これらに相当する職務の級を含む。
行政職給料表 8 級相当・・・公安職給料表 9 級及び研究職給料表 5 級
行政職給料表 9 級以上相当・・・医療職給料表 (1) 4 級
2 職員に配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る手当額については、平成30年度は子10,000円、父母等9,000円、令和元年度以降はその年度の表に掲げる子又父母等の額とする。

主な手当の改正状況

(2) 住居手当(月額)

住居の別 適用 年月日	借 家 ・ 借 間				自 宅		備 考
	控 除 額	控除額控除 後の全額 支 給 額	2 分 の 1 加 算 限 度 額	最 高 支 給 限 度 額	新 築 購 入 後 5 年 まで	そ の 他	
昭和 45. 5. 1	円 3,000	円 —	円 3,000	円 3,000	円 —	円 —	新設
48. 4. 1	4,000	3,000	2,000	5,000	—	—	
49. 4. 1	4,000	6,000	2,000	8,000	2,500	1,000	自宅居住者に対する支給 範囲の拡大
50. 7. 1	5,000	6,000	3,000	9,000	2,500	1,000	
51. 4. 1	5,000	7,000	3,500	10,500	2,500	1,000	
52. 4. 1	6,000	7,500	5,000	12,500	2,500	1,000	
54. 5. 1	7,000	7,500	5,500	13,000	2,500	1,000	
56. 4. 1	9,000	7,500	6,500	14,000	2,500	1,000	
58. 4. 1	9,000	7,500	6,800	14,300	2,500	1,000	
59. 4. 1	9,000	7,500	7,200	14,700	2,500	1,000	
60. 7. 1	9,000	7,500	7,500	15,000	2,500	1,000	
62. 4. 1	11,000	9,500	8,500	18,000	2,500	1,000	
63. 4. 1	11,000	9,500	11,500	21,000	2,500	1,000	
平成 2. 4. 1	11,000	10,000	13,000	23,000	2,500	1,000	
4. 4. 1	12,000	11,000	15,000	26,000	2,500	1,000	
5. 4. 1	12,000	11,000	16,000	27,000	2,500		自宅については、 平成6年1月1日適用
8. 1. 1	12,000	11,000	16,000	27,000	3,000		
22. 4. 1	12,000	11,000	16,000	27,000	—		自宅居住者に対する手当 の廃止

主な手当の改正状況

(3) 通 勤 手 当 (月 額)

通勤方法の別 適用 年月日	交 通 機 関			交 通 用 具				備 考
	全 額 支給額	2分の 1加算 限度額	最 高 支 給 限度額	原 動 機 付 自 転 車 等 ①	自 転 車 等 ②	①, ②のうち 交 通 不 便 者	自 動 車	
昭和 33.4.1	円 —	円 —	円 600	100				1 新設 2 交通機関の算出基礎3箇 月定期券代 控除額 100円
36.10.1	—	—	750	200				
38.10.1	—	—	900	350	300	350又は300	350	
39.9.1	—	—	900	450	400	450又は400	450	交通機関の算出基礎控除額の 廃止
40.9.1	1,100	500	1,600	500	450	500又は450	500	
41.9.1	1,600	800	2,400	580	500	580又は500	580	
43.5.1	2,400	1,200	3,600	700	600	700又は600	700	交通機関と交通用具との併給 制度新設
44.6.1	2,800	1,400	4,200	900	700	900又は700	900	交通機関の算出基礎1箇月定 期券代に改正
45.5.1	2,800	1,400	4,200	900		10km以上 1,400	最低 6km未満 900 最高10km以上 1,400	自動車は距離段階別定額
47.4.1	5,000	3,000	8,000	10km未満 10km以上15km未満 15km以上	1,000 1,500 1,800	10km以上 1,800	〃 4km未満 1,000 〃 26km以上 5,000	
48.4.1	5,000	3,000	8,000	〃 〃 〃	1,100 1,800 2,000	10km以上15km 未満 2,000 15km以上 2,500	〃 1,100 〃 5,000	
49.4.1	8,000	3,000	11,000	〃 〃 〃	1,300 2,300 2,500	〃 2,500 〃 3,600	〃 1,300 〃 30km以上 8,000	
50.7.1	10,000	3,500	13,500	〃 〃 〃	1,600 2,800 3,100	〃 3,100 〃 4,200	〃 1,600 〃 8,000	
51.4.1	12,500	3,500	16,000	〃 〃 〃	1,700 3,000 3,300	〃 3,300 〃 4,600	〃 1,600 〃 8,000	
52.4.1	14,000	4,000	18,000	〃 〃 〃	2,000 3,400 3,800	〃 3,800 〃 5,300	〃 2,000 〃 10,000	
53.4.1	15,000	4,000	19,000	5km未満 5km以上10km未満 10km以上15km未満 15km以上	2,000 2,200 3,600 4,100	15km未満 4,100 15km以上20km 未満 5,600 20km以上 7,100	〃 2,000 〃 40km以上 11,000	
54.4.1	15,000	5,000	20,000	〃 〃 〃 〃	2,000 2,200 3,600 4,100	〃 4,100 〃 5,600 〃 7,100	〃 2,000 〃 13,000	
55.4.1	16,000	5,000	21,000	〃 〃 〃 〃	2,000 2,200 3,600 4,500	〃 4,500 〃 6,100 〃 7,800	〃 2,000 〃 15,500	

通勤方法の別 適用 年月日	交 通 機 関			交 通 用 具				備 考
	全 額 支給額	2分の 1加算 限度額	最 高 支 給 限度額	原 動 機 付 自 転 車 等 ①	自 転 車 等 ②	①, ② の うち 交 通 不 便 者	自 動 車	
5 6 . 4 . 1	17,000	5,000	22,000	〃 〃 〃 〃	2,000 2,200 3,600 4,500	〃 〃 〃 〃	4,500 6,100 2,000 17,000	
5 8 . 4 . 1	17,600	5,300	22,900	〃 〃 〃 〃	2,000 2,400 3,600 4,700	〃 〃 〃 〃	4,700 6,400 2,000 18,100	
5 9 . 4 . 1	18,300	5,700	24,000	〃 〃 〃 〃	2,000 2,600 3,600 5,000	〃 〃 〃 〃	5,000 6,800 2,000 19,500	
6 0 . 7 . 1	20,000	6,500	26,500	〃 〃 〃 〃	2,000 2,700 3,600 5,500	〃 〃 〃 〃	5,500 7,500 2,000 21,000	
6 1 . 4 . 1	20,000	6,500	26,500	〃 〃 〃 〃	2,000 2,700 3,600 5,500	〃 〃 〃 〃	5,500 7,500 2,000 46km以上 22,500	
6 2 . 4 . 1	21,000	7,500	28,500	〃 〃 〃 〃	2,000 3,800 5,000 6,000	〃 〃 〃 〃	6,000 8,100 2,000 10,400 24,500	

通勤方法の別 適用 年月日	交 通 機 関			交 通 用 具		備 考
	全 額 支給額	2分の 1加算 限度額	最 高 支 給 限度額	普 通 自 動 車 以 外	普 通 自 動 車 等	
平成 元. 4. 1	30,000	7,500	37,500	5km未満 2,000 5km以上10km未満 4,100 10km以上15km未満 6,200 15km以上20km未満 8,300 20km以上25km未満 10,400 25km以上30km未満 12,500 30km以上 14,600	最低 4km未満 2,200 最高60km以上 31,000	交通不便者の区分廃止
3. 4. 1	40,000	7,500	47,500	" 2,000 " 4,100 " 6,200 " 8,300 " 10,400 " 12,500 30km以上35km未満 14,600 35km以上40km未満 16,700 40km以上 18,800	" 2,200 " 32,000	
4. 4. 1	40,000	7,500	47,500	" 2,000 " 4,100 " 6,500 " 8,900 " 11,300 " 13,700 " 16,100 " 18,500 " 20,900	" 2,200 " 33,000	
8. 1. 1	45,000	20,000	65,000	" 2,000 " 4,100 " 6,500 " 8,900 " 11,300 " 13,700 " 16,100 " 18,500 " 20,900	" 2,200 " 33,000	
11. 4. 1	45,000	20,000	65,000	" 2,000 " 4,100 " 6,500 " 8,900 " 11,300 " 13,700 " 16,100 " 18,500 " 20,900	" 2,200 " 33,000	高速自動車国道等の利用者には通行料金の1/2を 運賃等相当額に算入
16. 4. 1	55,000	10,000	65,000	" 2,000 " 4,100 " 6,500 " 8,900 " 11,300 " 13,700 " 16,100 " 18,500 40km以上45km未満 20,900 45km以上50km未満 21,800 50km以上55km未満 22,700 55km以上60km未満 23,600 60km以上 24,500	" 2,200 " 33,000	6箇月定期券等（交通機 関等利用者）の価額を導入
27. 1. 1	55,000	10,000	65,000	" 2,000 " 4,200 " 7,100 " 10,000 " 12,900 " 15,800 " 18,700 " 21,600 " 24,400 " 26,200 " 28,000 " 29,800 " 31,600	" 2,400 最高70km以上 49,700	

通勤方法の別 適用 年月日	交 通 機 関			交 通 用 具		備 考
	全 額 支給額	2分の 1加算 限度額	最 高 支 給 限度額	普 通 自 動 車 以 外	普 通 自 動 車 等	
3 1 . 4 . 1	55,000	10,000	65,000	" 2,000 " 4,200 " 7,100 " 10,000 " 12,900 " 15,800 " 18,700 " 21,600 " 24,400 " 26,200 " 28,000 " 29,800 " 31,600	" 2,100 最高80km以上 52,500	
令和 6 . 4 . 1	55,000	10,000	65,000	" 2,000 " 4,200 " 7,100 " 10,000 " 12,900 " 15,800 " 18,700 " 21,600 " 24,400 " 26,200 " 28,000 " 29,800 " 31,600	" 2,100 " 54,000	
令和 <u>7 . 4 . 1</u>	<u>150,000</u>	<u>—</u>	<u>150,000</u>	" 2,000 " 4,200 " 7,100 " 10,000 " 12,900 " 15,800 " 18,700 " 21,600 " 24,400 " 26,200 " 28,000 " 29,800 " 31,600	" 2,100 " <u>56,700</u>	<u>高速自動車国道等の利用 に係る通行料金の全額を運 賃等相当額に算入</u>

主な手当の改正状況

(4) 宿 日 直 手 当 (勤務1回に対する額)

業務の別 適用年月日	一 般 管 理	特 殊 業 務 を 伴 う も の				備 考
		ダ ム 管 理 等	研 修 施 設 等	警 察 署 等	病院等 (医師)	
昭和 28. 1. 1	円 360	円 —	円 —	円 —	円 —	
29. 7. 5	240	—	—	—	—	
36. 4. 1	260	—	—	—	—	
37. 4. 1	310	—	—	—	—	
38. 1. 1	360	—	—	—	—	
39. 9. 1	420	—	—	—	—	
42. 8. 1	510	—	—	—	—	
46. 1. 1	620	—	—	1,200	—	
48. 9. 1	1,000	—	—	2,000	—	
49. 4. 1	1,000	—	1,500	2,000	—	
49. 9. 1	1,300	—	2,000	2,600	—	
51. 4. 1	1,800	—	2,400	3,200	—	
52. 12. 24	1,800	—	2,400	3,200	10,000 (6,000)	()内は、管理職手当を支給される医師
57. 4. 1	1,800	2,000	2,400	3,200	10,000 (6,000)	〃
62. 1. 1	2,300	2,800	3,300	4,200	12,000 (7,200)	〃
平成 4. 1. 1	2,900	3,600	4,100	5,100	13,000 (7,800)	〃
5. 1. 1	3,200	4,000	4,500	5,600	14,000 (8,400)	〃
7. 1. 1	3,300	4,200	4,800	6,000	15,000 (9,000)	〃
8. 1. 1	3,400	4,300	5,100	6,400	16,000 (9,600)	〃
9. 1. 1	3,600	4,500	5,300	6,600	17,000 (10,200)	〃
10. 1. 1	3,800	4,700	5,500	6,800	18,000 (10,800)	〃
11. 1. 1	4,000	4,900	5,700	7,000	19,000 (11,400)	〃
12. 1. 1	4,200	5,100	5,900	7,200	20,000 (12,000)	〃
20. 5. 1	4,200	5,100	5,900	7,200	20,000	
30. 4. 1	4,400	5,300	6,100	7,400	21,000	

主な手当の改正状況

(5) (i) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係る期末手当及び勤勉手当（支給割合）

手当・支給 期の別 適用年月日	期 末 手 当				勤 勉 手 当				合 計				備 考
	6 月	1 2 月	3 月	計	6 月	1 2 月	3 月	計	6 月	1 2 月	3 月	計	
昭和 2 7 . 1 1 . 1	0.50	0.50	—	1.00	—	0.50	—	0.50	0.50	1.00	—	1.50	新設（期末手当 は、臨時手当年 末手当を統一）
2 9 . 1 . 1	0.50	0.75	—	1.25	0.25	0.50	—	0.75	0.75	1.25	—	2.00	
3 0 . 12 . 25	0.50	1.00	—	1.50	0.25	0.50	—	0.75	0.75	1.50	—	2.25	
3 1 . 12 . 15	0.50	1.15	—	1.65	0.25	0.50	—	0.75	0.75	1.65	—	2.40	
3 2 . 12 . 13	0.50	1.30	—	1.80	0.25	0.50	—	0.75	0.75	1.80	—	2.55	
3 3 . 4 . 1	0.50	1.40	—	1.90	0.25	0.50	—	0.75	0.75	1.90	—	2.65	
3 4 . 6 . 1 5	0.65	1.40	—	2.05	0.25	0.50	—	0.75	0.90	1.90	—	2.80	
3 5 . 6 . 1 5	0.75	1.40	—	2.15	0.25	0.50	—	0.75	1.00	1.90	—	2.90	
3 5 . 1 0 . 1	0.75	1.50	—	2.25	0.25	0.50	—	0.75	1.00	2.00	—	3.00	
3 6 . 1 0 . 1	0.95	1.70	—	2.65	0.25	0.50	—	0.75	1.20	2.20	—	3.40	
3 7 . 1 0 . 1	1.00	1.90	—	2.90	0.30	0.30	0.20	0.80	1.30	2.20	0.20	3.70	
3 8 . 1 0 . 1	1.00	2.00	—	3.00	0.30	0.30	0.30	0.90	1.30	2.30	0.30	3.90	
3 9 . 9 . 1	1.10	2.10	—	3.20	0.30	0.30	0.40	1.00	1.40	2.40	0.40	4.20	
4 0 . 9 . 1	1.10	2.20	—	3.30	0.30	0.30	0.40	1.00	1.40	2.50	0.40	4.30	
4 2 . 8 . 1	1.10	2.20	—	3.30	0.30	0.30	0.50	1.10	1.40	2.50	0.50	4.40	
4 4 . 4 . 1	0.90	1.90	0.50	3.30	0.50	0.60	—	1.10	1.40	2.50	0.50	4.40	支給期別の割振 の変更
4 4 . 6 . 1	0.90	2.00	0.50	3.40	0.50	0.60	—	1.10	1.40	2.60	0.50	4.50	
4 5 . 5 . 1	1.00	2.00	0.50	3.50	0.60	0.60	—	1.20	1.60	2.60	0.50	4.70	
4 6 . 5 . 1	1.10	2.00	0.50	3.60	0.60	0.60	—	1.20	1.70	2.60	0.50	4.80	管理監督の地位 にある一部の者 に対する加算 措置
4 8 . 1 2	1.10	2.30 [+0.3]←[-0.3]	0.20	3.60	0.60	0.60	—	1.20	1.70	2.90	0.20	4.80	期末手当は 48 年度の特例措置
4 9 . 4 . 2 7 4 9 . 9 . 1	4/27 [0.3] 6 月 1.10			4.00					4/27 [0.3]			5.20	4/27 に係るもの は 49 年度の期 末手当の特例措 置(49.4.30 支 給)
(50年度)	1.40	2.10	0.50	4.00	0.60	0.60	—	1.20	2.00	2.70	0.50	5.20	50 年度の支給割 合は 49 年 12 月 の条例改正で措 置(49.9.1 適用)
5 1 . 4 . 1	1.40	2.00	0.50	3.90	0.50	0.60	—	1.10	1.90	2.60	0.50	5.00	
5 3 . 4 . 1	1.40	1.90	0.50	3.80	0.50	0.60	—	1.10	1.90	2.50	0.50	4.90	
平成 元 . 4 . 1	1.50	1.90	0.50	3.90	0.60	0.60	—	1.20	2.10	2.50	0.50	5.10	
2 . 4 . 1	1.60	2.00	0.55	4.15	0.60	0.60	—	1.20	2.20	2.60	0.55	5.35	係長以上の職員 に対して加算措 置

適用 年月日	区分	手当・支給 期の別				勤 勉 手 当				合 計				備 考
		6 月	1 2 月	3 月	計	6 月	1 2 月	3 月	計	6 月	1 2 月	3 月	計	
3. 4. 1		1. 60	2. 10	0. 55	4. 25	0. 60	0. 60	—	1. 20	2. 20	2. 70	0. 55	5. 45	
5. 4. 1		1. 60	2. 00	0. 50	4. 10	0. 60	0. 60	—	1. 20	2. 20	2. 60	0. 50	5. 30	下段は支給 割合特例措 置
		1. 60	2. 10	0. 40		0. 60	0. 60	—		2. 20	2. 70	0. 40		
6. 4. 1		1. 60	1. 90	0. 50	4. 00	0. 60	0. 60	—	1. 20	2. 20	2. 50	0. 50	5. 20	下段は支給 割合特例措 置
		1. 60	2. 00	0. 40		0. 60	0. 60	—		2. 20	2. 60	0. 40		
9. 4. 1		1. 60	1. 90	0. 55	4. 05	0. 60	0. 60	—	1. 20	2. 20	2. 50	0. 55	5. 25	
11. 4. 1		1. 45	1. 75	0. 55	3. 75	0. 60	0. 60	—	1. 20	2. 05	2. 35	0. 55	4. 95	下段は支給 割合特例措 置
		1. 60	1. 90	0. 25		0. 60	0. 60	—		2. 20	2. 50	0. 25		
12. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	1. 45	1. 75	0. 55	3. 75	0. 60	0. 60	—	1. 20	2. 05	2. 35	0. 55	4. 95	特定幹部職 員の期末手 当を勤勉手 当に振替え
	特定幹部職員	1. 25	1. 55	0. 55	3. 35	0. 80	0. 80	—	1. 60	2. 05	2. 35	0. 55	4. 95	
(12 年度)	特定幹部職員以外の職員	1. 45	1. 75	0. 35 (0. 25)	3. 55 (3. 45)	0. 60	0. 60	—	1. 20	2. 05	2. 35	0. 35 (0. 25)	4. 75 (4. 65)	支 給 割 合 特 例 措 置
	特定幹部職員	1. 25	1. 55	0. 35 (0. 25)	3. 15 (3. 05)	0. 80	0. 80	—	1. 60	2. 05	2. 35	0. 35 (0. 25)	4. 75 (4. 65)	
13. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	1. 45	1. 60	0. 55	3. 60	0. 60	0. 55	—	1. 15	2. 05	2. 15	0. 55	4. 75	
	特定幹部職員	1. 25	1. 40	0. 55	3. 20	0. 80	0. 75	—	1. 55	2. 05	2. 15	0. 55	4. 75	
(13 年度)	特定幹部職員以外の職員	1. 45	1. 60	0. 50 (0. 25)	3. 55 (3. 30)	0. 60	0. 55	—	1. 15	2. 05	2. 15	0. 50 (0. 25)	4. 70 (4. 45)	支 給 割 合 特 例 措 置
	特定幹部職員	1. 25	1. 40	0. 50 (0. 25)	3. 15 (2. 90)	0. 80	0. 75	—	1. 55	2. 05	2. 15	0. 50 (0. 25)	4. 70 (4. 45)	
14. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	1. 45	1. 55	0. 55	3. 55	0. 60	0. 55	—	1. 15	2. 05	2. 10	0. 55	4. 70	
	特定幹部職員	1. 25	1. 35	0. 55	3. 15	0. 80	0. 75	—	1. 55	2. 05	2. 10	0. 55	4. 70	
(14 年度)	特定幹部職員以外の職員	1. 45	1. 55	0. 50	3. 50	0. 60	0. 55	—	1. 15	2. 05	2. 10	0. 50	4. 65	支 給 割 合 特 例 措 置
	特定幹部職員	1. 25	1. 35	0. 50	3. 10	0. 80	0. 75	—	1. 55	2. 05	2. 10	0. 50	4. 65	
15. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	1. 55	1. 70	—	3. 25	0. 70	0. 70	—	1. 40	2. 25	2. 40	—	4. 65	
	特定幹部職員	1. 35	1. 50	—	2. 85	0. 90	0. 90	—	1. 80	2. 25	2. 40	—	4. 65	
(15 年度)	特定幹部職員以外の職員	1. 55	1. 45	—	3. 00	0. 70	0. 70	—	1. 40	2. 25	2. 15	—	4. 40	支 給 割 合 特 例 措 置
	特定幹部職員	1. 35	1. 25	—	2. 60	0. 90	0. 90	—	1. 80	2. 25	2. 15	—	4. 40	
16. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	1. 40	1. 60	—	3. 00	0. 70	0. 70	—	1. 40	2. 10	2. 30	—	4. 40	
	特定幹部職員	1. 20	1. 40	—	2. 60	0. 90	0. 90	—	1. 80	2. 10	2. 30	—	4. 40	
(17 年度)	特定幹部職員以外の職員	1. 40	1. 60	—	3. 00	0. 70	0. 75	—	1. 45	2. 10	2. 35	—	4. 45	支 給 割 合 特 例 措 置
	特定幹部職員	1. 20	1. 40	—	2. 60	0. 90	0. 95	—	1. 85	2. 10	2. 35	—	4. 45	
18. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	1. 40	1. 60	—	3. 00	0. 725	0. 725	—	1. 45	2. 125	2. 325	—	4. 45	
	特定幹部職員	1. 20	1. 40	—	2. 60	0. 925	0. 925	—	1. 85	2. 125	2. 325	—	4. 45	
(21 年度)	特定幹部職員以外の職員	1. 40	1. 35	—	2. 75	0. 725	0. 675	—	1. 40	2. 125	2. 025	—	4. 15	支 給 割 合 特 例 措 置
	特定幹部職員	1. 20	1. 15	—	2. 35	0. 925	0. 875	—	1. 80	2. 125	2. 025	—	4. 15	
22. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	1. 25	1. 50	—	2. 75	0. 70	0. 70	—	1. 40	1. 95	2. 20	—	4. 15	
	特定幹部職員	1. 05	1. 30	—	2. 35	0. 90	0. 90	—	1. 80	1. 95	2. 20	—	4. 15	
(22 年度)	特定幹部職員以外の職員	1. 25	1. 35	—	2. 60	0. 70	0. 65	—	1. 35	1. 95	2. 00	—	3. 95	支 給 割 合 特 例 措 置
	特定幹部職員	1. 05	1. 15	—	2. 20	0. 90	0. 85	—	1. 75	1. 95	2. 00	—	3. 95	
23. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	1. 225	1. 375	—	2. 60	0. 675	0. 675	—	1. 35	1. 90	2. 05	—	3. 95	
	特定幹部職員	1. 025	1. 175	—	2. 20	0. 875	0. 875	—	1. 75	1. 90	2. 05	—	3. 95	
26. 12. 1	特定幹部職員以外の職員	1. 225	1. 375	—	2. 60	0. 675	0. 725	—	1. 40	1. 90	2. 10	—	4. 00	
	特定幹部職員	1. 025	1. 175	—	2. 20	0. 875	0. 925	—	1. 80	1. 90	2. 10	—	4. 00	
27. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	1. 225	1. 375	—	2. 60	0. 70	0. 70	—	1. 40	1. 925	2. 075	—	4. 00	
	特定幹部職員	1. 025	1. 175	—	2. 20	0. 90	0. 90	—	1. 80	1. 925	2. 075	—	4. 00	
27. 12. 1	特定幹部職員以外の職員	1. 225	1. 375	—	2. 60	0. 70	0. 90	—	1. 60	1. 925	2. 275	—	4. 20	
	特定幹部職員	1. 025	1. 175	—	2. 20	0. 90	1. 10	—	2. 00	1. 925	2. 275	—	4. 20	

適用 年月日	手当・支給 期の別 区分	期 末 手 当				勤 勉 手 当				合 計				備考
		6 月	1 2 月	3 月	計	6 月	1 2 月	3 月	計	6 月	1 2 月	3 月	計	
28. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	1. 225	1. 375	—	2. 60	0. 80	0. 80	—	1. 60	2. 025	2. 175	—	4. 20	
	特定幹部職員	1. 025	1. 175	—	2. 20	1. 00	1. 00	—	2. 00	2. 025	2. 175	—	4. 20	
28. 12. 1	特定幹部職員以外の職員	1. 225	1. 375	—	2. 60	0. 80	0. 90	—	1. 70	2. 025	2. 275	—	4. 30	
	特定幹部職員	1. 025	1. 175	—	2. 20	1. 00	1. 10	—	2. 10	2. 025	2. 275	—	4. 30	
29. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	1. 225	1. 375	—	2. 60	0. 85	0. 85	—	1. 70	2. 075	2. 225	—	4. 30	
	特定幹部職員	1. 025	1. 175	—	2. 20	1. 05	1. 05	—	2. 10	2. 075	2. 225	—	4. 30	
29. 12. 1	特定幹部職員以外の職員	1. 225	1. 375	—	2. 60	0. 85	0. 95	—	1. 80	2. 075	2. 325	—	4. 40	
	特定幹部職員	1. 025	1. 175	—	2. 20	1. 05	1. 15	—	2. 20	2. 075	2. 325	—	4. 40	
30. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	1. 225	1. 375	—	2. 60	0. 90	0. 90	—	1. 80	2. 125	2. 275	—	4. 40	
	特定幹部職員	1. 025	1. 175	—	2. 20	1. 10	1. 10	—	2. 20	2. 125	2. 275	—	4. 40	
30. 12. 1	特定幹部職員以外の職員	1. 225	1. 375	—	2. 60	0. 90	0. 95	—	1. 85	2. 125	2. 325	—	4. 45	
	特定幹部職員	1. 025	1. 175	—	2. 20	1. 10	1. 15	—	2. 25	2. 125	2. 325	—	4. 45	
31. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	1. 30	1. 30	—	2. 60	0. 925	0. 925	—	1. 85	2. 225	2. 225	—	4. 45	
	特定幹部職員	1. 10	1. 10	—	2. 20	1. 125	1. 125	—	2. 25	2. 225	2. 225	—	4. 45	
令和 元. 12. 1	特定幹部職員以外の職員	1. 30	1. 30	—	2. 60	0. 925	0. 975	—	1. 90	2. 225	2. 275	—	4. 50	
	特定幹部職員	1. 10	1. 10	—	2. 20	1. 125	1. 175	—	2. 30	2. 225	2. 275	—	4. 50	
2. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	1. 30	1. 30	—	2. 60	0. 95	0. 95	—	1. 90	2. 25	2. 25	—	4. 50	
	特定幹部職員	1. 10	1. 10	—	2. 20	1. 15	1. 15	—	2. 30	2. 25	2. 25	—	4. 50	
2. 12. 1	特定幹部職員以外の職員	1. 30	1. 25	—	2. 55	0. 95	0. 95	—	1. 90	2. 25	2. 20	—	4. 45	
	特定幹部職員	1. 10	1. 05	—	2. 15	1. 15	1. 15	—	2. 30	2. 25	2. 20	—	4. 45	
3. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	1. 275	1. 275	—	2. 55	0. 95	0. 95	—	1. 90	2. 225	2. 225	—	4. 45	
	特定幹部職員	1. 075	1. 075	—	2. 15	1. 15	1. 15	—	2. 30	2. 225	2. 225	—	4. 45	
3. 12. 1	特定幹部職員以外の職員	1. 275	1. 125	—	2. 40	0. 95	0. 95	—	1. 90	2. 225	2. 075	—	4. 30	
	特定幹部職員	1. 075	0. 925	—	2. 00	1. 15	1. 15	—	2. 30	2. 225	2. 075	—	4. 30	
4. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	1. 20	1. 20	—	2. 40	0. 95	0. 95	—	1. 90	2. 15	2. 15	—	4. 30	
	特定幹部職員	1. 00	1. 00	—	2. 00	1. 15	1. 15	—	2. 30	2. 15	2. 15	—	4. 30	
4. 12. 1	特定幹部職員以外の職員	1. 20	1. 20	—	2. 40	0. 95	1. 05	—	2. 00	2. 15	2. 25	—	4. 40	
	特定幹部職員	1. 00	1. 00	—	2. 00	1. 15	1. 25	—	2. 40	2. 15	2. 25	—	4. 40	
5. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	1. 20	1. 20	—	2. 40	1. 00	1. 00	—	2. 00	2. 20	2. 20	—	4. 40	
	特定幹部職員	1. 00	1. 00	—	2. 00	1. 20	1. 20	—	2. 40	2. 20	2. 20	—	4. 40	
5. 12. 1	特定幹部職員以外の職員	1. 20	1. 25	—	2. 45	1. 00	1. 05	—	2. 05	2. 20	2. 30	—	4. 50	
	特定幹部職員	1. 00	1. 05	—	2. 05	1. 20	1. 25	—	2. 45	2. 20	2. 30	—	4. 50	
6. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	1. 225	1. 225	—	2. 45	1. 025	1. 025	—	2. 05	2. 25	2. 25	—	4. 50	
	特定幹部職員	1. 025	1. 025	—	2. 05	1. 225	1. 225	—	2. 45	2. 25	2. 25	—	4. 50	
<u>6. 12. 1</u>	特定幹部職員以外の職員	<u>1. 225</u>	<u>1. 275</u>	<u>—</u>	<u>2. 50</u>	<u>1. 025</u>	<u>1. 075</u>	<u>—</u>	<u>2. 10</u>	<u>2. 25</u>	<u>2. 35</u>	<u>—</u>	<u>4. 60</u>	
	特定幹部職員	<u>1. 025</u>	<u>1. 075</u>	<u>—</u>	<u>2. 10</u>	<u>1. 225</u>	<u>1. 275</u>	<u>—</u>	<u>2. 50</u>	<u>2. 25</u>	<u>2. 35</u>	<u>—</u>	<u>4. 60</u>	
<u>7. 4. 1</u>	特定幹部職員以外の職員	<u>1. 25</u>	<u>1. 25</u>	<u>—</u>	<u>2. 50</u>	<u>1. 05</u>	<u>1. 05</u>	<u>—</u>	<u>2. 10</u>	<u>2. 30</u>	<u>2. 30</u>	<u>—</u>	<u>4. 60</u>	
	特定幹部職員	<u>1. 05</u>	<u>1. 05</u>	<u>—</u>	<u>2. 10</u>	<u>1. 25</u>	<u>1. 25</u>	<u>—</u>	<u>2. 50</u>	<u>2. 30</u>	<u>2. 30</u>	<u>—</u>	<u>4. 60</u>	

※ () は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成 1 2 年宮城県条例第 1 5 号）による削減措置後の支給割合（平成 12 年度～平成 13 年度まで削減）

(5) (ii) 定年前再任用短時間勤務職員に係る期末手当及び勤勉手当（支給割合）

適用 年月日	手当・支給 期の別 区分	期 末 手 当				勤 勉 手 当				合 計				備 考
		6 月	1 2 月	3 月	計	6 月	1 2 月	3 月	計	6 月	1 2 月	3 月	計	
13. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	0.70	0.90	0.30 (0.15)	1.90 (1.75)	0.30	0.30	—	0.60	1.00	1.20	0.30 (0.15)	2.50 (2.35)	
	特定幹部職員	0.60	0.80	0.30 (0.15)	1.70 (1.55)	0.40	0.40	—	0.80	1.00	1.20	0.30 (0.15)	2.50 (2.35)	
(14 年度)	特定幹部職員以外の職員	0.70	0.90	0.25	1.85	0.30	0.30	—	0.60	1.00	1.20	0.25	2.45	支 給 割 合 特 例 措 置
	特定幹部職員	0.60	0.80	0.25	1.65	0.40	0.40	—	0.80	1.00	1.20	0.25	2.45	
15. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	0.85	0.90	—	1.75	0.35	0.35	—	0.70	1.20	1.25	—	2.45	
	特定幹部職員	0.75	0.80	—	1.55	0.45	0.45	—	0.90	1.20	1.25	—	2.45	
(15 年度)	特定幹部職員以外の職員	0.85	0.75	—	1.60	0.35	0.35	—	0.70	1.20	1.10	—	2.30	
	特定幹部職員	0.75	0.65	—	1.40	0.45	0.45	—	0.90	1.20	1.10	—	2.30	
16. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	0.75	0.85	—	1.60	0.35	0.35	—	0.70	1.10	1.20	—	2.30	
	特定幹部職員	0.65	0.75	—	1.40	0.45	0.45	—	0.90	1.10	1.20	—	2.30	
(17 年度)	特定幹部職員以外の職員	0.75	0.85	—	1.60	0.35	0.40	—	0.75	1.10	1.25	—	2.35	
	特定幹部職員	0.65	0.75	—	1.40	0.45	0.50	—	0.95	1.10	1.25	—	2.35	
18. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	0.75	0.85	—	1.60	0.35	0.40	—	0.75	1.10	1.25	—	2.35	
	特定幹部職員	0.65	0.75	—	1.40	0.45	0.50	—	0.95	1.10	1.25	—	2.35	
(21 年度)	特定幹部職員以外の職員	0.75	0.75	—	1.50	0.35	0.35	—	0.70	1.10	1.10	—	2.20	
	特定幹部職員	0.65	0.65	—	1.30	0.45	0.45	—	0.90	1.10	1.10	—	2.20	
22. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	0.65	0.85	—	1.50	0.35	0.35	—	0.70	1.00	1.20	—	2.20	
	特定幹部職員	0.55	0.75	—	1.30	0.45	0.45	—	0.90	1.00	1.20	—	2.20	
(22 年度)	特定幹部職員以外の職員	0.65	0.80	—	1.45	0.35	0.30	—	0.65	1.00	1.10	—	2.10	
	特定幹部職員	0.55	0.70	—	1.25	0.45	0.40	—	0.85	1.00	1.10	—	2.10	
23. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	0.65	0.80	—	1.45	0.325	0.325	—	0.65	0.975	1.125	—	2.10	
	特定幹部職員	0.55	0.70	—	1.25	0.425	0.425	—	0.85	0.975	1.125	—	2.10	
27. 12. 1	特定幹部職員以外の職員	0.65	0.80	—	1.45	0.325	0.425	—	0.75	0.975	1.225	—	2.20	
	特定幹部職員	0.55	0.70	—	1.25	0.425	0.525	—	0.95	0.975	1.225	—	2.20	
28. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	0.65	0.80	—	1.45	0.375	0.375	—	0.75	1.025	1.175	—	2.20	
	特定幹部職員	0.55	0.70	—	1.25	0.475	0.475	—	0.95	1.025	1.175	—	2.20	
28. 12. 1	特定幹部職員以外の職員	0.65	0.80	—	1.45	0.375	0.425	—	0.80	1.025	1.225	—	2.25	
	特定幹部職員	0.55	0.70	—	1.25	0.475	0.525	—	1.00	1.025	1.225	—	2.25	
29. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	0.65	0.80	—	1.45	0.40	0.40	—	0.80	1.05	1.20	—	2.25	
	特定幹部職員	0.55	0.70	—	1.25	0.50	0.50	—	1.00	1.05	1.20	—	2.25	
29. 12. 1	特定幹部職員以外の職員	0.65	0.80	—	1.45	0.40	0.45	—	0.85	1.05	1.25	—	2.30	
	特定幹部職員	0.55	0.70	—	1.25	0.50	0.55	—	1.05	1.05	1.25	—	2.30	
30. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	0.65	0.80	—	1.45	0.425	0.425	—	0.85	1.075	1.225	—	2.30	
	特定幹部職員	0.55	0.70	—	1.25	0.525	0.525	—	1.05	1.075	1.225	—	2.30	
30. 12. 1	特定幹部職員以外の職員	0.65	0.80	—	1.45	0.425	0.475	—	0.90	1.075	1.275	—	2.35	
	特定幹部職員	0.55	0.70	—	1.25	0.525	0.575	—	1.10	1.075	1.275	—	2.35	
31. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	0.725	0.725	—	1.45	0.45	0.45	—	0.90	1.175	1.175	—	2.35	
	特定幹部職員	0.625	0.625	—	1.25	0.55	0.55	—	1.10	1.175	1.175	—	2.35	

通用 年月日	手当・支給 期の別 区分	期 末 手 当				勤 勉 手 当				合 計				備考
		6 月	1 2 月	3 月	計	6 月	1 2 月	3 月	計	6 月	1 2 月	3 月	計	
令和 3. 12. 1	特定幹部職員以外の職員	0. 725	0. 625	—	1. 35	0. 45	0. 45	—	0. 90	1. 175	1. 075	—	2. 25	
	特定幹部職員	0. 625	0. 525	—	1. 15	0. 55	0. 55	—	1. 10	1. 175	1. 075	—	2. 25	
4. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	0. 675	0. 675	—	1. 35	0. 45	0. 45	—	0. 90	1. 125	1. 125	—	2. 25	
	特定幹部職員	0. 575	0. 575	—	1. 15	0. 55	0. 55	—	1. 10	1. 125	1. 125	—	2. 25	
4. 12. 1	特定幹部職員以外の職員	0. 675	0. 675	—	1. 35	0. 45	0. 50	—	0. 95	1. 125	1. 175	—	2. 3	
	特定幹部職員	0. 575	0. 575	—	1. 15	0. 55	0. 60	—	1. 15	1. 125	1. 175	—	2. 3	
5. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	0. 675	0. 675	—	1. 35	0. 475	0. 475	—	0. 95	1. 15	1. 15	—	2. 3	
	特定幹部職員	0. 575	0. 575	—	1. 15	0. 575	0. 575	—	1. 15	1. 15	1. 15	—	2. 3	
5. 12. 1	特定幹部職員以外の職員	0. 675	0. 70	—	1. 375	0. 475	0. 50	—	0. 975	1. 15	1. 20	—	2. 35	
	特定幹部職員	0. 575	0. 60	—	1. 175	0. 575	0. 60	—	1. 175	1. 15	1. 20	—	2. 35	
6. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	0. 6875	0. 6875	—	1. 375	0. 4875	0. 4875	—	0. 975	1. 175	1. 175	—	2. 35	
	特定幹部職員	0. 5875	0. 5875	—	1. 175	0. 5875	0. 5875	—	1. 175	1. 175	1. 175	—	2. 35	
6. 12. 1	特定幹部職員以外の職員	<u>0. 6875</u>	<u>0. 7125</u>	<u>—</u>	<u>1. 40</u>	<u>0. 4875</u>	<u>0. 5125</u>	<u>—</u>	<u>1. 00</u>	<u>1. 175</u>	<u>1. 225</u>	<u>—</u>	<u>2. 40</u>	
	特定幹部職員	<u>0. 5875</u>	<u>0. 6125</u>	<u>—</u>	<u>1. 20</u>	<u>0. 5875</u>	<u>0. 6125</u>	<u>—</u>	<u>1. 20</u>	<u>1. 175</u>	<u>1. 225</u>	<u>—</u>	<u>2. 40</u>	
7. 4. 1	特定幹部職員以外の職員	<u>0. 70</u>	<u>0. 70</u>	<u>—</u>	<u>1. 40</u>	<u>0. 50</u>	<u>0. 50</u>	<u>—</u>	<u>1. 00</u>	<u>1. 20</u>	<u>1. 20</u>	<u>—</u>	<u>2. 40</u>	
	特定幹部職員	<u>0. 60</u>	<u>0. 60</u>	<u>—</u>	<u>1. 20</u>	<u>0. 60</u>	<u>0. 60</u>	<u>—</u>	<u>1. 20</u>	<u>1. 20</u>	<u>1. 20</u>	<u>—</u>	<u>2. 40</u>	

※ () は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成 1 2 年宮城県条例第 1 5 号）による削減措置後の支給割合（平成 13 年度のみ削減）

主な手当の改正状況

(6) 寒 冷 地 手 当

年		級 地 基準額 加算額	5 級 地 (札幌市)				5 級 地 (鳴子町)				4 級 地 (気仙沼市外6町村)				3 級 地 (左記以外の県内の地域)			
			定 率 分	定 額 分			定 率 分	定 額 分			定 率 分	定 額 分			定 率 分	定 額 分		
				世 帯 区 分				世 帯 区 分				世 帯 区 分				世 帯 区 分		
				世 帯 主	準世帯主	そ の 他		世 帯 主	準世帯主	そ の 他		世 帯 主	準世帯主	そ の 他		世 帯 主	準世帯主	そ の 他
昭 和 26	基準額	80/100	—円	—円	—円	60/100	—円	—円	—円	60/100	—円	—円	—円	45/100	—円	—円	—円	
	加算額	—	14,100	14,100	4,700	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
27	基準額	80/100	—	—	—	60/100	—	—	—	60/100	—	—	—	45/100	—	—	—	
	加算額	—	18,300	18,300	6,100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
28	基準額	80/100	—	—	—	60/100	—	—	—	60/100	—	—	—	45/100	—	—	—	
	加算額	—	19,500	19,500	6,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
31	基準額	80/100	—	—	—	60/100	—	—	—	60/100	—	—	—	45/100	—	—	—	
	加算額	—	19,500	19,500	6,500	—	4,000	4,000	1,300	—	1,800	1,800	600	—	—	—	—	
32 (8月)	基準額	80/100	—	—	—	60/100	—	—	—	60/100	—	—	—	45/100	—	—	—	
	加算額	—	21,450	21,450	7,150	—	5,000	5,000	1,700	—	2,500	2,500	850	—	—	—	—	
35	基準額	80/100	—	—	—	60/100	—	—	—	60/100	—	—	—	45/100	—	—	—	
	加算額	—	23,555	15,730	7,855	—	5,000	5,000	1,700	—	2,500	2,500	850	—	—	—	—	
36	基準額	80/100	—	—	—	60/100	—	—	—	60/100	—	—	—	45/100	—	—	—	
	加算額	—	23,555	15,730	7,855	—	7,500	5,000	2,500	—	3,750	2,500	1,250	—	—	—	—	
39	基準額	85/100	—	—	—	85/100	—	—	—	65/100	—	—	—	50/100	—	—	—	
	加算額	—	25,000	16,670	8,340	—	8,600	5,740	2,870	—	4,300	2,870	1,440	—	—	—	—	
43	基準額	45/100	26,800	17,870	8,980	45/100	26,800	17,870	8,980	35/100	20,100	13,400	6,700	25/100	16,750	11,170	5,580	
	加算額	—	27,300	18,200	9,100	—	11,000	7,350	3,700	—	5,500	3,700	1,850	—	—	—	—	
47	基準額	45/100	26,800	17,870	8,980	45/100	26,800	17,870	8,980	35/100	20,100	13,400	6,700	25/100	16,750	11,170	5,580	
	加算額	—	30,800	20,530	10,270	—	11,000	7,350	3,700	—	5,500	3,700	1,850	—	—	—	—	
50	基準額	45/100	26,800	17,870	8,980	45/100	26,800	17,870	8,980	35/100	20,100	13,400	6,700	25/100	16,750	11,170	5,580	
	加算額	—	30,800	20,530	10,270	—	17,000	11,350	5,700	—	8,500	5,700	2,850	—	—	—	—	
55	基準額	30/100	63,100	42,000	21,000	30/100	63,100	42,000	21,000	23/100	49,100	32,800	16,400	17/100	36,100	24,000	12,000	
	加算額	—	81,600	54,400	27,200	—	26,100	17,400	8,700	—	13,000	8,600	4,300	—	—	—	—	
平成 元	基準額	30/100	63,100	42,000	21,000	30/100	63,100	42,000	21,000	23/100	49,100	32,800	16,400	17/100	36,100	24,000	12,000	
	加算額	—	51,600	34,400	17,200	—	16,500	11,000	5,500	—	8,200	5,500	2,700	—	—	—	—	

第 9 参考資料（會計年度任用職員關係）

第 9 目 次

1	会計年度任用職員級別標準職務表	9-1
2	級別資格基準表	9-2
3	学歴免許等資格区分表	9-6
4	経験年数換算表	9-7
5	免許所有職員等の経験年数の取扱い	9-8
6	修学年数調整表	9-9
7	初任給基準表	9-10
8	上位級決定時号俸対応表	9-13
9	号俸決定上限表	9-41

会 計 年 度 任 用 職 員 級 別 標 準 職 務 表

給料表の種類	職務の級	標準的な職務
行政職給料表	1級	定型的な事務又は技術の職務
	2級	知識経験を必要とする事務又は技術の職務
	3級	高度の知識経験を必要とする事務又は技術の職務
	4級	特に高度の知識経験に基づき困難な業務を行う事務又は技術の職務
	5級	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う事務又は技術の職務
備考 行政職給料表の適用を受ける者以外の者の職務の級の分類は、旅費条例第2条第2項の行政職給料表の適用を受けない者について任命権者が知事に協議して定めるこれに相当する職務の級とこの表に定める職務の級との権衡を考慮し、任命権者が知事に協議して定める。		

級 別 資 格 基 準 表

1 行政職給料表

学 歴 免 許 等	職 務 の 級				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
大 学 卒	0	3	7	11	13
短 大 卒	0	5	9	13	15
高 校 卒	0	7	11	15	17
中 学 卒	3	11	15	19	21

2 公安職給料表

学 歴 免 許 等	職 務 の 級					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
高 校 卒	0	2	5	10	16	18
中 学 卒	4	6	9	14	20	22

3 教育職給料表 (1)

職 種	学歴免許等	職 務 の 級	
		1 級	2 級
教諭に相当する職務 養護教諭に相当する職務 栄養教諭に相当する職務	大 学 卒		0
	短 大 卒	0	2.5
助教諭に相当する職務 養護助教諭に相当する職務 講師に相当する職務 実習助手に相当する職務 寄宿舍指導員に相当する職務	大 学 卒	0	別に定める
	短 大 卒	0	別に定める
	高 校 卒	0	別に定める

4 教育職給料表 (2)

職 種	学歴免許等	職 務 の 級	
		1 級	2 級
教諭に相当する職務 養護教諭に相当する職務 栄養教諭に相当する職務	大 学 卒		0
	短 大 卒		0
助教諭に相当する職務 養護助教諭に相当する職務 講師に相当する職務	大 学 卒	0	別に定める
	短 大 卒	0	別に定める
	高 校 卒	0	別に定める

5 研究職給料表

学歴免許等	職務の級		
	1級	2級	3級
大学卒	0	1	別に定める
短大卒	0	2.5	別に定める
高校卒	0	5	別に定める
中学卒	3	9	別に定める

6 医療職給料表 (1)

職種	学歴免許等	職務の級	
		1級	2級
医師に相当する職務 歯科医師に相当する職務	大学6卒	0	別に定める

7 医療職給料表 (2)

職 種	学歴免許等	職 務 の 級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
獣医師に相当する職務	大 学 6 卒		0	2	5	別に定める
薬剤師に相当する職務	大 学 6 卒		0	2	5	別に定める
	大 学 卒		0	5	8	別に定める
栄養士に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 卒	0	1.5	7	別に定める	別に定める
診療放射線技師に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 3 卒	0	1	6	別に定める	別に定める
診療エックス線技師に相当する職務	短 大 卒	0	1.5	7	別に定める	別に定める
臨床検査技師に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 3 卒	0	1	6	別に定める	別に定める
衛生検査技師に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 卒	0	1.5	7	別に定める	別に定める
臨床工学技士に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 3 卒	0	1	6	別に定める	別に定める
理学療法士に相当する職務 作業療法士に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 3 卒	0	1	6	別に定める	別に定める
視能訓練士に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 3 卒	0	1	6	別に定める	別に定める
言語聴覚士に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 3 卒	0	1	6	別に定める	別に定める
義肢装具士に相当する職務	短 大 3 卒	0	1	6	別に定める	別に定める
歯科衛生士に相当する職務	短 大 卒	0	1.5	7	別に定める	別に定める
	高校専攻科卒	0	4	9	別に定める	別に定める
歯科技工士に相当する職務	短 大 卒	0	1.5	7	別に定める	別に定める
	高 校 卒	0	5	10	別に定める	別に定める
あん摩マッサージ指圧師に相当する職務 はり師に相当する職務 きゅう師に相当する職務 柔道整復師に相当する職務	短 大 3 卒	0	1	6	別に定める	別に定める
	短 大 2 卒	0	1.5	7	別に定める	別に定める
	高 校 卒	0	5	10	別に定める	別に定める
	中 学 卒	4	別に定める	別に定める		
その他	短 大 卒	0	別に定める	別に定める		
	高 校 卒	0	別に定める	別に定める		
	中 学 卒	4	別に定める	別に定める		

8 医療職給料表 (3)

職 種	学歴免許等	職 務 の 級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
保健師に相当する職務 助産師に相当する職務 看護師に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 卒		0	7	別に定める	別に定める
准看護師に相当する職務	准 看 護 師 養 成 所 卒	0	別に定める			

学 歴 免 許 等 資 格 区 分 表

学 歴 免 許 等 の 区 分		学 歴 免 許 等 の 資 格
基準学歴区分	学 歴 区 分	
1 大学卒	(1) 博士課程修了	ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学院博士課程の修了 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(2) 修士課程修了	ア 学校教育法による大学院修士課程の修了 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(3) 専門職学位課程修了	ア 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(4) 大学 6 卒	ア 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第 85 条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限 6 年のものに限る。）の卒業 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(5) 大学専攻科卒	ア 学校教育法による 4 年制の大学の専攻科の卒業 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(6) 大学 4 卒	ア 学校教育法による 4 年制の大学の卒業 イ 気象大学校大学部（修業年限 4 年のものに限る。）の卒業 ウ 海上保安大学校本科の卒業 エ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	(1) 短大 3 卒	ア 学校教育法による 3 年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限 3 年の前期課程の修了 イ 学校教育法による 2 年制の短期大学の専攻科の卒業 ウ 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 エ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(2) 短大 2 卒	ア 学校教育法による 2 年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限 2 年の前期課程の修了 イ 学校教育法による高等専門学校の卒業 ウ 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2 年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業 エ 航空保安大学校本科の卒業 オ 海上保安学校本科の修業年限 2 年の課程の卒業 カ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(3) 短大 1 卒	ア 海上保安学校本科の修業年限 1 年の課程の卒業 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	(1) 高校専攻科卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(2) 高校 3 卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第 76 条第 2 項に規定する高等部に限る。）の卒業 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(3) 高校 2 卒	ア 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中 学 卒	ア 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第 76 条第 1 項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格

備考

この表の「特別支援学校」には平成 18 年法律第 80 号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成 13 年法律第 153 号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

経 験 年 数 換 算 表

経 歴		換 算 率
<u>国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員としての在職期間</u>	<u>職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服するものとして職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）</u>	<u>100／100</u>
	その他の期間	<u>100／100 以下</u>
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100／100 以下
その他の期間	<u>職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間</u>	100／100 以下
	その他の期間	25／100 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合及び教育職給料表の適用を受ける職員に適用する場合は、50／100 以下）

免 許 所 有 職 員 等 の 経 験 年 数 の 取 扱 い

免許取得後の経験年数として取り扱うことのできる免許取得前の経歴

給 料 表	職 員	経 歴	経験年数として取り扱うことができる年数
医療職給料表（２）	歯 科 衛 生 士 に 相 当 す る 職 務	口くう衛生業務の補助に従事した経歴	８割以下の年数（部 内の他の職員との均 衡を著しく失する場 合は、１０割以下の 年数で事務局長の承 認を得たもの）
	歯 科 技 工 士 に 相 当 す る 職 務	歯科技工に関する業務に従事した経歴	
	あん摩マッサージ指 圧師に相当する職務、 はり師に相当する職 務、きゅう師に相当 する職務及び柔道整復 師に相当する職務	それぞれあん摩、マッサージ若しくは指圧、 はり、きゅう又は柔道整復に直接関係ある 業務に従事した経歴	
	診 療 放 射 線 技 師 に 相 当 す る 職 務	診療エックス線技師の業務等診療放射線技 師の業務に直接関係ある業務に従事した経 歴	
	診療エックス線技師 に 相 当 す る 職 務	診療エックス線業務に直接関係ある業務に 従事した経歴	
	臨 床 検 査 技 師 に 相 当 す る 職 務	衛生検査技師の業務等臨床検査技師の業務 に直接関係ある業務に従事した経歴	
	衛 生 検 査 技 師 に 相 当 す る 職 務	衛生検査の業務に従事した経歴	
	臨 床 工 学 技 士 に 相 当 す る 職 務	生命維持管理装置の操作及び保守点検に直 接関係ある業務に従事した経歴	
	理学療法士に相当す る職務及び作業療法 士に相当する職務	理学療法又は作業療法の業務に従事した経 歴	
	義 肢 装 具 士 に 相 当 す る 職 務	義肢及び装具の製作及び適合等に直接関係 ある業務に従事した経歴（医療職給料表(2) 初任給基準表の備考第２項の規定の適用を 受ける者にあつては、事務局長の承認を得 たものに限る。）	
	視 能 訓 練 士 に 相 当 す る 職 務	視能訓練の業務に従事した経歴	
	言 語 聴 覚 士 に 相 当 す る 職 務	言語訓練、聴能訓練等に直接関係ある業務 に従事した経歴	
医療職給料表（３）	看護師並びに看護師 の免許を有する保健 師に相当する職務及 び助産師に相当する 職務	准看護師の業務に従事した経歴	

（注）免許取得の時期が遅延した者の取扱い

免許の取得に当たって施行された資格試験に合格した後において、免許の付与の手続の遅延等やむを得ない事情によって正式の免許の取得の時期が遅れたものについては、その試験に合格した時をもって当該免許を取得した時とみなすことができる。

修 学 年 数 調 整 表

学 歴 区 分	修 学 年 数	基 準 学 歴 区 分			
		大学卒 (16 年)	短大卒 (14 年)	高校卒 (12 年)	中学卒 (9 年)
博 士 課 程 修 了	21 年	+5 年	+7 年	+9 年	+12 年
修 士 課 程 修 了	18 年	+2 年	+4 年	+6 年	+9 年
専 門 職 学 位 課 程 修 了	18 年	+2 年	+4 年	+6 年	+9 年
大 学 6 卒	18 年	+2 年	+4 年	+6 年	+9 年
大 学 専 攻 科 卒	17 年	+1 年	+3 年	+5 年	+8 年
大 学 4 卒	16 年		+2 年	+4 年	+7 年
短 大 3 卒	15 年	−1 年	+1 年	+3 年	+6 年
短 大 2 卒	14 年	−2 年		+2 年	+5 年
短 大 1 卒	13 年	−3 年	−1 年	+1 年	+4 年
高 校 専 攻 科 卒	13 年	−3 年	−1 年	+1 年	+4 年
高 校 3 卒	12 年	−4 年	−2 年		+3 年
高 校 2 卒	11 年	−5 年	−3 年	−1 年	+2 年
中 学 卒	9 年	−7 年	−5 年	−3 年	

初 任 給 基 準 表

1 行政職給料表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
一般		1 級 1 号俸

2 公安職給料表

学 歴 免 許 等	初 任 給
	1 級 1 号俸

3 教育職給料表 (1)

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
教諭に相当する職務 養護教諭に相当する職務 栄養教諭に相当する職務	博士課程修了	2 級 1 号俸
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2 級 1 号俸
	大学卒	2 級 1 号俸
	短大卒	1 級 1 号俸
助教諭に相当する職務 養護助教諭に相当する職務 講師に相当する職務 実習助手に相当する職務 寄宿舍指導員に相当する職務	大学卒	1 級 1 号俸
	短大卒	1 級 1 号俸
	高校卒	1 級 1 号俸

4 教育職給料表 (2)

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
教諭に相当する職務 養護教諭に相当する職務 栄養教諭に相当する職務	博士課程修了	2 級 13 号俸
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2 級 13 号俸
	大学卒	2 級 13 号俸
	短大卒	2 級 1 号俸
助教諭に相当する職務 養護助教諭に相当する職務 講師に相当する職務	大学卒	1 級 1 号俸
	短大卒	1 級 1 号俸
	高校卒	1 級 1 号俸

5 研究職給料表

学 歴 免 許 等	初 任 給
	1 級 1 号俸

6 医療職給料表（1）

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医師に相当する職務 歯科医師に相当する職務	大学6卒	1級1号俸

7 医療職給料表（2）

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
獣医師に相当する職務	大学6卒	2級1号俸
	大学卒	2級1号俸
薬剤師に相当する職務	大学6卒	2級1号俸
	大学卒	2級1号俸
栄養士に相当する職務	大学卒	2級1号俸
	短大卒	1級1号俸
診療放射線技師に相当する職務	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級1号俸
診療エックス線技師に相当する職務	短大卒	1級1号俸
臨床検査技師に相当する職務	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級1号俸
衛生検査技師に相当する職務	大学卒	2級1号俸
	短大卒	1級1号俸
臨床工学技士に相当する職務	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級1号俸
理学療法士に相当する職務 作業療法士に相当する職務	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級1号俸
視能訓練士に相当する職務	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級1号俸
言語聴覚士に相当する職務	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級1号俸
義肢装具士に相当する職務	短大3卒	1級1号俸
歯科衛生士に相当する職務	短大卒	1級1号俸
	高校専攻科卒	1級1号俸
歯科技工士に相当する職務	短大卒	1級1号俸
	高校卒	1級1号俸
あん摩マッサージ指圧師に相当する職務 はり師に相当する職務 きゅう師に相当する職務 柔道整復師に相当する職務	短大3卒	1級1号俸
	短大2卒	1級1号俸
	高校卒	1級1号俸
その他	短大卒	1級1号俸
	高校卒	1級1号俸

8 医療職給料表 (3)

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
保健師に相当する職務 助産師に相当する職務	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	2級1号俸
看護師に相当する職務	短大3卒	2級1号俸
	短大2卒	2級1号俸
准看護師に相当する職務	准看護師養成所卒	1級1号俸

上 位 級 決 定 時 号 俸 対 応 表

1 行政職給料表上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に 受けていた号俸	上 位 級 の 号 俸			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	3
12	1	1	1	4
13	1	1	1	5
14	1	1	1	6
15	1	1	1	7
16	1	1	1	8
17	1	1	1	9
18	1	1	1	10
19	1	1	1	11
20	1	1	1	12
21	1	1	1	13
22	1	2	2	14
23	1	3	3	15
24	1	4	4	16
25	1	5	5	17
26	1	6	6	17
27	1	7	7	17
28	1	8	8	17
29	1	9	9	17
30	1	10	10	17
31	1	11	11	17
32	1	12	12	17
33	1	13	13	17
34	2	14	14	17
35	3	15	15	17
36	4	16	16	17
37	5	17	17	17
38	6	18	18	17
39	7	19	19	17

40	8	20	20	17
41	9	21	21	17
42	10	22	22	17
43	11	23	23	17
44	12	24	24	17
45	13	25	25	17
46	14	26	26	17
47	15	27	27	17
48	16	28	28	17
49	17	29	29	17
50	18	30	30	17
51	19	31	31	17
52	20	32	32	17
53	21	33	33	17
54	21	33	34	17
55	22	34	35	17
56	22	34	36	17
57	23	35	37	17
58	23	35	37	17
59	24	36	37	17
60	24	36	38	17
61	25	37	38	17
62	25	38	38	17
63	26	39	39	17
64	26	40	39	17
65	27	41	39	17
66	27	41	40	17
67	28	42	40	17
68	28	42	40	17
69	29	43	41	17
70	29	43	41	17
71	29	44	41	17
72	30	44	42	17
73	30	45	42	17
74	30	45	42	17
75	31	45	43	17
76	31	45	43	17
77	31	45	43	17
78	32	46	44	17
79	32	46	44	17
80	32	46	44	17
81	33	46	45	17
82	33	46	45	17
83	33	47	45	17

84	34	47	45	17
85	34	47	46	17
86	34	47	46	17
87	35	47	46	17
88	35	48	46	17
89	35	48	47	17
90	36	48	47	17
91	36	48	47	17
92	36	48	47	17
93	37	49	47	17
94		49	47	
95		49	47	
96		49	48	
97		49	48	
98		50	48	
99		50	48	
100		50	48	
101		50	48	
102		50	48	
103		51	49	
104		51	49	
105		51	49	
106		51	49	
107		51	49	
108		52	49	
109		52	49	
110		52		
111		52		
112		52		
113		52		
114		52		
115		52		
116		52		
117		53		
118		53		
119		53		
120		53		
121		53		
122		53		
123		53		
124		53		
125		53		

2 公安職給料表上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に 受けていた号俸	上 位 級 の 号 俸				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2
11	3	1	1	1	3
12	4	1	1	1	4
13	5	1	1	1	5
14	6	2	1	1	6
15	7	3	1	1	7
16	8	4	1	1	8
17	9	5	1	1	9
18	10	6	1	1	10
19	11	7	1	1	11
20	12	8	1	1	12
21	13	9	1	1	13
22	14	10	2	1	14
23	15	11	3	1	15
24	16	12	4	1	16
25	17	13	5	1	17
26	18	14	6	1	17
27	19	15	7	1	17
28	20	16	8	1	17
29	21	17	9	1	17
30	22	18	10	2	17
31	23	19	11	3	17
32	24	20	12	4	17
33	25	21	13	5	17
34	26	22	14	6	17
35	27	23	15	7	17
36	28	24	16	8	17
37	29	25	17	9	17
38	30	26	18	10	17
39	31	27	19	11	17
40	32	28	20	12	17

41	33	29	21	13	17
42	34	30	22	14	17
43	35	31	23	15	17
44	36	32	24	16	17
45	37	33	25	17	17
46	38	34	26	18	17
47	39	35	27	19	17
48	40	36	28	20	17
49	41	37	29	21	17
50	42	38	30	22	17
51	43	39	31	23	17
52	44	40	32	24	17
53	45	41	33	25	17
54	46	42	34	26	17
55	47	43	35	27	17
56	48	44	36	28	17
57	49	45	37	29	17
58	50	46	38	30	17
59	51	47	39	31	17
60	52	48	40	32	17
61	53	49	41	33	17
62	54	50	42	34	17
63	55	51	43	35	17
64	56	52	44	36	17
65	57	53	45	37	17
66	58	54	46	37	17
67	59	55	47	38	17
68	60	56	48	38	17
69	61	57	49	39	17
70	62	58	49	39	17
71	63	59	50	40	17
72	64	60	50	40	17
73	65	61	51	41	17
74	66	62	51	42	17
75	67	63	52	43	17
76	68	64	52	44	17
77	69	65	53	45	17
78	69	66	54	46	17
79	70	67	55	47	17
80	70	68	56	48	17
81	71	69	57	49	17
82	71	70	58	49	17
83	72	71	59	50	17

84	72	72	60	50	17
85	73	73	61	51	17
86	74	74	62	51	17
87	75	75	63	52	17
88	76	76	64	52	17
89	77	77	65	53	17
90	78	78	66	53	17
91	79	79	67	53	17
92	80	80	68	54	17
93	81	81	69	54	17
94	82	82	70	54	
95	83	83	71	55	
96	84	84	72	55	
97	85	85	73	55	
98	86	86	74	56	
99	87	87	75	56	
100	88	88	76	56	
101	89	89	77	57	
102	90	89	78	58	
103	91	90	79	59	
104	92	90	80	60	
105	93	91	81	60	
106	93	91	82	60	
107	93	92	83	60	
108	94	92	84	60	
109	94	93	85	60	
110	94	94	85	60	
111	95	95	86	60	
112	95	96	86	60	
113	95	97	87	61	
114	96	98	87	61	
115	96	99	88	61	
116	96	100	88	61	
117	97	101	89	61	
118	97	101	89	61	
119	98	101	90	61	
120	98	102	90	61	
121	99	102	91	61	
122	99	102	91	61	
123	100	103	92	62	
124	100	103	92	62	
125	101	103	92	63	
126		104	92		

127		104	92		
128		104	92		
129		105	92		
130		105	92		
131		105	92		
132		106	92		
133		106	93		
134		106	93		
135		107	93		
136		107	93		
137		107	93		
138		108	94		
139		108	95		
140		108	96		
141		109	96		
142		109			
143		110			
144		110			
145		111			

3 教育職給料表（1）上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に 受けていた号俸	上位級の 号俸
	2 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	2
23	3
24	4
25	5
26	6
27	7
28	8
29	9
30	10
31	11
32	12
33	13
34	14
35	15
36	16
37	17
38	18
39	19

40	20
41	21
42	22
43	23
44	24
45	25
46	25
47	26
48	26
49	27
50	27
51	28
52	28
53	29
54	29
55	30
56	30
57	31
58	31
59	32
60	32
61	33
62	33
63	33
64	33
65	33
66	33
67	33
68	33
69	33
70	33
71	33
72	33
73	33
74	33
75	33
76	33
77	33
78	33
79	33
80	33
81	33
82	33

83	33
84	33
85	33
86	33
87	33
88	33
89	33
90	33
91	33
92	33
93	33
94	33
95	33
96	33
97	33
98	33
99	33
100	33
101	33
102	33
103	33
104	33
105	33
106	33
107	33
108	33
109	33
110	33
111	33
112	33
113	33
114	33
115	33
116	33
117	33
118	33
119	33
120	33
121	33
122	33
123	33
124	33
125	33

126	33
127	33
128	33
129	33
130	33
131	33
132	33
133	33
134	33
135	33
136	33
137	33
138	33
139	33
140	33
141	33
142	33
143	33
144	33
145	33
146	33
147	33
148	33
149	33
150	33
151	33
152	33
153	33

4 教育職給料表（2）上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に 受けていた号俸	上位級の 号俸
	2 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	2
11	3
12	4
13	5
14	6
15	7
16	8
17	9
18	10
19	11
20	12
21	13
22	14
23	15
24	16
25	17
26	18
27	19
28	20
29	21
30	22
31	23
32	24
33	25
34	26
35	27
36	28
37	29
38	30
39	31

40	32
41	33
42	34
43	35
44	36
45	37
46	37
47	38
48	38
49	39
50	39
51	40
52	40
53	41
54	41
55	42
56	42
57	43
58	43
59	44
60	44
61	45
62	45
63	46
64	46
65	47
66	47
67	48
68	48
69	49
70	49
71	50
72	50
73	51
74	51
75	52
76	52
77	53
78	53
79	54
80	54
81	55
82	55

83	56
84	56
85	57
86	58
87	59
88	60
89	61
90	61
91	61
92	62
93	62
94	62
95	63
96	63
97	63
98	64
99	64
100	64
101	65
102	65
103	65
104	65
105	65
106	65
107	65
108	66
109	66
110	66
111	66
112	66
113	66
114	66
115	67
116	67
117	67
118	67
119	67
120	67
121	67
122	68
123	68
124	68
125	68

126	
127	
128	
129	
130	
131	
132	
133	
134	
135	
136	
137	
138	
139	
140	
141	
142	
143	
144	
145	
146	
147	
148	
149	
150	
151	
152	
153	
154	
155	
156	
157	
158	
159	
160	
161	

5 研究職給料表上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に 受けていた号俸	上 位 級 の 号 俸	
	2 級	3 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	1
23	1	1
24	1	1
25	1	1
26	2	1
27	3	1
28	4	1
29	5	1
30	6	1
31	7	1
32	8	1
33	9	1
34	10	1
35	11	1
36	12	1
37	13	1
38	14	1
39	15	1
40	16	1

41	17	1
42	17	2
43	18	3
44	18	4
45	19	5
46	19	6
47	20	7
48	20	8
49	21	9
50	22	9
51	23	9
52	24	10
53	25	10
54	25	10
55	26	11
56	26	11
57	27	11
58	27	12
59	28	12
60	28	12
61	29	13
62	29	13
63	29	13
64	30	13
65	30	13
66	30	13
67	31	13
68	31	13
69	31	13
70	32	13
71	32	13
72	32	13
73	33	13
74	33	13
75	34	13
76	34	13
77	35	13
78	35	13
79	36	13
80	36	13
81	37	13
82	37	13
83	38	13

84	38	13
85	39	13
86	39	13
87	40	13
88	40	13
89	41	13
90	41	13
91	42	13
92	42	13
93	43	13
94	43	13
95	44	13
96	44	13
97	45	13
98	46	13
99	47	13
100	48	13
101	49	13
102	50	13
103	51	13
104	52	13
105	53	13
106	53	13
107	53	13
108	54	13
109	54	13
110	54	13
111	55	13
112	55	13
113	55	13
114	56	13
115	56	13
116	56	13
117	57	13
118	57	13
119	58	13
120	58	13
121	59	13

6 医療職給料表（1）上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に 受けていた号俸	上位級の 号俸
	2 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	2
35	3
36	4
37	5
38	6
39	7

40	8
41	9
42	10
43	11
44	12
45	13
46	13
47	13
48	13
49	13
50	13
51	13
52	13
53	13
54	13
55	13
56	13
57	13
58	13
59	13
60	13
61	13
62	13
63	13
64	13
65	13
66	
67	
68	
69	
70	
71	
72	
73	
74	
75	
76	
77	
78	
79	
80	
81	
82	

83	
84	
85	

7 医療職給料表（2）上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に 受けていた号俸	上 位 級 の 号 俸			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	1	1	6	1
19	1	1	7	1
20	1	1	8	1
21	1	1	9	1
22	2	2	10	2
23	3	3	11	3
24	4	4	12	4
25	5	5	13	5
26	6	6	14	6
27	7	7	15	7
28	8	8	16	8
29	9	9	17	9
30	10	10	18	10
31	11	11	19	11
32	12	12	20	12
33	13	13	21	13
34	14	14	22	13
35	15	15	23	13
36	16	16	24	13
37	17	17	25	13
38	18	18	26	13
39	19	19	27	13
40	20	20	28	13

41	21	21	29	13
42	22	22	30	13
43	23	23	31	13
44	24	24	32	13
45	25	25	33	13
46	25	26	34	13
47	26	27	35	13
48	26	28	36	13
49	27	29	37	13
50	27	30	38	13
51	28	31	39	13
52	28	32	40	13
53	29	33	41	13
54	29	34	42	13
55	30	35	43	13
56	30	36	44	13
57	31	37	45	13
58	31	38	46	13
59	32	39	47	13
60	32	40	48	13
61	33	41	49	13
62	33	42	50	13
63	34	43	51	13
64	34	44	52	13
65	35	45	53	13
66	35	46	54	13
67	36	47	55	13
68	36	48	56	13
69	37	49	57	13
70	37	49	57	13
71	38	50	58	13
72	38	50	58	13
73	39	51	59	13
74	39	51	59	13
75	40	52	60	13
76	40	52	60	13
77	41	53	61	13
78	41	53	61	13
79	41	53	62	13
80	42	54	62	13
81	42	54	63	13
82	42	54	63	13
83	43	55	64	13

84	43	55	64	13
85	43	55	65	13
86		56	66	13
87		56	67	13
88		56	68	13
89		56	69	13
90		56	69	13
91		57	70	13
92		57	70	13
93		57	70	13
94		57	70	13
95		57	70	13
96		58	70	13
97		58	70	13
98		58	70	13
99		58	70	13
100		58	70	13
101		59	70	13
102		59	70	
103		59	70	
104		59	70	
105		59	70	
106			70	
107			70	
108			70	
109			70	
110				
111				
112				
113				

8 医療職給料表 (3) 上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に 受けていた号俸	上 位 級 の 号 俸			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	2	1	6	1
19	3	1	7	1
20	4	1	8	1
21	5	1	9	1
22	6	1	10	2
23	7	1	11	3
24	8	1	12	4
25	9	1	13	5
26	10	1	14	6
27	11	1	15	7
28	12	1	16	8
29	13	1	17	9
30	14	2	18	10
31	15	3	19	11
32	16	4	20	12
33	17	5	21	13
34	18	6	22	13
35	19	7	23	13
36	20	8	24	13
37	21	9	25	13
38	22	10	26	13
39	23	11	27	13
40	24	12	28	13

41	25	13	29	13
42	26	14	30	13
43	27	15	31	13
44	28	16	32	13
45	29	17	33	13
46	30	18	34	13
47	31	19	35	13
48	32	20	36	13
49	33	21	37	13
50	34	22	38	13
51	35	23	39	13
52	36	24	40	13
53	37	25	41	13
54	38	26	42	13
55	39	27	43	13
56	40	28	44	13
57	41	29	45	13
58	41	30	46	13
59	42	31	47	13
60	42	32	48	13
61	43	33	49	13
62	43	34	50	13
63	44	35	51	13
64	44	36	52	13
65	45	37	53	13
66	46	38	54	13
67	47	39	55	13
68	48	40	56	13
69	49	41	57	13
70	50	42	58	13
71	51	43	59	13
72	52	44	60	13
73	53	45	61	13
74	54	46	62	13
75	55	47	63	13
76	56	48	64	13
77	57	49	65	13
78	58	50	66	13
79	59	51	67	13
80	60	52	68	13
81	61	53	69	13
82	62	54	70	13
83	63	55	71	13

84	64	56	72	13
85	65	57	73	13
86	65	58	74	13
87	66	59	75	13
88	66	60	76	13
89	67	61	77	13
90	67	62	78	13
91	68	63	79	13
92	68	64	80	13
93	69	65	81	13
94	70	66	81	13
95	71	67	82	13
96	72	68	82	13
97	73	69	83	13
98	74	70	83	13
99	75	71	84	13
100	76	72	84	13
101	77	73	85	13
102	77	74	86	13
103	78	75	87	13
104	78	76	88	13
105	79	77	88	13
106	79	77	88	13
107	80	77	89	13
108	80	78	89	13
109	81	78	89	13
110	81	78	90	
111	81	79	90	
112	81	79	90	
113	81	79	91	
114	82	80	91	
115	82	80	91	
116	82	80	92	
117	82	81	92	
118	82	81	92	
119	83	81	93	
120	83	81	93	
121	83	82	93	
122	83	82		
123	83	82		
124	84	82		
125	84	83		
126	84	83		

127	84	83		
128	84	83		
129	85	84		
130	85	84		
131	85	84		
132	86	84		
133	86	85		
134	86	85		
135	87	85		
136	87	86		
137	87	86		
138	88	86		
139	88	86		
140	88	86		
141	89	87		
142	89	87		
143	89	87		
144	89	87		
145	90	87		
146	90	88		
147	90	88		
148	90	88		
149	91	88		
150	91	88		
151	91	89		
152	91	89		
153	92	89		
154	92			
155	92			
156	92			
157	93			
158	93			
159	93			
160	94			
161	94			
162	94			
163	95			
164	95			
165	95			
166	96			
167	96			
168	96			
169	97			

号 俸 決 定 上 限 表

適 用 さ れ る 給 料 表	職 務 の 級	上 限
行政職給料表	1 級	29 号俸
	2 級	13 号俸
	3 級	13 号俸
	4 級	13 号俸
	5 級	17 号俸
公安職給料表	1 級	25 号俸
	2 級	29 号俸
	3 級	29 号俸
	4 級	21 号俸
	5 級	13 号俸
	6 級	17 号俸
教育職給料表 (1)	1 級	25 号俸
	2 級	33 号俸
教育職給料表 (2)	1 級	25 号俸
	2 級	45 号俸
研究職給料表	1 級	29 号俸
	2 級	17 号俸
	3 級	13 号俸
医療職給料表 (1)	1 級	17 号俸
	2 級	13 号俸
医療職給料表 (2)	1 級	21 号俸
	2 級	19 号俸
	3 級	13 号俸
	4 級	13 号俸
	5 級	13 号俸
医療職給料表 (3)	1 級	5 号俸
	2 級	15 号俸
	3 級	13 号俸
	4 級	13 号俸
	5 級	13 号俸